

平成24年度調査  
駅前放置自転車の現況と対策

 東京都青少年・治安対策本部

# 目 次

## 第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	4
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	5
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	6
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	18
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	20
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	21
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	22
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	24
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	24
(3) 設置者別収容能力の推移	25
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	25
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	26
(6) 自転車等駐車場の利用形態、駅からの距離等	34
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	38
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	40
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成23年度)	40
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成23年度)	41
(4) 処分の内訳(区市町村別)	42
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	45
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	46

## 第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	49
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	51
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	53

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	54
(3) 区市町村における対策費の概況	55
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	56
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	57
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	61
(2) 条例の主な制定内容	62
5 放置禁止区域等の指定状況	71
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	73
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	77
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	81

### 第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	85
2 特別区都市計画交付金	87
3 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	90
4 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)	92
5 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	97
6 市町村土木費補助事業(都補助金)	98
7 社会資本整備総合交付金	99
8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	101
9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	103

### 第4 参考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	109
2 自転車関係団体	116
3 関係法令	119

## － 凡 例 －

### 1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

### 2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

平成24年10月の晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成24年9月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成23年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数には、平成22年度中に撤去した自転車等の返還台数が含まれる場合がある。  
また、平成23年度中に撤去した自転車等の中には、平成24年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

### 3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

### 4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車としての再利用をすることを条件とした売却又は無償譲渡をいう。

# 第1 放置自転車を取り巻く状況

## 1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

## 2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の利用形態、駅からの距離等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

## 3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成23年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成23年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

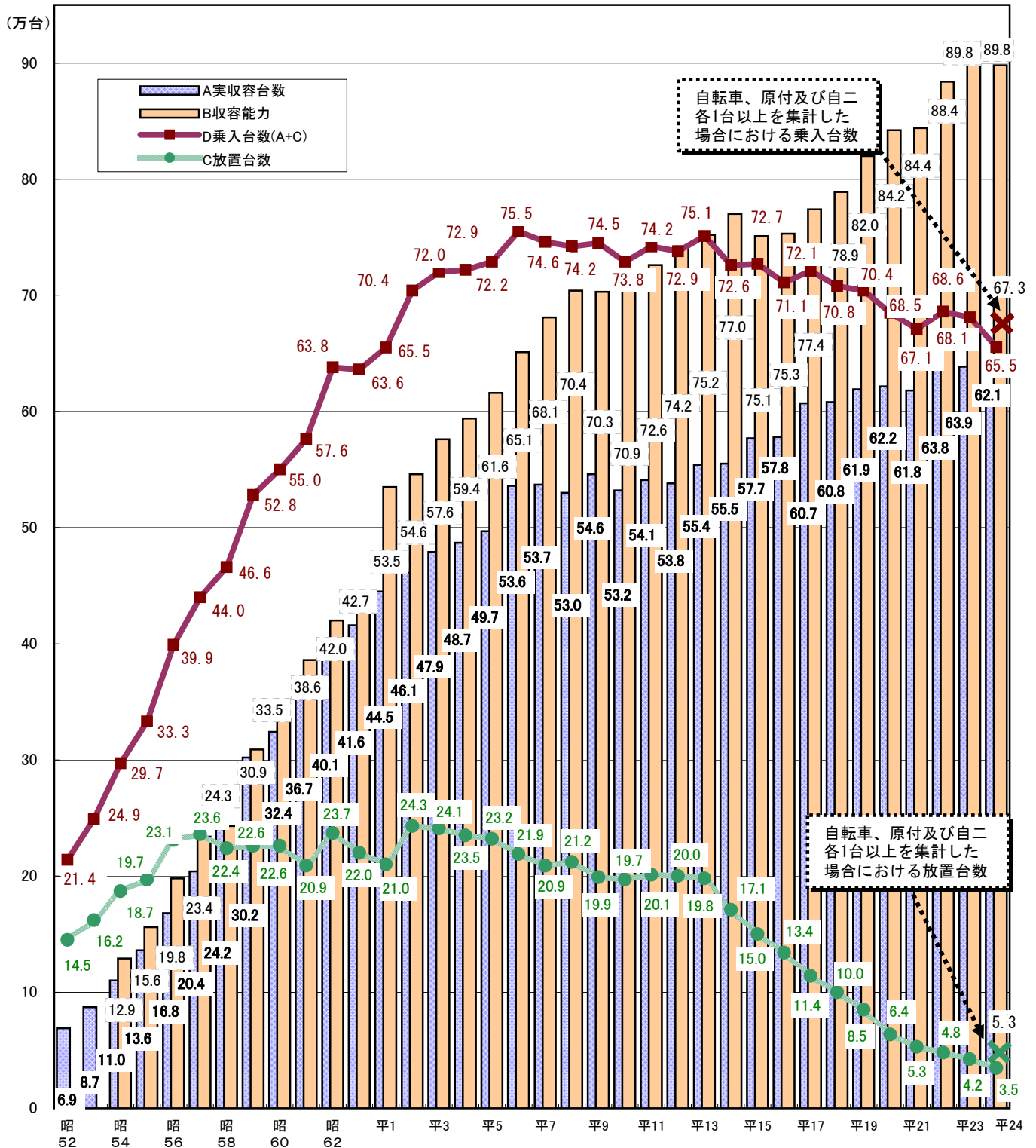


# 第1 放置自転車を取り巻く状況

## 1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

### (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

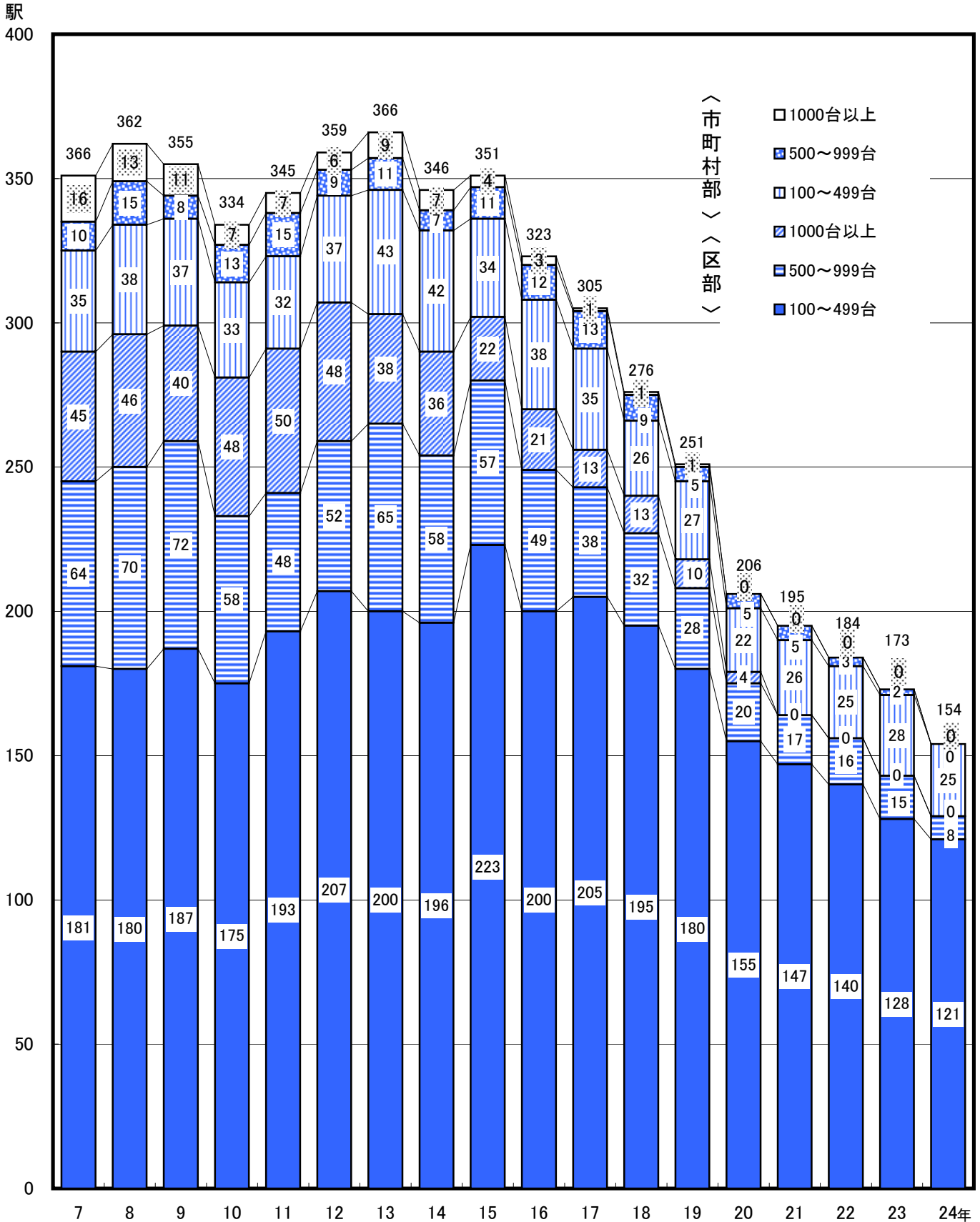
- ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にある。
- ・これまでの調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上)による放置台数は、34,700台となった。一方、自転車、原付及び自二各1台以上を調査した放置台数は52,796台となった。
- ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。





## (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は154駅であり、平成16年以降毎年減少している。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数は10年前の約半数であり、区部が83.8%を占めている。



### (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

・平成24年度における放置率の上位3位は、都心3区が占めた。

	放置台数(台)				放置率 (%)	放置自転車のある駅数(箇所)			
	自転車	原付	自二	計		1～99 台	100～499 台	500～999 台	計
合計	48,197	2,612	1,987	52,796	7.8	449	146	8	603
区部計	41,291	2,129	1,812	45,232	11.1	338	121	8	467
千代田区	2,552	82	66	2,700	64.3	7	7	1	15
中央区	3,792	67	66	3,925	49.6	7	14		21
港区	3,072	50	157	3,279	45.4	23	8	1	32
新宿区	3,051	63	93	3,207	38.9	25	5	2	32
文京区	1,939	93	83	2,115	46.0	10	9		19
台東区	3,442	58	154	3,654	42.7	2	9	2	13
墨田区	1,331	118	46	1,495	14.5	10	4		14
江東区	1,878	157	103	2,138	13.6	16	7		23
品川区	1,665	116	114	1,895	18.0	22	5		27
目黒区	565	44	70	679	11.2	12	1		13
大田区	2,116	147	173	2,436	7.6	30	5		35
世田谷区	2,445	146	186	2,777	6.9	31	9		40
渋谷区	643	51	37	731	9.5	17	2		19
中野区	955	118	109	1,182	8.0	12	2		14
杉並区	1,660	163	109	1,932	6.2	19	5		24
豊島区	1,385	96	61	1,542	12.6	13	5		18
北区	2,190	59	23	2,272	13.0	11	3	2	16
荒川区	590	11		601	8.0	10	1		11
板橋区	2,917	194	107	3,218	15.1	11	11		22
練馬区	1,050	56	39	1,145	3.4	18	4		22
足立区	193	33	16	242	0.6	15			15
葛飾区	1,540	171		1,711	6.1	7	5		12
江戸川区	320	36		356	0.9	10			10
市部計	6,905	483	175	7,563	2.8	110	25		135
八王子市	651	70	31	752	3.4	13	3		16
立川市	1,565	27	23	1,615	11.5	5	6		11
武蔵野市	312	16	17	345	1.4	1	2		3
三鷹市	170	14	3	187	2.3	3	1		4
青梅市	7			7	0.2	3			3
府中市	244	18	2	264	1.8	12			12
昭島市	71	1		72	1.0	4			4
調布市	648	93	75	816	4.3	6	2		8
町田市	256	34	5	295	1.5	7	1		8
小金井市	38			38	0.4	2			2
小平市	165	12		177	1.2	7			7
日野市	869	67	8	944	7.3	4	3		7
東村山市	342	21	4	367	3.4	8	1		9
国分寺市	56	1		57	0.6	4			4
国立市	120			120	1.5	2	1		3
福生市	365	13		378	14.8	4	1		5
狛江市	123	21		144	2.7	2	1		3
東大和市	416			416	5.0	2	2		4
清瀬市	48	3		51	0.9	1			1
東久留米市	12	2		14	0.3	1			1
武蔵村山市									
多摩市	217	46	4	267	3.3	3	1		4
稲城市	34	1		35	0.7	6			6
羽村市	4			4	0.1	2			2
あきる野市	13			13	0.3	3			3
西東京市	159	23	3	185	1.0	5			5
町村部計	1			1	0.1	1			1
瑞穂町	1			1	0.1	1			1
日の出町									
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の台数を乗入台数で除し、100を乗じて得た数値のことである。

#### (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
総数		48,197	2,612	1,987	52,796	600,010	20,681	620,691	861,938	36,075	898,013	673,487
区部計		41,291	2,129	1,812	45,232	353,837	6,880	360,717	513,054	13,125	526,179	405,949
千代田区	有楽町駅	341	17	15	373	164		164	174		174	537
	東京駅	419	8	18	445							445
	* 神田駅	142	6	2	150	144	15	159	276	34	310	309
	* 秋葉原駅	672	6	6	684	487	24	511	647	51	698	1,195
	* 御茶ノ水駅	58	8	2	68	79	16	95	135	33	168	163
	* 水道橋駅	70	5	3	78	90	17	107	177	32	209	185
	* 飯田橋駅	87	3		90	216	17	233	373	53	426	323
	* 市ヶ谷駅	32	2	2	36	65	7	72	158	20	178	108
	* 四ツ谷駅	44	1	1	46	51	9	60	233	27	260	106
	* 岩本町駅	109	4	2	115	22		22	50		50	137
	小川町・淡路町駅	199	4	3	206							206
	神保町駅	155	4	1	160							160
	* 九段下駅	90	6	7	103	56	18	74	131	26	157	177
末広町駅	105	3	2	110							110	
半蔵門駅	29	5	2	36							36	
計		2,552	82	66	2,700	1,374	123	1,497	2,354	276	2,630	4,197
中央区	銀座駅	69			69							69
	東銀座駅	228			228							228
	銀座一丁目駅	91			91							91
	* 築地駅	189	2	1	192	166		166	332		332	358
	* 築地市場駅	56	1	1	58	502	1	503	1,004	30	1,034	561
	* 新富町駅	175			175	134		134	268		268	309
	京橋駅	67		3	70							70
	宝町駅	102	2	9	113							113
	* 八丁堀駅	203	4	3	210	222		222	444		444	432
	茅場町駅	348	10	7	365	86		86	172		172	451
	新日本橋駅	66	3	3	72							72
	小伝馬町駅	98			98							98
	三越前駅	203	6	4	213							213
	日本橋駅	230	3	3	236							236
	水天宮前駅	368	9	9	386	415		415	626		626	801
	* 人形町駅	199	3	6	208	143		143	286		286	351
	* 浜町駅	162	5	2	169	300	2	302	600	53	653	471
馬喰町駅・馬喰横山駅・東日本橋駅	416	10	2	428	71		71	142		142	499	
* 勝どき駅	127	2	10	139	695		695	1,390		1,390	834	
* 月島駅	68	5	2	75	1,248		1,248	2,496		2,496	1,323	
* 東京駅	327	2	1	330							330	
計		3,792	67	66	3,925	3,982	3	3,985	7,760	83	7,843	7,910
港区	新橋駅	225	1	3	229	283	6	289	283	6	289	518
	* 浜松町駅	9			9	186	14	200	238	50	288	209
	* 田町駅・三田駅	155	4	1	160	818	22	840	1,512	58	1,570	1,000
	* 品川駅	74	3	2	79	1,430	71	1,501	2,280	132	2,412	1,580
	芝公園駅	111	5	22	138							138
	御成門駅	88	2	68	158							158
	内幸町駅	76	5	7	88							88
	大門駅	19	1		20							20
	泉岳寺駅	49	2	6	57							57
	高輪台駅	13	1		14							14
	神谷町駅	57	5		62							62
	* 六本木駅	102	1	1	104	45		45	349		349	149
	広尾駅	277			277							277
虎ノ門駅	54	1	1	56							56	
赤坂見附駅	46	1	2	49	84		84	84		84	133	

- (注) ・ \*印がある駅周辺には自転車等駐車が整備され、放置禁止区域が指定されている。  
 ・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。  
 ・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。  
 ・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港区	* 青山一丁目駅	26	4	6	36	84		84	100		100	120
	外苑前駅	225	3	3	231							231
	赤坂駅	76		4	80							80
	乃木坂駅	51			51	95		95	95		95	146
	* 表参道駅	140	2	2	144	108		108	312		312	252
	汐留駅	115	1	21	137							137
	* 芝浦ふ頭駅	31	3		34	37		37	104		104	71
	日の出駅	41			41							41
	竹芝駅	21		3	24							24
	お台場海浜公園駅	1			1	138	19	157	180	20	200	158
	台場駅	25			25							25
	溜池山王駅	41	1		42							42
	麻布十番駅	762	2	2	766	107	51	158	131	60	191	924
	六本木一丁目駅	72	2	1	75							75
* 白金高輪駅	30		2	32	184		184	357		357	216	
白金台駅	4			4	155		155	191		191	159	
赤羽橋駅	56			56							56	
計	3,072	50	157	3,279	3,754	183	3,937	6,216	326	6,542	7,216	
新宿区	* 新宿駅	688	13	15	716	720	52	772	1,275	142	1,417	1,488
	* 新宿西口駅	168		1	169	38	8	46	71	8	79	215
	* 西武新宿駅	109	13	2	124	72	6	78	96	11	107	202
	西新宿駅	587	2		589							589
	* 新大久保駅	130	3	7	140	235	24	259	600	72	672	399
	* 大久保駅	53			53	120	8	128	130	10	140	181
	* 四ツ谷駅	35			35	256	7	263	377	27	404	298
	* 信濃町駅	22		6	28	93	6	99	125	12	137	127
	* 四谷三丁目駅	57	1	1	59	145		145	286		286	204
	* 新宿御苑前駅	24		1	25	41	9	50	76	9	85	75
	* 新宿三丁目駅	34	4	6	44	96	17	113	178	20	198	157
	* 曙橋駅	65	2	1	68	111	26	137	280	69	349	205
	* 市ヶ谷駅	13		1	14	104	5	109	112	12	124	123
	* 飯田橋駅	93	5	1	99	161	16	177	188	21	209	276
	* 神楽坂駅	15			15	53		53	90		90	68
	* 早稲田駅	65		2	67	246	16	262	259	34	293	329
	* 高田馬場駅	154	5	15	174	724	30	754	859	90	949	928
	* 落合駅	34			34	70		70	99		99	104
	* 下落合駅	12		1	13	10		10	88	10	98	23
	* 中井駅	36	2	1	39	147	5	152	220	24	244	191
	* 都電早稲田駅	13	1	2	16	10		10	18		18	26
	都電面影橋駅	3			3							3
	* 都庁前駅	303	2	13	318	790	45	835	801	89	890	1,153
	* 西新宿五丁目駅	84		6	90	129	10	139	160	16	176	229
* 落合南長崎駅	30	1		31	69		69	81	9	90	100	
* 東新宿駅	99	4	9	112	200		200	297		297	312	
* 若松河田駅	18			18	30	8	38	59	8	67	56	
* 牛込柳町駅	26	3	2	31	30	3	33	106	19	125	64	
* 牛込神楽坂駅	10	1		11	32		32	45		45	43	
* 国立競技場駅	6			6	5		5	7		7	11	
西早稲田駅	53	1		54							54	
* 初台駅	12			12							12	
計	3,051	63	93	3,207	4,737	301	5,038	6,983	712	7,695	8,245	
文京区	新大塚駅	121	2	1	124							124
	* 茗荷谷駅	124	10	10	144	315		315	463		463	459
	* 後楽園駅	192	7	13	212	444		444	760		760	656
	* 本郷三丁目駅	142	6	2	150	187		187	260		260	337
	御茶ノ水駅	70			70							70
	湯島駅	33	3	1	37	40		40	42		42	77
	* 根津駅	157	6	6	169	49		49	57		57	218
	* 千駄木駅	79	7	2	88	68		68	77		77	156
	* 護国寺駅	66		1	67	37		37	150		150	104
* 江戸川橋駅	94	2	3	99	319		319	507		507	418	
飯田橋駅	21	1		22	90		90	110		110	112	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	60	9	1	70	82		82	150		150	152
	* 本駒込駅	41	2	1	44	82		82	104		104	126
	* 駒込駅	120	8	4	132							132
	* 巣鴨駅	19	1	1	21							21
	* 千石駅	155	7	6	168	247		247	555		555	415
	* 白山駅	221	6	14	241	151		151	210		210	392
	* 春日駅	181	16	15	212	217		217	262		262	429
	水道橋駅	43		2	45	151		151	198		198	196
計	1,939	93	83	2,115	2,479		2,479	3,905		3,905	4,594	
台 東 区	* 鶯谷駅	356	13	26	395	661		661	661		661	1,056
	* 御徒町駅・上野御徒町駅・ 上野広小路駅	370	6	23	399	580		580	828		828	979
	* 上野駅	503	4	17	524	825	20	845	955	23	978	1,369
	稲荷町駅	152		3	155							155
	* 入谷駅	187		9	196	393	17	410	556	22	578	606
	* 三ノ輪駅	55		3	58	323		323	402		402	381
	* 浅草駅	198	5	5	208	1,142		1,142	1,262		1,262	1,350
	* つくばエクスプレス浅草駅	531	2	1	534	182		182	760		760	716
	田原町駅	323	1	9	333							333
	* 浅草橋駅	234	8	22	264	262		262	275		275	526
	* 蔵前駅	272	15	25	312	200		200	299		299	512
* 新御徒町駅	259	4	11	274	187		187	680		680	461	
* 日暮里駅	2			2	121		121	250		250	123	
計	3,442	58	154	3,654	4,876	37	4,913	6,928	45	6,973	8,567	
墨 田 区	* 錦糸町駅	258	35	19	312	3,396		3,396	5,985		5,985	3,708
	* 曳舟駅	36			36	418		418	1,302	7	1,309	454
	* 両国駅	95			95	630		630	1,703		1,703	725
	* 押上駅	342	24	5	371	2,323		2,323	3,319	5	3,324	2,694
	* 京成曳舟駅	57	4	3	64	272		272	1,610		1,610	336
	* 本所吾妻橋駅	209	9	5	223	455		455	1,100		1,100	678
	* 菊川駅	177	29	9	215	202		202	480		480	417
	* とうきょうスカイツリー駅	23	12	3	38	60		60	2,242		2,242	98
	小村井駅	31			31	261		261	471		471	292
	* 鐘ヶ淵駅	17	1	1	19	87		87	428		428	106
	* 東あずま駅	22			22	85		85	350		350	107
	* 森下駅	23			23							23
	* 東向島駅	7	1	1	9	291		291	700		700	300
* 八広駅	34	3		37	336		336	900		900	373	
計	1,331	118	46	1,495	8,816		8,816	20,590	12	20,602	10,311	
江 東 区	* 東陽町駅	121	7	1	129	592	18	610	1,227	54	1,281	739
	* 亀戸駅	459	19	11	489	2,438	48	2,486	3,678	48	3,726	2,975
	* 亀戸水神駅	12	1		13	55		55	70		70	68
	* 南砂町駅	19			19	2,153	3	2,156	2,738	67	2,805	2,175
	* 新木場駅	34	1	6	41	207	19	226	353	44	397	267
	* 住吉駅	62	4	2	68	775	20	795	776	26	802	863
	* 西大島駅	110	9	5	124	445		445	644		644	569
	* 大島駅	101	8	7	116	713	14	727	713	33	746	843
	* 東大島駅	45	4		49	1,330	17	1,347	1,578	45	1,623	1,396
	* 木場駅	64	11	1	76	715		715	1,114		1,114	791
	* 門前仲町駅	208	29	3	240	635	24	659	1,549	30	1,579	899
	* 清澄白河駅	152	12	6	170	470	15	485	470	30	500	655
	* 森下駅	96	16	6	118	245	6	251	405	10	415	369
	* 潮見駅	14	1		15	236	7	243	415	20	435	258
	* 越中島駅	7	2	1	10	174		174	300		300	184
	* 辰巳駅	27		2	29	784		784	1,669		1,669	813
	* 豊洲駅	54	8	26	88	1,101	16	1,117	2,275	101	2,376	1,205
* 東雲駅	50	18	10	78	197	3	200	245	10	255	278	
* 東京レポート駅 国際展示場駅	1 197	3 3		4 200	73	1	74	190	10	200	78 200	
新豊洲駅	20	1	2	23							23	
市場前駅												
有明テニスの森駅	20			20							20	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	国際展示場正門駅 青海駅			14	14							14
	テレコムセンター駅 船の科学館駅	5			5							5
	計	1,878	157	103	2,138	13,338	211	13,549	20,409	528	20,937	15,687
品川区	* 大崎駅	30		4	34	970	169	1,139	1,182	250	1,432	1,173
	* 大井町駅	164	21	24	209	1,405	134	1,539	1,970	206	2,176	1,748
	* 戸越公園駅	66	9	2	77	97		97	134		134	174
	* 戸越駅	28	1		29	57		57	115		115	86
	* 中延駅	57	3	1	61	438	12	450	551	32	583	511
	* 新馬場駅	12			12	137	65	202	332	71	403	214
	* 旗の台駅	26	4	1	31	162	15	177	377	22	399	208
	* 五反田駅	203	15	39	257	333	69	402	594	85	679	659
	* 大井競馬場前駅	9	1		10	126	10	136	411	15	426	146
	* 下神明駅	11	2	1	14	36		36	169		169	50
	* 戸越銀座駅	35	4		39	64		64	148		148	103
	* 天王洲アイル駅	16	1		17	198	67	265	300	124	424	282
	* 品川シーサイド駅	45		7	52	353	12	365	699	20	719	417
	* 大森駅	131	5	2	138	424	11	435	473	26	499	573
	* 西大井駅	15	1		16	333	3	336	508	11	519	352
	* 荏原町駅	52	5	2	59	144	3	147	262	6	268	206
	* 青物横丁駅	59	4	1	64	238	35	273	460	79	539	337
	* 立会川駅	27	1		28	218	36	254	289	86	375	282
	* 荏原中延駅	88	4	3	95	98	20	118	165	20	185	213
	* 西小山駅	75	5	1	81	482	13	495	1,024	30	1,054	576
* 武蔵小山駅	229	7	6	242	930	22	952	1,257	44	1,301	1,194	
* 目黒駅	131	12	11	154	295	99	394	324	107	431	548	
* 不動前駅	29	6	4	39	217		217	217		217	256	
北品川駅	44		3	47	26	33	59	44	38	82	106	
鮫洲駅	11	3		14	25	9	34	73	16	89	48	
大森海岸駅	47	2	2	51							51	
大崎広小路駅	25			25							25	
計	1,665	116	114	1,895	7,806	837	8,643	12,078	1,288	13,366	10,538	
目黒区	* 中目黒駅	77	8	10	95	1,139	38	1,177	2,032	50	2,082	1,272
	* 学芸大学駅	101	4	9	114	1,223	23	1,246	1,759	40	1,799	1,360
	* 都立大学駅	72	4	14	90	1,365	14	1,379	2,393	65	2,458	1,469
	* 自由が丘駅	92	6	5	103	175		175	350		350	278
	* 池尻大橋駅	56	4	12	72	290	5	295	621	30	651	367
	* 駒場東大前駅	19	5	8	32	74	5	79	192	27	219	111
	* 目黒駅	19	1	2	22	67	6	73	100	10	110	95
	* 祐天寺駅	50	3	2	55	484	8	492	770	11	781	547
	* 武蔵小山駅	6			6							6
	* 西小山駅	31	2	3	36	68		68	115		115	104
	* 洗足駅	16	1		17	199	3	202	391	20	411	219
* 大岡山駅	1			1							1	
* 緑が丘駅	25	6	5	36	173	5	178	260	40	300	214	
計	565	44	70	679	5,257	107	5,364	8,983	293	9,276	6,043	
大田区	* 大森駅	404	14	28	446	4,240	29	4,269	4,264	36	4,300	4,715
	* 大森海岸駅	4	5	4	13	32		32	138		138	45
	* 平和島駅	36	3	1	40	1,500	10	1,510	1,700	10	1,710	1,550
	* 大森町駅	26			26	137		137	137		137	163
	* 梅屋敷駅	6	2	1	9	168		168	168		168	177
	* 馬込駅	6	2	3	11	546	24	570	600	24	624	581
	* 西馬込駅	25	8	3	36	598		598	598		598	634
	* 池上駅	107	7	4	118	528	10	538	661	15	676	656
	* 昭和島駅	36			36	350		350	350		350	386
	* 北千束駅	5		1	6	37		37	55		55	43
	* 大岡山駅	38	5	3	46	520	3	523	523	13	536	569
	* 長原駅	64	10	5	79	430	7	437	529	10	539	516
	* 洗足池駅	32	3	6	41	294		294	342		342	335
* 石川台駅	36	6	10	52	476	3	479	564	10	574	531	
* 雪が谷大塚駅	96	2	4	102	241		241	348		348	343	
* 御嶽山駅	245	8	3	256							256	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	126	8		134	150		150	150		150	284
	* 千鳥町駅	60	5	2	67	191		191	244		244	258
	* 田園調布駅	6	5	2	13	397	30	427	425	30	455	440
	* 多摩川駅	6			6	591	10	601	766	27	793	607
	* 沼部駅	8	8	6	22	38		38	50		50	60
	* 鶉の木駅	38	1	3	42	89		89	123		123	131
	* 蒲田駅	407	20	51	478	10,059	105	10,164	12,626	199	12,825	10,642
	* 京急蒲田駅	34			34	2,067		2,067	2,257		2,257	2,101
	* 蓮沼駅	32	1		33	51	39	90	150	53	203	123
	* 矢口渡駅	27	1		28	669		669	704		704	697
	* 武蔵新田駅	6			6	720	7	727	1,463	42	1,505	733
	* 下丸子駅	4			4	498	6	504	561	10	571	508
	* 雑色駅	17			17	1,088	6	1,094	1,785	18	1,803	1,111
	* 六郷土手駅	1			1	667	4	671	701	39	740	672
	* 糎谷駅	54	3	5	62	761		761	1,100		1,100	823
	* 大鳥居駅	38	4	7	49	473	11	484	828	23	851	533
* 穴守稲荷駅	17	3	2	22	267		267	361		361	289	
* 天空橋駅	23	12	17	52	234	7	241	260	25	285	293	
* 流通センター駅	46	1	2	49	130	20	150	130	20	150	199	
計	2,116	147	173	2,436	29,237	331	29,568	35,661	604	36,265	32,004	
世田谷区	* 池尻大橋駅	66	8	11	85	360	15	375	470	30	500	460
	* 三軒茶屋駅	163	12	23	198	2,066	40	2,106	2,731	49	2,780	2,304
	* 駒沢大学駅	141	10	7	158	707	19	726	707	36	743	884
	* 桜新町駅	85	6	3	94	2,107	29	2,136	2,261	65	2,326	2,230
	* 用賀駅	113	7	13	133	2,985	53	3,038	3,309	97	3,406	3,171
	* 二子玉川駅	81	5	26	112	3,362	146	3,508	4,758	212	4,970	3,620
	* 自由が丘駅	33	2	9	44	400	27	427	423	27	450	471
	* 九品仏駅	5	3	1	9	95		95	159		159	104
	* 尾山台駅	82	12	1	95	596	36	632	596	61	657	727
	* 等々力駅	36	3	3	42	318	20	338	356	35	391	380
	* 上野毛駅	29	6	6	41	379		379	452		452	420
	* 奥沢駅	43	3	2	48	145		145	200		200	193
	西太子堂駅	9	2	2	13							13
	若林駅	26	3	2	31							31
	松陰神社前駅	23	1	1	25							25
	世田谷駅	46	1	1	48							48
* 上町駅	34	6	3	43	56		56	58		58	99	
宮の坂駅	16	1		17							17	
* 松原駅	19	1	1	21	52	6	58	150	37	187	79	
東北沢駅	29		1	30							30	
* 下北沢駅	187	2	7	196	544	5	549	562	28	590	745	
* 世田谷代田駅	19	3	1	23	45		45	95		95	68	
* 梅ヶ丘駅	38	1		39	402	44	446	534	74	608	485	
* 豪徳寺・山下駅	16	1	1	18	481	21	502	683	60	743	520	
* 経堂駅	121	9	6	136	3,221	61	3,282	4,973	157	5,130	3,418	
* 千歳船橋駅	173	11	19	203	2,292	66	2,358	3,176	105	3,281	2,561	
* 祖師ヶ谷大蔵駅	133	4	4	141	2,331	80	2,411	3,630	165	3,795	2,552	
* 成城学園前駅	83	5	4	92	3,614	145	3,759	5,048	293	5,341	3,851	
* 喜多見駅	142	3	3	148	1,467	20	1,487	2,077	54	2,131	1,635	
* 池ノ上駅	11	1		12	63		63	120		120	75	
* 新代田駅	10		1	11	52		52	127		127	63	
* 東松原駅	10	1		11	68		68	68		68	79	
* 代田橋駅	26	3	5	34	69	12	81	162	12	174	115	
* 明大前駅	27	2	2	31	733	56	789	1,087	71	1,158	820	
* 下高井戸駅	18	1	1	20	378	4	382	760	39	799	402	
* 桜上水駅	8	1	2	11	1,348	9	1,357	1,578	55	1,633	1,368	
* 上北沢駅	60	1	1	62							62	
* 八幡山駅	34	1	6	41	471	14	485	1,039	39	1,078	526	
* 芦花公園駅	17			17	170	2	172	230	18	248	189	
* 千歳鳥山駅	233	4	7	244	5,066	69	5,135	7,015	129	7,144	5,379	
計	2,445	146	186	2,777	36,443	999	37,442	49,594	1,948	51,542	40,219	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	183	12	7	202	1,300	66	1,366	1,350	66	1,416	1,568
	神泉駅	26		3	29							29
	* 広尾駅	27	1	1	29	50		50	50		50	79
	* 恵比寿駅	139	18	14	171	915	153	1,068	918	153	1,071	1,239
	* 代官山駅	21	1	2	24							24
	* 原宿・明治神宮前駅	13			13	49		49	121		121	62
	参宮橋駅	6		1	7	58		58	68		68	65
	* 代々木駅	36	1		37	189	23	212	190	23	213	249
	* 代々木八幡駅	19	3	2	24	261		261	261		261	285
	* 代々木上原駅	19		1	20	793		793	793	33	826	813
	* 代々木公園駅	8	1	1	10	34		34	100		100	44
	* 千駄ヶ谷駅	3		1	4	182		182	186		186	186
	* 新宿駅	12	2	1	15	267	4	271	276	4	280	286
	南新宿駅	11	6	1	18	5		5	5		5	23
	* 初台駅	28	3		31	559	23	582	951	25	976	613
	* 幡ヶ谷駅	35	2		37	382	23	405	422	46	468	442
	笹塚駅	49	1	2	52	1,588	50	1,638	1,829	50	1,879	1,690
	* 北参道駅	5			5	28		28	48		48	33
	* 国立競技場駅	3			3							3
計	643	51	37	731	6,660	342	7,002	7,568	400	7,968	7,733	
中野区	* 中野駅	258	23	28	309	7,715	138	7,853	8,175	138	8,313	8,162
	* 東中野駅	78	4	7	89	1,054		1,054	1,668		1,668	1,143
	* 中野坂上駅	83	6	7	96	644	2	646	1,324	2	1,326	742
	* 新中野駅	75	10	11	96	181		181	490		490	277
	* 中野新橋駅	65	14	2	81	150		150	250		250	231
	* 中野富士見町駅	6	5	1	12	120		120	120		120	132
	* 落合駅	8	8	12	28	158		158	160		160	186
	* 新江古田駅	6		2	8	299		299	299		299	307
	* 鷲ノ宮駅	63	4	16	83	1,327		1,327	2,515	50	2,565	1,410
	* 都立家政駅	39	3		42	372		372	650		650	414
	* 野方駅	77	14	8	99	720		720	983		983	819
	* 沼袋駅	124	11	8	143	395	13	408	736	13	749	551
	* 新井薬師前駅	57	16	5	78	235		235	340		340	313
	* 富士見台駅	16		2	18	23		23	30		30	41
計	955	118	109	1,182	13,393	153	13,546	17,740	203	17,943	14,728	
杉並区	* 下井草駅	62	5	4	71	300	4	304	717	10	727	375
	* 井荻駅	64	8	5	77	709		709	1,158		1,158	786
	* 上井草駅	5	3	1	9	485	5	490	672	8	680	499
	* 高円寺駅	364	45	46	455	2,861	38	2,899	3,192	93	3,285	3,354
	* 阿佐ヶ谷駅	161	11	12	184	3,419	36	3,455	3,560	43	3,603	3,639
	* 荻窪駅	199	33	10	242	8,248		8,248	8,695		8,695	8,490
	* 西荻窪駅	78	6	1	85	3,125	12	3,137	3,608	40	3,648	3,222
	* 東高円寺駅	18		1	19	788	3	791	950	10	960	810
	* 新高円寺駅	60	3		63	965		965	1,500		1,500	1,028
	* 南阿佐ヶ谷駅	148	23	12	183	680		680	722		722	863
	* 中野富士見町駅	30	4	1	35	158		158	225		225	193
	* 方南町駅	80	4		84	454	10	464	578	10	588	548
	* 永福町駅	64	2	3	69	1,018		1,018	1,351	7	1,358	1,087
	* 西永福駅	32	3		35	653		653	702		702	688
	* 浜田山駅	109	4	4	117	739	8	747	1,143	10	1,153	864
	* 高井戸駅	51			51	1,296		1,296	1,372		1,372	1,347
	* 富士見ヶ丘駅	16	2		18	670		670	696		696	688
	* 久我山駅	28	1		29	1,616	19	1,635	1,940	27	1,967	1,664
	三鷹台駅	2			2							2
	* 代田橋駅	2		2	4	91	6	97	110	20	130	101
明大前駅					288		288	310		310	288	
* 下高井戸駅	6			6							6	
* 桜上水駅	57	6	4	67	265		265	442		442	332	
上北沢駅					148		148	200		200	148	
* 八幡山駅	16		3	19	349	5	354	386	13	399	373	
芦花公園駅	8			8							8	
計	1,660	163	109	1,932	29,325	146	29,471	34,229	291	34,520	31,403	



駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊島区	* 高田馬場駅	6		3	9	64		64	64		64	73
	* 目白駅	12			12	1,002	10	1,012	1,375	20	1,395	1,024
	* 池袋駅	366	33	20	419	3,170	88	3,258	4,925	88	5,013	3,677
	* 大塚駅	101	9	9	119	929	23	952	1,333	50	1,383	1,071
	* 巣鴨駅	211	7	2	220	1,190	7	1,197	1,857	36	1,893	1,417
	* 駒込駅	48		3	51	404	7	411	923	11	934	462
	新大塚駅	249	9	3	261							261
	* 雑司が谷駅	4	1	3	8	21		21	155		155	29
	* 東池袋駅	2	1		3	522	29	551	782	38	820	554
	* 要町駅	102	7	11	120	579	5	584	927	10	937	704
	* 千川駅	90	7	6	103	1,387	14	1,401	1,730	31	1,761	1,504
	北池袋駅	45	3		48	120		120	122		122	168
	* 下板橋駅	1	2		3	197		197	240		240	200
	* 板橋駅	11			11							11
	* 椎名町駅	30	3		33	254		254	670		670	287
* 東長崎駅	62	3		65	298		298	600		600	363	
* 落合南長崎駅	14	6	1	21	211	5	216	270	10	280	237	
* 西巣鴨駅	31	5		36	154		154	300		300	190	
計	1,385	96	61	1,542	10,502	188	10,690	16,273	294	16,567	12,232	
北区	* 浮間舟渡駅	39	5	2	46	106	12	118	454	12	466	164
	* 北赤羽駅	105	4		109	605	17	622	1,111	37	1,148	731
	* 赤羽駅	781	27	5	813	4,385	158	4,543	6,830	240	7,070	5,356
	* 十条駅	150	6	1	157	1,602	32	1,634	2,323	44	2,367	1,791
	* 板橋駅	29			29	287		287	462		462	316
	* 東十条駅	138	4	1	143	480	20	500	1,623	100	1,723	643
	* 王子駅	654	4	6	664	2,861	50	2,911	3,530	104	3,634	3,575
	* 上中里駅	10			10	107		107	200		200	117
	* 田端駅	53	2	1	56	2,525	75	2,600	3,015	80	3,095	2,656
	* 駒込駅	42	2		44	321		321	515		515	365
	* 尾久駅	45	5	2	52	378		378	565		565	430
	* 赤羽岩淵駅	45		3	48	117		117	117		117	165
	* 志茂駅	16		1	17	88		88	100		100	105
	* 王子神谷駅	55		1	56	707	27	734	1,184	45	1,229	790
	* 西ヶ原駅	3			3	47		47	75		75	50
* 西巣鴨駅	25			25	172		172	371		371	197	
計	2,190	59	23	2,272	14,788	391	15,179	22,475	662	23,137	17,451	
荒川区	* 南千住駅	20	3		23	1,879	23	1,902	2,398	32	2,430	1,925
	* 町屋駅	99	2		101	2,151	6	2,157	2,381	6	2,387	2,258
	* 日暮里駅	62	3		65	794		794	1,270		1,270	859
	* 西日暮里駅	76	3		79	1,386		1,386	2,504		2,504	1,465
	* 三河島駅	23			23	334		334	334		334	357
	* 熊野前駅	5			5	188		188	300		300	193
	* 赤土小前駅	3			3	23		23	50		50	26
	新三河島駅	75			75							75
	三ノ輪橋駅	115			115	164		164	193		193	279
	小台駅	41			41							41
荒川車庫駅	71			71							71	
計	590	11		601	6,919	29	6,948	9,430	38	9,468	7,549	
板橋区	* 板橋駅	113	6	2	121	617	31	648	802	31	833	769
	* 浮間舟渡駅	62	3	7	72	893	49	942	1,714	58	1,772	1,014
	* 新板橋駅	169	3	12	184	221	81	302	514	84	598	486
	* 区役所前駅	153	6	11	170	742	143	885	1,073	173	1,246	1,055
	* 板橋本町駅	57	5	4	66	571	15	586	858	34	892	652
	* 本蓮沼駅	61	7	3	71	292	1	293	458	5	463	364
	* 志村坂上駅	45	3	8	56	147		147	240		240	203
	* 志村三丁目駅	37	2		39	1,133	84	1,217	1,287	118	1,405	1,256
	* 蓮根駅	101	2	1	104	767	26	793	834	42	876	897
	* 西台駅	148	8	8	164	471	56	527	842	102	944	691
* 高島平駅	50	3		53	1,361	53	1,414	2,114	110	2,224	1,467	
* 新高島平駅	62	7		69	44	7	51	248	16	264	120	
* 西高島平駅	61	4	4	69	740	48	788	1,195	100	1,295	857	
* 小竹向原駅	84	4	1	89	771	9	780	1,118	63	1,181	869	

駅名 (* 設置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	84	3	1	88	208	15	223	398	38	436	311
	* 大山駅	329	23	15	367	603	18	621	1,024	26	1,050	988
	* 中板橋駅	209	8	7	224	387		387	403	6	409	611
	* ときわ台駅	218	20	8	246	1,044	42	1,086	1,521	55	1,576	1,332
	* 上板橋駅	339	34	8	381	1,111	32	1,143	1,741	45	1,786	1,524
	* 東武練馬駅	99	6		105	1,132	72	1,204	1,577	87	1,664	1,309
	* 下赤塚駅・地下鉄赤塚駅	152	9	1	162	655	21	676	1,114	26	1,140	838
	* 成増駅・地下鉄成増駅	284	28	6	318	3,228	186	3,414	3,816	279	4,095	3,732
	計	2,917	194	107	3,218	17,138	989	18,127	24,891	1,498	26,389	21,345
	練馬区	* 豊島園駅	3	2		5	469	5	474	734	14	748
* 練馬駅		212	10	6	228	2,144	72	2,216	2,471	98	2,569	2,444
* 江古田駅		154	14	8	176	370	27	397	1,406	65	1,471	573
* 大泉学園駅		100	5	3	108	5,941	129	6,070	7,038	176	7,214	6,178
* 中村橋駅		116	3	6	125	1,104	33	1,137	2,124	71	2,195	1,262
* 桜台駅		86	7	1	94	239	17	256	817	52	869	350
* 平和台駅		45			45	2,352	27	2,379	5,483	105	5,588	2,424
* 石神井公園駅		66	3	1	70	3,933	61	3,994	6,132	238	6,370	4,064
* 東武練馬駅		32	1	4	37	193	8	201	401	19	420	238
* 武蔵関駅		79	2	4	85	1,465	6	1,471	2,556	14	2,570	1,556
* 光が丘駅		32			32	3,949	60	4,009	4,781	81	4,862	4,041
* 練馬高野台駅		19			19	1,157	23	1,180	1,463	41	1,504	1,199
* 上石神井駅		13	2	2	17	1,747	15	1,762	2,692	56	2,748	1,779
* 富士見台駅		13		1	14	1,145	17	1,162	1,298	44	1,342	1,176
* 地下鉄赤塚駅		14	2		16	737	12	749	1,010	48	1,058	765
* 練馬春日町駅		20			20	714	7	721	1,044	10	1,054	741
* 保谷駅		4			4	1,602	36	1,638	2,495	76	2,571	1,642
* 小竹向原駅		11		1	12	689		689	849		849	701
* 新江古田駅		9	2	1	12	286		286	301		301	298
* 氷川台駅	9	1	1	11	1,248	15	1,263	2,317	47	2,364	1,274	
* 上井草駅	9			9							9	
* 新桜台駅	4	2		6	52		52	231		231	58	
計	1,050	56	39	1,145	31,536	570	32,106	47,643	1,255	48,898	33,251	
足立区	* 北千住駅	44	8	5	57	3,500	66	3,566	6,149	116	6,265	3,623
	* 小菅駅		1		1	170	2	172	348	15	363	173
	* 五反野駅					1,722	11	1,733	3,127	27	3,154	1,733
	* 梅島駅	17			17	1,120	13	1,133	1,647	30	1,677	1,150
	* 西新井駅	1	1		2	5,850	25	5,875	7,049	110	7,159	5,877
	* 竹ノ塚駅	6	4	2	12	8,533	64	8,597	12,474	184	12,658	8,609
	* 大師前駅	9	1	1	11	87		87	260		260	98
	* 牛田駅・京成関屋駅					125		125	218		218	125
	* 千住大橋駅					224	12	236	266	20	286	236
	* 綾瀬駅	42	5	2	49	7,876	75	7,951	11,244	133	11,377	8,000
	* 北綾瀬駅	25	2	3	30	1,065	7	1,072	2,028	43	2,071	1,102
	* 青井駅	9	1	2	12	600	2	602	2,294	20	2,314	614
	* 六町駅	14	3		17	2,860	80	2,940	5,420	105	5,525	2,957
	* 見沼代親水公園駅					736	21	757	1,031	35	1,066	757
	* 舎人駅	1			1	423	2	425	494	28	522	426
	* 舎人公園駅					374		374	466		466	374
	* 谷在家駅	1	4		5	529		529	771		771	534
	* 西新井大師西駅	16	2		18	677		677	777		777	695
	* 江北駅	3		1	4	368	9	377	659	29	688	381
* 高野駅					260	4	264	735	15	750	264	
* 扇大橋駅	5	1		6	294		294	720		720	300	
* 足立小台駅					34	2	36	108	15	123	36	
計	193	33	16	242	37,427	395	37,822	58,285	925	59,210	38,064	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛飾区	* 金町駅	101	9		110	6,285	53	6,338	8,743	217	8,960	6,448
	* 亀有駅	77	6		83	4,096	43	4,139	6,003	145	6,148	4,222
	* 綾瀬駅	28	3		31	13		13	72		72	44
	* 新小岩駅	498	77		575	7,723	19	7,742	10,607	40	10,647	8,317
	* 柴又駅	29	2		31							31
	* 高砂駅	41	1		42	1,704	18	1,722	2,572	66	2,638	1,764
	* 青砥駅	52	5		57	1,839	9	1,848	2,821	25	2,846	1,905
	* お花茶屋駅	162	14		176	1,115	13	1,128	2,683	58	2,741	1,304
	* 堀切菖蒲園駅	177	20		197	751		751	848		848	948
	* 立石駅	310	31		341	1,359	6	1,365	1,854	11	1,865	1,706
	* 四ツ木駅	55	2		57	1,268		1,268	1,276		1,276	1,325
* 新柴又駅	10	1		11	57		57	470		470	68	
計	1,540	171		1,711	26,210	161	26,371	37,949	562	38,511	28,082	
江戸川区	* 平井駅	37	5		42	2,979	24	3,003	4,329	50	4,379	3,045
	* 小岩駅	58	7		65	5,241	58	5,299	9,015	154	9,169	5,364
	* 東大島駅					295	4	299	1,200	4	1,204	299
	* 瑞江駅	23	5		28	5,739	33	5,772	7,615	85	7,700	5,800
	* 西葛西駅	41	8		49	4,154	63	4,217	6,155	145	6,300	4,266
	* 篠崎駅	5			5	2,952	28	2,980	3,840	60	3,900	2,985
	* 一之江駅	29	6		35	3,326	37	3,363	4,606	37	4,643	3,398
	* 船堀駅	16	1		17	3,150	44	3,194	3,920	83	4,003	3,211
	* 葛西駅	41	3		44	6,940	77	7,017	9,600	200	9,800	7,061
	* 葛西臨海公園駅					1,937	13	1,950	3,137	33	3,170	1,950
	* 京成小岩駅	48	1		49	1,030	3	1,033	1,593	21	1,614	1,082
京成江戸川駅	22			22	97		97	100	10	110	119	
計	320	36		356	37,840	384	38,224	55,110	882	55,992	38,580	

### 【市部】

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部計		6,905	483	175	7,563	244,971	13,749	258,720	347,484	22,839	370,323	266,283
八王子市	* 八王子駅	144	21	15	180	4,456	544	5,000	7,388	1,224	8,612	5,180
	* 西八王子駅	23	8	1	32	3,843	299	4,142	5,624	575	6,199	4,174
	* 高尾駅	2			2	1,711	394	2,105	2,539	827	3,366	2,107
	* 片倉駅	4			4	261	52	313	785	98	883	317
	* 八王子みなみ野駅					1,139	98	1,237	1,546	134	1,680	1,237
	北八王子駅	214	11	6	231	340	29	369	445	39	484	600
	小宮駅	104	7	1	112	380	19	399	602	55	657	511
	* 京王八王子駅	41	10	5	56	1,724	250	1,974	2,555	400	2,955	2,030
	* 長沼駅	1			1	67	11	78	122	38	160	79
	* 北野駅	5	3	2	10	384	168	552	1,085	428	1,513	562
	京王片倉駅	7			7	203	32	235	210	32	242	242
	山田駅					162	62	224	170	92	262	224
	* めじろ台駅	2			2	361	83	444	638	275	913	446
	狭間駅	74	4		78	109	30	139	124	55	179	217
	高尾山口駅					79	16	95	83	17	100	95
	* 南大沢駅	3	1		4	1,354	151	1,505	2,114	385	2,499	1,509
* 京王堀之内駅	4	1		5	1,168	108	1,276	1,926	285	2,211	1,281	
松が谷駅	2			2	109	8	117	250	18	268	119	
大塚・帝京大学駅					521	14	535	528	14	542	535	
中央大学・明星大学駅	21	4	1	26	328	43	371	354	46	400	397	
計	651	70	31	752	18,699	2,411	21,110	29,088	5,037	34,125	21,862	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
立川市	* 立川駅、立川北駅、立川南駅	481	22	20	523	7,192	211	7,403	11,512	284	11,796	7,926
	* 西国立駅	3			3	471	4	475	1,205	42	1,247	478
	* 西立川駅	1			1	287		287	385		385	288
	* 玉川上水駅	11			11	2,035	26	2,061	3,174	26	3,200	2,072
	* 武蔵砂川駅	12	2		14	1,182	39	1,221	1,516	113	1,629	1,235
	* 西武立川駅	2			2	360		360	400		400	362
	砂川七番駅	380			380	93		93	93		93	473
	泉体育館駅	282			282	148	4	152	195	4	199	434
	立飛駅	101	3	2	106							106
	* 高松駅	176			176	209		209	209		209	385
柴崎体育館駅	116		1	117	189	4	193	310	30	340	310	
計	1,565	27	23	1,615	12,166	288	12,454	18,999	499	19,498	14,069	
武蔵野市	* 吉祥寺駅	137	13	12	162	9,598	226	9,824	13,429	434	13,863	9,986
	* 三鷹駅	59	2	3	64	5,616	79	5,695	6,435	90	6,525	5,759
	* 武蔵境駅	116	1	2	119	7,965	225	8,190	10,618	376	10,994	8,309
	計	312	16	17	345	23,179	530	23,709	30,482	900	31,382	24,054
三鷹市	* 三鷹駅	112	3		115	5,317	58	5,375	7,951	139	8,090	5,490
	* 三鷹台駅	44	8	2	54	1,673		1,673	2,118		2,118	1,727
	* 井の頭公園駅	8	1		9	390	1	391	780	50	830	400
	* つつじヶ丘駅	6	2	1	9	421	22	443	710	50	760	452
	計	170	14	3	187	7,801	81	7,882	11,559	239	11,798	8,069
青梅市	小作駅					1,157	63	1,220	1,856	110	1,966	1,220
	* 河辺駅	2			2	1,471	118	1,589	2,794	301	3,095	1,591
	東青梅駅					548	114	662	1,403	176	1,579	662
	* 青梅駅	1			1	255	80	335	996	174	1,170	336
	宮ノ平駅					22	5	27	55	5	60	27
	日向和田駅					148	6	154	160	13	173	154
	石神前駅											
	二俣尾駅					31	4	35	60	5	65	35
	軍畑駅	4			4							4
	沢井駅											
御岳駅					11	9	20	45	9	54	20	
計	7			7	3,643	399	4,042	7,369	793	8,162	4,049	
府中市	武蔵野台駅	62			62	1,055	24	1,079	1,140	39	1,179	1,141
	* 多磨霊園駅					908	22	930	1,559	43	1,602	930
	* 東府中駅	24	5	2	31	954	20	974	1,874	20	1,894	1,005
	* 府中駅	8	4		12	2,980	166	3,146	4,815	244	5,059	3,158
	* 分倍河原駅	19	3		22	2,595	62	2,657	3,902	134	4,036	2,679
	* 中河原駅	7	3		10	1,555	64	1,619	2,696	146	2,842	1,629
	府中競馬場正門前駅											
	* 府中本町駅	1	1		2	1,126	86	1,212	1,195	86	1,281	1,214
	* 北府中駅	34	1		35	1,074	16	1,090	1,483	20	1,503	1,125
	* 多磨駅	7	1		8	370	15	385	488	45	533	393
	* 白糸台駅	2			2	599	15	614	660	15	675	616
	競艇場前駅	71			71	128	1	129	155	1	156	200
	* 是政駅	8			8	254		254	260		260	262
* 西府駅	1			1	641	30	671	827	30	857	672	
計	244	18	2	264	14,239	521	14,760	21,054	823	21,877	15,024	
昭島市	* 西立川駅					44	14	58	288	96	384	58
	* 東中神駅	5			5	779		779	995		995	784
	* 中神駅	9			9	1,778	33	1,811	2,155	100	2,255	1,820
	* 昭島駅	31	1		32	3,007		3,007	6,354		6,354	3,039
	* 拝島駅	26			26	1,702	35	1,737	2,610	72	2,682	1,763
	計	71	1		72	7,310	82	7,392	12,402	268	12,670	7,464

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
調布市	* 飛田給駅	16	3	4	23	800	17	817	1,300	55	1,355	840
	* 西調布駅		8		8	994	46	1,040	2,106	111	2,217	1,048
	* 調布駅	431	31	15	477	6,658	330	6,988	7,976	404	8,380	7,465
	* 布田駅	3	11	1	15	248	13	261	248	13	261	276
	* 国領駅	15	5	8	28	1,657	26	1,683	2,585	50	2,635	1,711
	* 柴崎駅	4	6	6	16	734	9	743	1,770	34	1,804	759
	* つつじヶ丘駅	50	19	20	89	3,182	53	3,235	4,298	110	4,408	3,324
	* 仙川駅	112	5	13	130	3,041	41	3,082	4,563	201	4,764	3,212
	* 京王多摩川駅	17	5	8	30	354	16	370	680	49	729	400
	計	648	93	75	816	17,668	551	18,219	25,526	1,027	26,553	19,035
町田市	* 町田駅	114	9	5	128	7,384	1,314	8,698	8,227	1,796	10,023	8,826
	* 成瀬駅	93	14		107	781	133	914	794	144	938	1,021
	* 相原駅	5			5	1,188	144	1,332	1,973	334	2,307	1,337
	* 多摩境駅	6			6	812	46	858	1,037	50	1,087	864
	* 玉川学園前駅	19	8		27	530	375	905	672	404	1,076	932
	* 鶴川駅	15	3		18	3,574	567	4,141	3,574	576	4,150	4,159
	* 南町田駅	3			3	2,031	245	2,276	2,072	284	2,356	2,279
	* すずかけ台駅	1			1	156	80	236	156	80	236	237
	* つくし野駅					46	104	150	263	147	410	150
	計	256	34	5	295	16,502	3,008	19,510	18,768	3,815	22,583	19,805
小金井市	* 武蔵小金井駅	32			32	4,305	137	4,442	5,325	181	5,506	4,474
	* 東小金井駅	6			6	4,019	54	4,073	6,940	121	7,061	4,079
	* 新小金井駅					82	2	84	316	7	323	84
	計	38			38	8,406	193	8,599	12,581	309	12,890	8,637
小平市	* 東大和市駅	2			2	208	7	215	300	30	330	217
	* 小川駅	1			1	1,965	35	2,000	2,855	36	2,891	2,001
	* 鷹の台駅	24	4		28	1,282	5	1,287	2,095	14	2,109	1,315
	* 新小平駅	2			2	2,414	116	2,530	3,284	209	3,493	2,532
	* 青梅街道駅					85		85	180		180	85
	* 一橋学園駅	54	4		58	772	15	787	1,525	87	1,612	845
	* 小平駅	23	1		24	2,933	30	2,963	4,164	119	4,283	2,987
	* 花小金井駅	59	3		62	4,958	121	5,079	6,743	252	6,995	5,141
計	165	12		177	14,617	329	14,946	21,146	747	21,893	15,123	
日野市	* 高幡不動駅	417	31	2	450	2,217	283	2,500	3,442	356	3,798	2,950
	* 豊田駅	186	9	3	198	4,058	349	4,407	5,705	479	6,184	4,605
	* 日野駅	46	7		53	1,912	370	2,282	3,101	370	3,471	2,335
	* 百草園駅	14	1		15	106	45	151	654	45	699	166
	* 南平駅	2			2	845	45	890	1,134	45	1,179	892
	* 平山城址公園駅					256	64	320	578	83	661	320
	万願寺駅	139	6		145	460	129	589	723	129	852	734
	多摩動物公園駅	65	13	3	81							81
	甲州街道駅					578	131	709	736	131	867	709
	程久保駅					45	26	71	110	26	136	71
計	869	67	8	944	10,477	1,442	11,919	16,183	1,664	17,847	12,863	
東村山市	* 久米川駅	218	9	2	229	2,401	39	2,440	3,706	72	3,778	2,669
	* 東村山駅	28	1		29	3,161	90	3,251	4,362	185	4,547	3,280
	* 新秋津駅	39	1		40	1,979	106	2,085	2,518	123	2,641	2,125
	* 秋津駅	16	1		17	1,534	59	1,593	1,753	69	1,822	1,610
	* 萩山駅	4	2		6	286	4	290	384	10	394	296
	八坂駅	5	3	2	10	548		548	548		548	558
	西武遊園地駅	1			1	88		88	352		352	89
	西武園駅	29	3		32	126		126	132		132	158
	武蔵大和駅	2	1		3							3
計	342	21	4	367	10,123	298	10,421	13,755	459	14,214	10,788	
国分寺市	* 国分寺駅	33	1		34	4,921	136	5,057	7,143	227	7,370	5,091
	* 西国分寺駅	19			19	2,148		2,148	4,126	65	4,191	2,167
	* 国立駅	2			2	1,588	82	1,670	2,875	124	2,999	1,672
	* 恋ヶ窪駅	2			2	513	1	514	834	3	837	516
計	56	1		57	9,170	219	9,389	14,978	419	15,397	9,446	
国立市	* 国立駅	112			112	5,851	44	5,895	6,346	44	6,390	6,007
	* 谷保駅	6			6	926	7	933	1,343	30	1,373	939
	* 矢川駅	2			2	881	11	892	1,152	30	1,182	894
	計	120			120	7,658	62	7,720	8,841	104	8,945	7,840

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
福生市	* 福生駅	20			20	1,771	66	1,837	3,785	243	4,028	1,857
	* 牛浜駅	2			2	211	14	225	1,109	87	1,196	227
	* 拝島駅	3			3	70	32	102	330	57	387	105
	* 熊川駅	1			1	11	1	12	69	7	76	13
	東福生駅	339	13		352							352
計	365	13		378	2,063	113	2,176	5,293	394	5,687	2,554	
狛江市	* 狛江駅	105	14		119	2,745	98	2,843	3,706	185	3,891	2,962
	* 和泉多摩川駅	13	6		19	1,175	66	1,241	1,290	87	1,377	1,260
	* 喜多見駅	5	1		6	1,157	23	1,180	1,366	30	1,396	1,186
	計	123	21		144	5,077	187	5,264	6,362	302	6,664	5,408
東大和市	* 東大和市駅	7			7	2,451		2,451	3,153		3,153	2,458
	* 玉川上水駅	37			37	2,364	78	2,442	2,403	78	2,481	2,479
	* 武蔵大和駅					1,360		1,360	1,445		1,445	1,360
	* 上北台駅	272			272	1,238	45	1,283	1,238	45	1,283	1,555
	* 桜街道駅	100			100	448		448	448		448	548
計	416			416	7,861	123	7,984	8,687	123	8,810	8,400	
清瀬市	* 清瀬駅	48	3		51	5,156	162	5,318	5,948	270	6,218	5,369
	* 秋津駅					341	16	357	810	76	886	357
	計	48	3		51	5,497	178	5,675	6,758	346	7,104	5,726
東久留米市	* 東久留米駅	12	2		14	5,047	257	5,304	5,551	342	5,893	5,318
	計	12	2		14	5,047	257	5,304	5,551	342	5,893	5,318
多摩市	* 永山駅	7	4	2	13	2,061	367	2,428	3,606	826	4,432	2,441
	* 多摩センター駅	113	30	2	145	1,116	504	1,620	3,564	883	4,447	1,765
	* 唐木田駅	18	7		25	277	122	399	342	223	565	424
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	79	5		84	2,946	413	3,359	3,283	547	3,830	3,443
	計	217	46	4	267	6,400	1,406	7,806	10,795	2,479	13,274	8,073
稲城市	* 南多摩駅	2			2	675	146	821	705	172	877	823
	* 稲城長沼駅	3			3	1,207	18	1,225	1,251	53	1,304	1,228
	* 矢野口駅	20			20	1,002	62	1,064	1,300	74	1,374	1,084
	* 若葉台駅	3			3	254	51	305	357	71	428	308
	* 稲城駅	2	1		3	695	110	805	791	175	966	808
	* 京王よみうりランド駅	4			4	580	30	610	656	92	748	614
計	34	1		35	4,413	417	4,830	5,060	637	5,697	4,865	
羽村市	* 羽村駅	1			1	2,796	36	2,832	4,100	60	4,160	2,833
	* 小作駅	3			3	1,850	128	1,978	2,174	135	2,309	1,981
	計	4			4	4,646	164	4,810	6,274	195	6,469	4,814
あきる野市	* 五日市線東秋留駅	5			5	1,503	40	1,543	1,670	41	1,711	1,548
	* 五日市線秋川駅	6			6	1,265	54	1,319	1,736	65	1,801	1,325
	* 五日市線武蔵引田駅	2			2	923	52	975	989	55	1,044	977
	武蔵増戸駅					525	45	570	854	50	904	570
	武蔵五日市駅					548	59	607	744	83	827	607
計	13			13	4,764	250	5,014	5,993	294	6,287	5,027	
西東京市	* 保谷駅	18	2		20	3,908	5	3,913	6,351	225	6,576	3,933
	* ひばりヶ丘駅	34	9	2	45	4,257	105	4,362	5,422	145	5,567	4,407
	* 田無駅	80	9	1	90	6,702	94	6,796	8,012	157	8,169	6,886
	* 西武柳沢駅	5	1		6	1,502	17	1,519	2,605	76	2,681	1,525
	* 東伏見駅	22	2		24	1,176	19	1,195	1,590	21	1,611	1,219
計	159	23	3	185	17,545	240	17,785	23,980	624	24,604	17,970	

【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
町 村 部 計	1			1	1,202	52	1,254	1,400	111	1,511	1,255	
瑞穂町	* 箱根ヶ崎駅	1			1	1,127	40	1,167	1,287	99	1,386	1,168
	計	1			1	1,127	40	1,167	1,287	99	1,386	1,168
奥多摩町	奥多摩駅					20	3	23	25	3	28	23
	白丸駅					15	2	17	21	2	23	17
	鳩ノ巣駅											
	古里駅					15	3	18	27	3	30	18
	川井駅					25	4	29	40	4	44	29
計					75	12	87	113	12	125	87	

# (5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[ 単位：台 ]

順位	平成24年(今回の調査方法)				平成24年(これまでの調査方法)				平成23年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	813 (32)	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	781 (0)	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	838 (0)
2	東京	JR線・京葉線・外丸の内線	千代田区 中央区	775 (29)	麻布十番	南北線・都営大江戸線	港区	762 (0)	東京	JR線・京葉線・外丸の内線	千代田区 中央区	830 (0)
3	麻布十番	南北線・都営大江戸線	港区	766 (4)	東京	JR線・京葉線・外丸の内線	千代田区 中央区	746 (0)	新小岩	JR総武線	葛飾区	820 (87)
4	新宿	JR・小田急・京王・メトロ各線	新宿区 渋谷区	731 (31)	新宿	JR・小田急・京王・メトロ各線	新宿区 渋谷区	688 (0)	田町・三田	JR山手線 都営三田線	港区	793 (0)
5	秋葉原	JR山手線 JR京浜東北線 つくばエクスプレス 地下鉄日比谷線	千代田区	684 (12)	秋葉原	JR山手線 JR京浜東北線 つくばエクスプレス 地下鉄日比谷線	千代田区	672 (0)	王子	JR京浜東北線 JR京東北線 都電荒川線	北区	756 (0)
6	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	664 (10)	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	654 (0)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	704 (88)
7	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	589 (2)	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	587 (0)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	684 (63)
8	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)	麻布十番	南北線・都営大江戸線	港区	669 (0)
9	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	535 (0)	豊田	JR中央線	日野市	631 (0)
10	浅草 (つくば線)	つくばエクスプレス	台東区	534 (3)	浅草 (つくば線)	つくばエクスプレス	台東区	531 (0)	秋葉原	JR山手線 JR京東北線 つくばエクスプレス 地下鉄日比谷線	千代田区	590 (0)

順位	平成22年				平成21年				平成20年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	922 (0)	立川	JR中央・南武・青梅・五日市各線	立川市	983 (65)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,867 (0)
2	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	885 (107)	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	980 (0)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	1,156 (72)
3	東京	JR線・京葉線・外丸の内線	千代田区 中央区	878 (0)	新宿	JR・小田急・京王・メトロ各線	新宿区 渋谷区	958 (59)	赤羽	JR京浜東北・埼京・高崎・宇都宮各線	北区	1,081 (0)
4	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	874 (0)	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	950 (0)	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	1,028 (0)
5	府中	京王線	府中市	781 (0)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	913 (100)	田町	JR山手・京浜東北線・都営三田・浅草	港区	990 (0)
6	新小岩	JR総武線	葛飾区	724 (93)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	837 (66)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	967 (71)
7	麻布十番	南北線・都営大江戸線	港区	698 (0)	吉祥寺	JR中央線 京王井の頭線	武蔵野市	808 (0)	立川	JR中央・南武・青梅・五日市各線	立川市	931 (83)
8	浅草 (つくば線)	つくばエクスプレス	台東区	696 (59)	新小岩	JR総武線	葛飾区	803 (86)	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	889 (143)
9	立川	JR中央・南武・青梅・五日市各線	立川市	693 (67)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	780 (107)	浅草 (つくば線)	つくばエクスプレス	台東区	866 (0)
10	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692 (65)	田町	JR山手・京浜東北線・都営三田・浅草	港区	754 (0)	新小岩	JR総武線	葛飾区	845 (138)

(注) ・ 台数下段の( )内は原付・自二の放置台数を内数で示した。  
 ・ 平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

順位	平成19年				平成18年				平成17年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北・高崎線 宇都宮各線	北区	2,145 (0)	赤羽	JR京浜東北・高崎線 宇都宮各線	北区	2,076 (83)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	2,086 (223)
2	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,623 (0)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	1,807 (183)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,928 (100)
3	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	1,590 (99)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,756 (0)	新宿	JR・小田急・京王・メトロ等線	新宿区 渋谷区	1,584 (297)
4	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,520 (0)	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,663 (0)	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,550 (0)
5	王子	JR京浜東北線 メトロ南北線 都電荒川線	北区	1,347 (62)	吉祥寺	JR中央線 京王井の頭線	武蔵野市	1,401 (53)	赤羽	JR京浜東北・高崎線 宇都宮各線	北区	1,425 (111)
6	蒲田	JR京浜東北線 東急池上線 多摩川線	大田区	1,268 (161)	自由が丘	東急東横線 大井町線	目黒区 世田谷区	1,382 (157)	新小岩	JR総武線	葛飾区	1,419 (173)
7	田町	JR山手・京浜東北線 都営三田・浅草線	港区	1,197 (0)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	1,365 (136)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	1,336 (236)
8	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	1,046 (143)	田町	JR山手・京浜東北線 都営三田・浅草線	港区	1,300 (50)	吉祥寺	JR中央線 京王井の頭線	武蔵野市	1,322 (84)
9	三軒茶屋	東急田園都市線 世田谷線	世田谷区	1,035 (123)	新小岩	JR総武線	葛飾区	1,255 (170)	自由が丘	東急東横線 大井町線	目黒区 世田谷区	1,315 (140)
10	立川	JR中央・南武・青梅線 五日市線	立川市	1,025 (71)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	1,215 (131)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	1,249 (215)

順位	平成16年				平成15年				平成14年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	2,217 (307)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	2,294 (298)	新宿	JR・小田急・京王・メトロ等線	新宿区 渋谷区	2,548 (583)
2	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,951 (97)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,930 (72)	池袋	JR山手線・西武線・東武線・メトロ丸の内・有楽町各線	豊島区	2,431 (331)
3	浅草	東武伊勢崎線・メトロ銀座線・都営浅草線	台東区	1,896 (111)	荻窪	JR中央線 メトロ丸の内線	杉並区	1803 (101)	豊洲	外口有楽町線	江東区	2,313 (146)
4	自由が丘	東急東横線 大井町線	目黒区 世田谷区	1,795 (215)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	1,752 (261)	立川	JR中央・南武・青梅線 五日市線	立川市	2,273 (144)
5	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	1,730 (318)	赤羽	JR京浜東北・高崎線 宇都宮各線	北区	1,723 (115)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	2,141 (141)
6	蒲田	JR京浜東北線 東急池上線 多摩川線	大田区	1,566 (182)	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	1,679 (267)	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	2,104 (243)
7	御徒町	JR山手線・都営大江戸線・メトロ日比谷線	台東区	1,508 (237)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	1,674 (276)	蒲田	JR京浜東北線 東急池上・多摩川線	大田区	2,077 (255)
8	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,479 (0)	八王子	JR中央・横浜・八高各線	八王子市	1,642 (280)	府中	京王線	府中市	2,038 (120)
9	赤羽	JR京浜東北・高崎線 宇都宮各線	北区	1,473 (107)	三軒茶屋	東急田園都市線 世田谷線	世田谷区	1,594 (122)	三軒茶屋	東急田園都市線 世田谷線	世田谷区	1,940 (179)
10	田町	JR山手・京浜東北線 都営三田・浅草線	港区	1,454 (154)	成増	東上線 有楽町線	板橋区	1,575 (176)	都立学園	東急東横線	目黒区	1,879 (95)



(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳 (駅)								
			1～99	100～ 499	500～ 999	1,000～ 1,999	2,000～ 2,999	3,000～ 3,999	4,000～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000 ～
合計	642	673,487	113	228	113	96	32	22	11	27	1
区部計	479	405,949	95	191	85	61	14	15	5	13	1
千代田区	15	4,197	1	12	1	1					
中央区	21	7,910	5	12	3	1					
港区	32	7,216	14	14	2	2					
新宿区	32	8,245	11	17	2	2					
文京区	19	4,594	3	15	1						
台東区	13	8,567		5	5	3					
墨田区	14	10,311	2	8	2		1	1			
江東区	24	15,687	6	6	8	2	2				
品川区	27	10,538	5	14	5	3					
目黒区	13	6,043	3	6	1	3					
大田区	35	32,004	3	14	13	2	1		1		1
世田谷区	40	40,219	13	10	6	2	4	4		1	
渋谷区	19	7,733	9	5	2	3					
中野区	14	14,728	1	7	3	2				1	
杉並区	26	31,403	3	8	7	4		3		1	
豊島区	18	12,232	3	8	2	4		1			
北区	16	17,451	1	8	3	1	1	1		1	
荒川区	11	7,549	5	3	1	2	1				
板橋区	22	21,345		5	9	7		1			
練馬区	22	33,251	2	4	4	7	2		2	1	
足立区	22	38,064	2	8	4	3	1	1		3	
葛飾区	12	28,082	3		1	5			1	2	
江戸川区	12	38,580		2		2	1	3	1	3	
市部計	158	266,283	14	37	28	34	18	7	6	14	
八王子市	20	21,862	2	7	4	3	2		1	1	
立川市	11	14,069		8		1	1			1	
武蔵野市	3	24,054								3	
三鷹市	4	8,069		2		1				1	
青梅市	9	4,049	4	2	1	2					
府中市	13	15,024		3	3	5	1	1			
昭島市	5	7,464	1		1	2		1			
調布市	9	19,035		2	2	2		2		1	
町田市	9	19,805		2	2	2	1		1	1	
小金井市	3	8,637	1						2		
小平市	8	15,123	1	1	1	1	3			1	
日野市	10	12,863	2	2	3		2		1		
東村山市	9	10,788	2	2	1	1	2	1			
国分寺市	4	9,446			1	1	1			1	
国立市	3	7,840			2					1	
福生市	5	2,554	1	3		1					
狛江市	3	5,408				2	1				
東大和市	5	8,400			1	2	2				
清瀬市	2	5,726		1						1	
東久留米市	1	5,318								1	
武蔵村山市											
多摩市	4	8,073		1		1	1	1			
稲城市	6	4,865		1	3	2					
羽村市	2	4,814				1	1				
あきる野市	5	5,027			3	2					
西東京市	5	17,970				2		1	1	1	
町村部計	5	1,255	4			1					
瑞穂町	1	1,168				1					
日の出町											
檜原村											
奥多摩町	4	87	4								

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

## (7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	三鷹駅	J R 中央線・総武線	武蔵野市 三鷹市	11,249	171	8	179
2	蒲田駅	J R 京浜東北線 東急池上線・多摩川線	大田区	10,642	407	71	478
3	吉祥寺駅	J R 中央線 京王井の頭線	武蔵野市	9,986	137	25	162
4	町田駅	J R 横浜線 小田急線	町田市	8,826	114	14	128
5	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	8,609	6	6	12
6	荻窪駅	J R 中央線 東京地下鉄丸の内線	杉並区	8,490	199	43	242
7	新小岩駅	J R 総武線	葛飾区	8,317	498	77	575
8	武蔵境駅	J R 中央線 西武多摩川線	武蔵野市	8,309	116	3	119
9	中野駅	J R 中央線 東京地下鉄東西線	中野区	8,162	258	51	309
10	綾瀬駅	J R 常磐線 東京地下鉄千代田線	足立区 葛飾区	8,044	70	10	80
11	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R 中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	7,926	481	42	523
12	国立駅	J R 中央線	国分寺市 国立市	7,679	114		114
13	調布駅	京王線	調布市	7,465	431	46	477
14	葛西駅	東京地下鉄東西線	江戸川区	7,061	41	3	44
15	田無駅	西武新宿線	西東京市	6,886	80	10	90
16	金町駅	J R 常磐線 京成金町線	葛飾区	6,448	101	9	110
17	大泉学園駅	西武池袋線	練馬区	6,178	100	8	108
18	西新井駅	東武伊勢崎線	足立区	5,877	1	1	2
19	瑞江駅	都営地下鉄新宿線	江戸川区	5,800	23	5	28
20	保谷駅	西武池袋線	練馬区 西東京市	5,575	22	2	24

## (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
全 国	自転車保有台数	60,287,000	60,683,000	62,237,000	63,103,000	64,358,000	63,715,000	65,712,000	63,479,000	65,121,000	64,291,000
	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	-	3,260,201	-	3,412,064	-	3,801,265 (296,670)	-	3,791,544 (315,612)	-	3,699,298 (310,918)
	(イ) 自転車等実収容台数	-	2,430,206	-	2,637,751	-	3,038,989 (237,734)	-	3,090,299 (258,611)	-	3,086,897 (261,157)
	(ウ) 放置台数	-	829,995	-	774,313	-	762,276 (58,936)	-	701,245 (57,001)	-	612,401 (49,761)
都	自転車保有台数	5,983,000	6,361,000	6,410,000	6,870,000	6,710,000	6,703,000	6,451,000	6,393,000	6,987,000	6,944,000
	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	703,489 (39,812)	720,086 (38,023)	721,774 (38,068)	729,149 (38,108)	755,141 (37,261)	745,597 (38,674)	742,243 (37,269)	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)
	(イ) 自転車等実収容台数	460,729 (21,440)	478,657 (19,150)	487,204 (20,070)	497,083 (19,818)	536,150 (20,637)	536,897 (21,815)	530,532 (21,117)	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)
	(ウ) 放置台数	242,760 (18,372)	241,429 (18,873)	234,570 (17,998)	232,066 (18,290)	218,991 (16,624)	208,700 (16,859)	211,711 (16,152)	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)
区 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	412,777 (15,694)	413,319 (15,238)	417,114 (15,703)	422,388 (17,407)	430,319 (15,977)	424,270 (16,857)	418,365 (16,538)	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)
	(イ) 自転車等実収容台数	232,676 (5,624)	235,132 (4,334)	242,577 (5,043)	245,380 (5,086)	265,964 (5,423)	265,351 (5,692)	250,995 (4,613)	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)
	(ウ) 放置台数	180,101 (10,070)	178,187 (10,904)	174,557 (10,660)	177,008 (12,321)	164,355 (10,554)	158,919 (11,165)	167,370 (11,925)	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)
市 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	282,595 (23,506)	298,357 (22,510)	302,348 (22,140)	304,376 (20,471)	322,502 (21,084)	320,241 (21,737)	322,668 (20,641)	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)
	(イ) 自転車等実収容台数	219,936 (15,204)	235,115 (14,541)	242,337	249,318 (14,502)	267,866 (15,014)	270,460 (16,043)	278,327 (16,414)	276,924 (15,492)	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)
	(ウ) 放置台数	62,659 (8,302)	63,242 (7,969)	60,013 (7,338)	55,058 (5,969)	54,636 (6,070)	49,781 (5,694)	44,341 (4,227)	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)
町 村 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	8,117 (612)	8,410 (275)	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)
	(イ) 自転車等実収容台数	8,117 (612)	8,410 (275)	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)
	(ウ) 放置台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)・本表の下段( )内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで自転車のみ(都道府県別台数の合計)、平成7年からは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。
- ・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

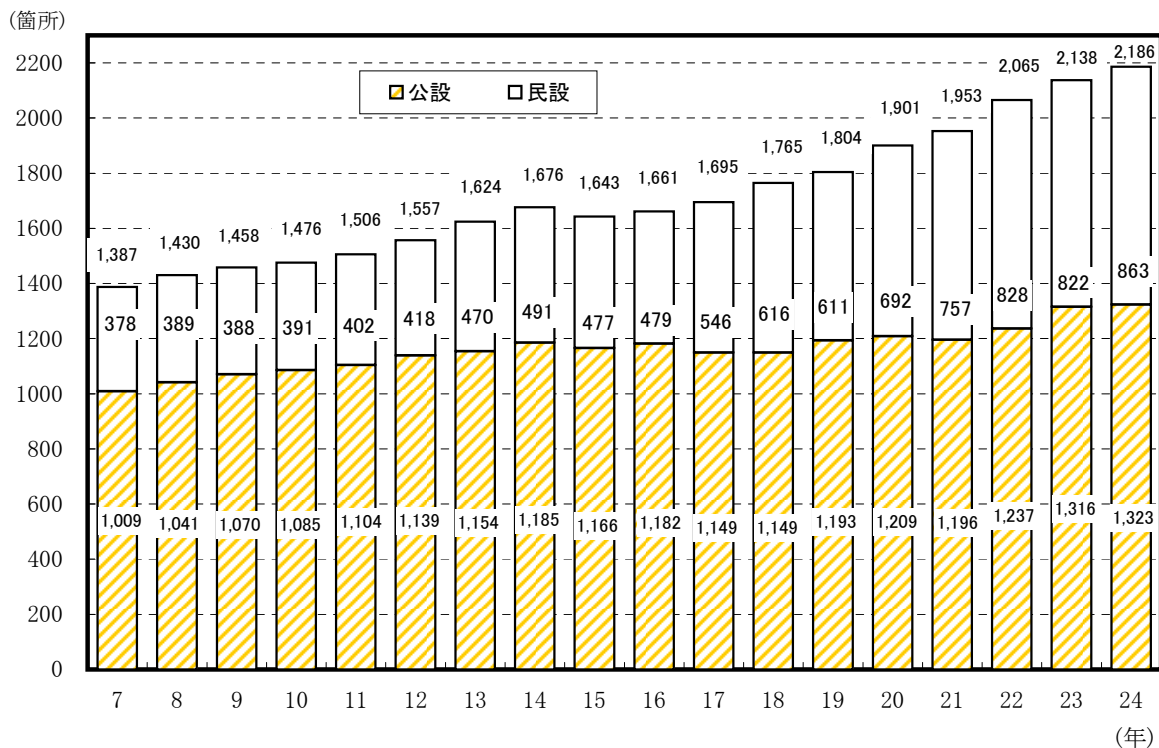
(単位：台)

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
63,068,000	65,052,000	64,383,000	68,590,000	67,948,000	68,881,000	71,893,000	69,583,000	69,099,000				
-	3,495,192 (284,580)	-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-
-	2,911,712 (242,260)	-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-
-	583,480 (42,320)	-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-
7,073,000	7,332,000	7,406,000	8,358,000	8,178,000	8,362,000	8,789,000	8,648,000	8,999,000				
738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,275)
537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)
200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,594)
448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)
274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)
173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)
288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)
262,077 (17,354)	256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)
26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)
1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)
1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)
152 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

## 2 自転車等駐車場の整備状況

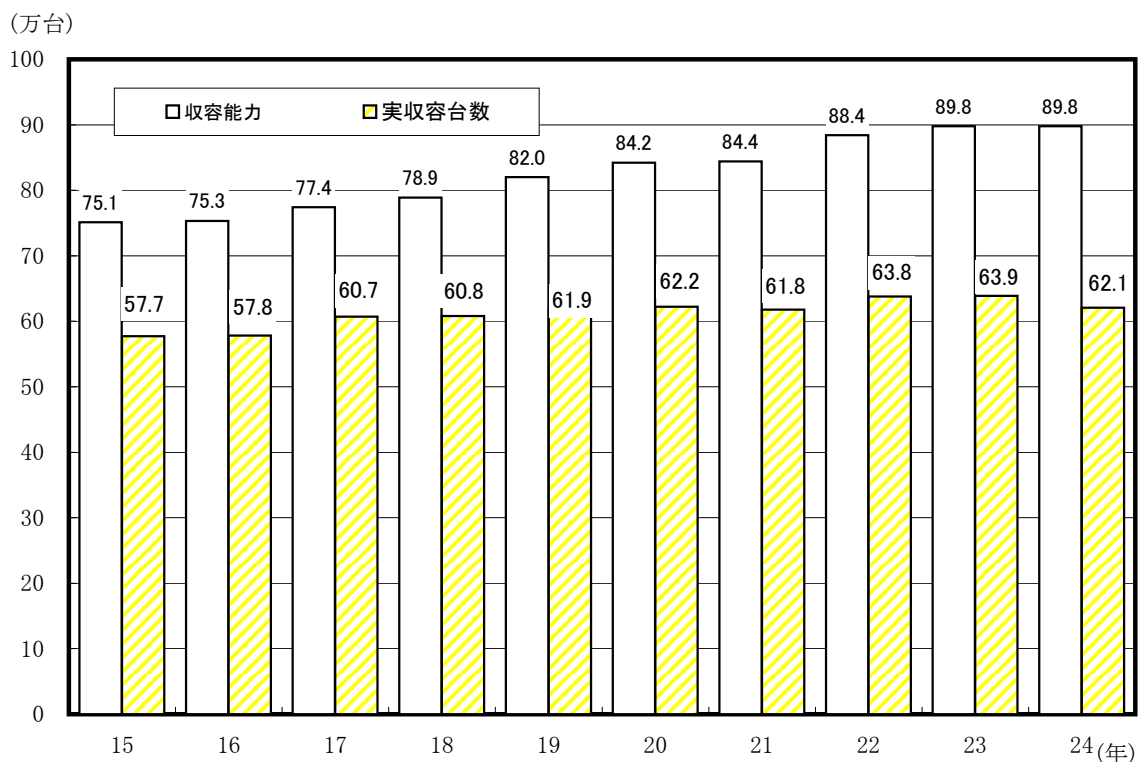
### (1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は平成16年以降9年連続で増加し、平成24年は2,186箇所となった。
- ・公設自転車等駐車場は前年比0.5%増加し、全体の60.5%を占めている。
- ・民設は前年比5.0%増加した。



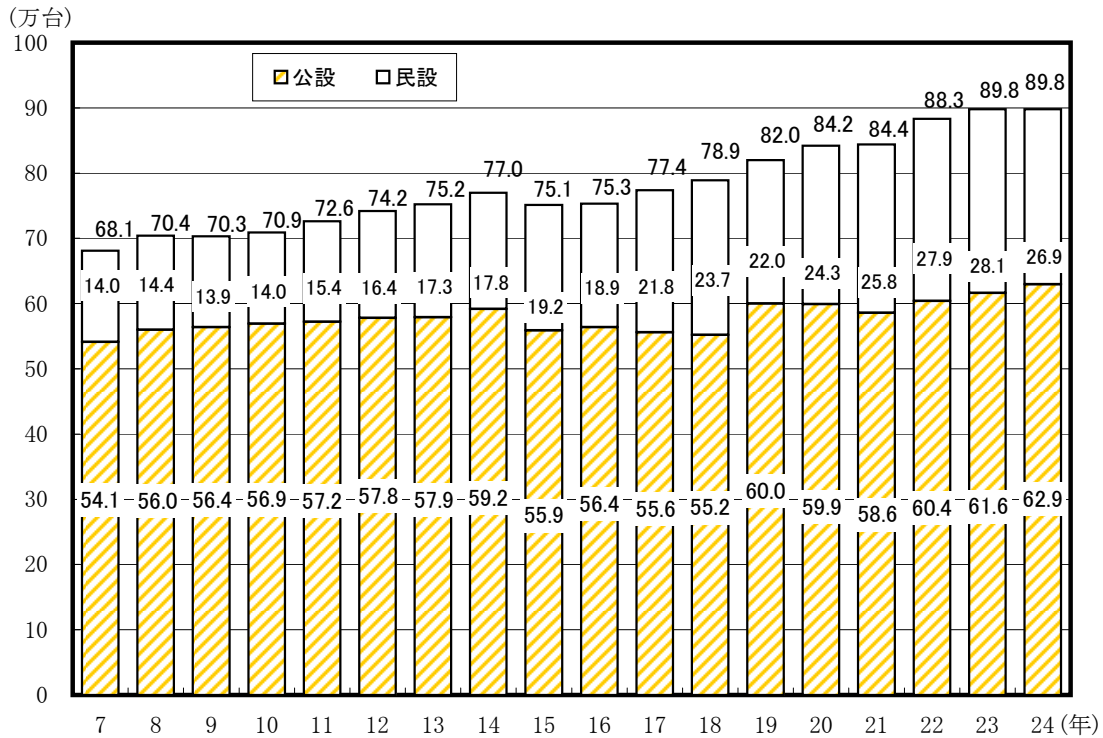
### (2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力及び実収容台数ともに横ばいの状況が続いている。



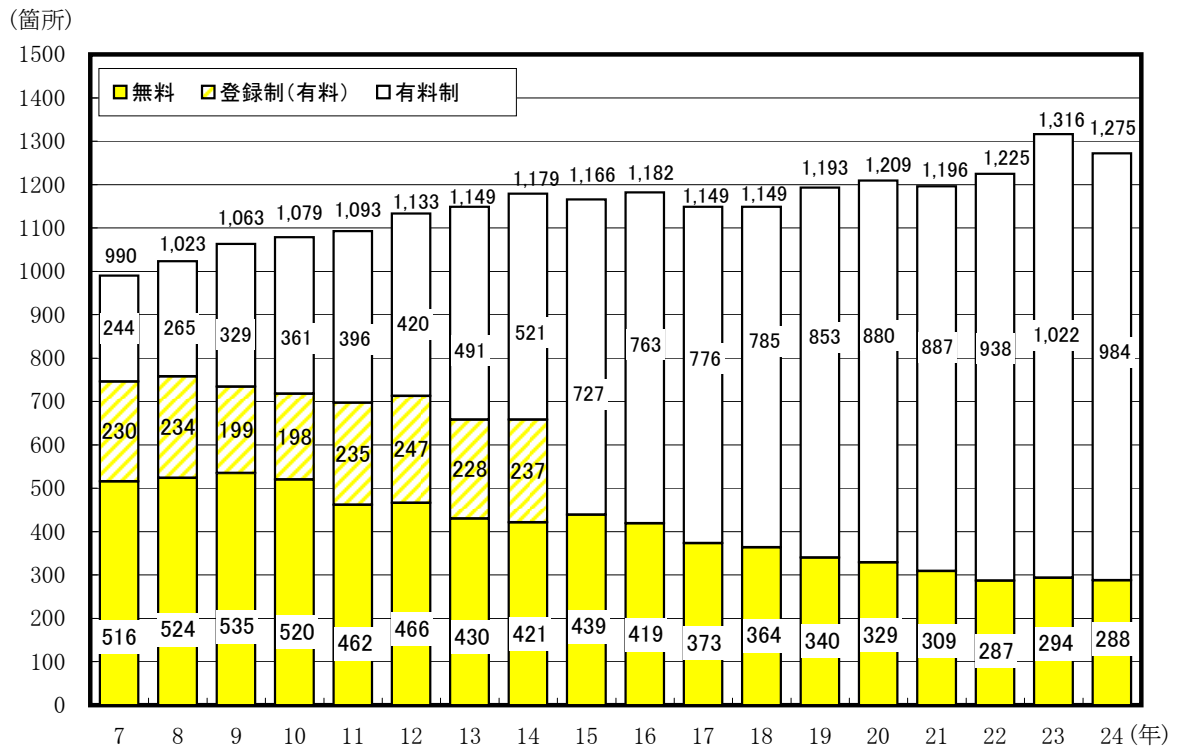
### (3) 設置者別収容能力の推移

・平成6年当時、公設自転車等駐車場の占める割合は79.6%であったが、平成24年は70.1%と減少している。



### (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

・有料制の公設自転車等駐車場が増加傾向にあり、平成24年は984箇所(構成率74.4%)となった。



## (5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

## ア 区市町村別整備状況

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		その 明他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	2,186	1,323	863	1,652	342	46	97	21	28	351	658	201	170	768	38
区部計	1,414	897	517	1,052	216	35	75	11	25	279	400	159	103	444	29
千代田区	20	20		20						18	1	1			
中央区	21	21		12	1	1	6	1			20			1	
中港区	25	15	10	19	1		4	1		11	10	1		3	
新宿区	44	44		43	1					26	11		7		
文京区	32	27	5	29		1	2			16	6		5	5	
台東区	31	30	1	25	1		5			8	22		1		
墨田区	48	33	15	30		1	2		15	12	9	4	5	3	15
江東区	51	50	1	41	5		5				38	6		7	
品川区	45	26	19	38	4		3			8	10	8	13	6	
目黒区	36	27	9	30	1	1	3	1		1	20	3	5	7	
大田区	83	70	13	62	12		8		1	35	23	4	10	11	
世田谷区	121	50	71	60	46	9	3	3		10	30	24	19	38	
渋谷区	54	51	3	23	28	2		1		34	10	7	3		
中野区	40	29	11	31	5		3	1		5	24		1		10
杉並区	71	46	25	51	14		6			8	22	15	2	24	
豊島区	52	42	10	41	4	1	6			16	16		7	13	
北区	43	37	6	30	8	3	2			16	7	13	2	3	2
荒川区	28	15	13	25	1		2			8	4	4	2	10	
板橋区	84	64	20	75	9					12	22	8	10	32	
練馬区	120	69	51	95	15		2		8	2	40	18	5	53	2
足立区	190	48	142	137	36	13	2	1	1	8	26	17	2	137	
葛飾区	131	43	88	117	9		5			10	21	10	1	89	
江戸川区	44	40	4	18	15	3	6	2		15	8	16	3	2	
市部計	766	420	346	595	125	11	22	10	3	72	253	42	67	323	9
八王子市	91	19	72	71	17		2	1		8	28	6	17	32	
立川市	35	34	1	30	2	2	1			7	17		3	8	
武蔵野市	51	3	48	35	15		1			2	18	5		26	
三鷹市	29	24	5	24	1		3	1		1	8		3	17	
青梅市	13	10	3	10	3						10		3		
府中市	40	21	19	28	11		1			2	21	7	1	9	
昭島市	17	17		16	1					4	7		3	3	
調布市	44	44		38	5		1			3	17	1	1	22	
町田市	49	12	37	25	14		7		3		24	1	6	18	
小金井市	21	20	1	17	3		1			1	9		1	10	
小平市	56	27	29	54	2					1	12		8	35	
日野市	72	44	28	66	5			1		17	23		3	27	2
東村山市	34	23	11	29	2	1		2			12		3	19	
国分寺市	17	16	1	2	13		2			5	3	2	3	4	
国立市	17	17		16	1						5		3	9	
福生市	13	7	6	11	1		1				5			8	
狛江市	13	2	11	13						3	1	7		2	
東大和市	21	19	2	21						12	3	3	2	1	
清瀬市	17	5	12	13	2		2			1	2			14	
東久留米市	15	8	7	14	1									8	7
武蔵村山市															
多摩市	20	12	8	16	4					2	6	4	2	6	
稲城市	13	8	5	11	2						3	3		7	
羽村市	12	12		12						3	4			5	
あきる野市	12	12		12							5	1	4	2	
西東京市	44	4	40	11	20	8		5			10	2	1	31	
町村部計	6	6		5	1						5			1	
瑞穂町	2	2		1	1						2				
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)			実収容台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	953,331	1,034,529	898,013	861,968	36,075	620,691	600,010	20,681
区部計	581,650	603,564	526,179	513,084	13,125	360,717	353,837	6,880
千代田区	2,411	2,411	2,630	2,354	276	1,497	1,374	123
中央区	24,223	24,223	7,843	7,760	83	3,985	3,982	3
港区	10,188	10,066	6,542	6,216	326	3,937	3,754	183
新宿区	8,060	8,314	7,695	6,983	712	5,038	4,737	301
文京区	5,449	5,449	3,905	3,905		2,479	2,479	
台東区	10,418	10,364	6,973	6,928	45	4,913	4,876	37
墨田区	13,506	14,474	20,602	20,590	12	8,816	8,816	
江東区	24,724	11,616	20,937	20,409	528	13,549	13,338	211
品川区	19,823	20,513	13,366	12,078	1,288	8,643	7,806	837
目黒区	12,042	13,497	9,276	8,983	293	5,364	5,257	107
大田区	34,475	40,814	36,265	35,661	604	29,568	29,237	331
世田谷区	58,066	61,175	51,542	49,594	1,948	37,442	36,443	999
渋谷区	9,865	10,468	7,968	7,568	400	7,002	6,660	342
中野区	20,916	21,041	17,943	17,740	203	13,546	13,393	153
杉並区	34,374	37,365	34,520	34,229	291	29,471	29,325	146
豊島区	17,333	19,427	16,567	16,273	294	10,690	10,502	188
北区	21,504	9,130	23,137	22,475	662	15,179	14,788	391
荒川区	9,874	3,954	9,468	9,460	38	6,948	6,919	29
板橋区	33,510	36,469	26,389	24,891	1,498	18,127	17,138	989
練馬区	57,253	63,448	48,898	47,643	1,255	32,106	31,536	570
足立区	67,351	75,370	59,210	58,285	925	37,822	37,427	395
葛飾区	43,674	48,567	38,511	37,949	562	26,371	26,210	161
江戸川区	42,611	55,409	55,992	55,110	882	38,224	37,840	384
市部計	369,950	428,168	370,323	347,484	22,839	258,720	244,971	13,749
八王子市	35,844	48,800	34,125	29,088	5,037	21,110	18,699	2,411
立川市	24,386	24,723	19,498	18,999	499	12,454	12,166	288
武蔵野市	22,887	36,399	31,382	30,482	900	23,709	23,179	530
三鷹市	12,084	12,084	11,798	11,559	239	7,882	7,801	81
青梅市	8,064	10,624	8,162	7,369	793	4,042	3,643	399
府中市	20,969	25,258	21,877	21,054	823	14,760	14,239	521
昭島市	10,552	10,999	12,670	12,402	268	7,392	7,310	82
調布市	24,778	27,500	26,553	25,526	1,027	18,219	17,668	551
町田市	25,908	29,772	22,583	18,768	3,815	19,510	16,502	3,008
小金井市	14,342	14,716	12,890	12,581	309	8,599	8,406	193
小平市	24,161	24,732	21,893	21,146	747	14,946	14,617	329
日野市	19,576	21,565	17,847	16,183	1,664	11,919	10,477	1,442
東村山市	14,716	14,716	14,214	13,755	459	10,421	10,123	298
国分寺市	11,595	15,818	15,397	14,978	419	9,389	9,170	219
国立市	8,957	10,021	8,945	8,841	104	7,720	7,658	62
福生市	8,106	8,387	5,687	5,293	394	2,176	2,063	113
狛江市	9,819	9,968	6,664	6,362	302	5,264	5,077	187
東大和市	7,696	7,696	8,810	8,687	123	7,984	7,861	123
清瀬市	6,997	8,370	7,104	6,758	346	5,675	5,497	178
東久留米市	5,220	5,835	5,893	5,551	342	5,304	5,047	257
武蔵村山市								
多摩市	13,983	16,572	13,274	10,795	2,479	7,806	6,400	1,406
稲城市	7,186	7,983	5,697	5,060	637	4,830	4,413	417
羽村市	6,089	6,089	6,469	6,274	195	4,810	4,646	164
あきる野市	5,453	5,453	6,287	5,993	294	5,014	4,764	250
西東京市	20,582	24,088	24,604	23,980	624	17,785	17,545	240
町村部計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,254	1,202	52
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,167	1,127	40
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	125	113	12	87	75	12



# イ 設置者別整備状況

## (7) 区市町村

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その の明 他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	1,323	995	204	29	80	13	2	332	558	83	93	251	6
区部計	897	637	155	27	67	9	2	275	387	69	59	103	4
千代田区	20	20						18	1	1			
中央区	21	12	1	1	6	1			20			1	
港区	15	10			4	1		8	7				
新宿区	44	43	1					26	11		7		
文京区	27	25			2			16	6		5		
台東区	30	24	1		5			8	22				
墨田区	33	30		1	2			12	9	4	5	3	
江東区	50	40	5		5				37	6		7	
品川区	26	20	3		3			7	10	3	5	1	
目黒区	27	21	1	1	3	1		1	20		3	3	
大田区	70	52	12		6			35	23	1	6	5	
世田谷区	50	10	29	9		2		10	28		6	6	
渋谷区	51	23	25	2		1		34	10	4	3		
中野区	29	21	4		3	1		5	24				
杉並区	46	31	10		5			8	21	4		13	
豊島区	42	33	3	1	5			16	16		4	6	
北区	37	26	6	3	2			16	7	10	2		2
荒川区	15	12	1		2			8	4	2		1	
板橋区	64	56	8					12	22	7	4	19	
練馬区	69	55	11		2		1	2	40		4	21	2
足立区	48	25	14	6	2		1	8	22	7	1	10	
葛飾区	43	33	6		4			10	21	6	1	5	
江戸川区	40	15	14	3	6	2		15	6	14	3	2	
市部計	420	353	48	2	13	4		57	166	14	34	147	2
八王子市	19	18	1					2	7	1	4	5	
立川市	34	29	2	2	1			7	17		2	8	
武蔵野市	3	3								1		2	
三鷹市	24	19	1		3	1		1	8		1	14	
青梅市	10	10							7		3		
府中市	21	17	4						10	1	1	9	
昭島市	17	16	1					4	7		3	3	
調布市	44	38	5		1			3	17	1	1	22	
町田市	12	4	5		3				10			2	
小金井市	20	16	3		1			1	9		1	9	
小平市	27	25	2					1	12		4	10	
日野市	44	43	1					15	16		1	10	2
東村山市	23	20	1			2			12		2	9	
国分寺市	16	2	12		2			5	3	2	3	3	
国立市	17	16	1						5		3	9	
福生市	7	5	1		1				5			2	
狛江市	2	2						1	1				
東大和市	19	19						12	3	2	1	1	
清瀬市	5	4			1			1				4	
東久留米市	8	7	1									8	
多摩市	12	9	3					1	6	2		3	
稲城市	8	8								1		7	
羽村市	12	12						3	4			5	
あきる野市	12	12							5	1	4	2	
西東京市	4	2	1			1			2	2			
町村部計	6	5	1						5			1	
瑞穂町	2	1	1						2				
奥多摩町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		自転車	原付	
	敷地	延床		自転車	原付			
総 数	679,328	718,166	629,476	609,895	19,581	439,619	428,088	11,531
区部計	442,732	465,151	405,306	395,925	9,381	282,995	277,924	5,071
千代田区	2,411	2,411	2,630	2,354	276	1,497	1,374	123
中央区	24,223	24,223	7,843	7,760	83	3,985	3,982	3
港区	7,643	7,521	4,865	4,579	286	3,362	3,200	162
新宿区	8,060	8,314	7,695	6,983	712	5,038	4,737	301
文京区	4,612	4,612	3,087	3,087		2,114	2,114	
台東区	9,932	9,878	6,623	6,578	45	4,617	4,580	37
墨田区	13,506	14,474	15,030	15,030		8,816	8,816	
江東区	24,657	11,616	20,867	20,339	528	13,494	13,283	211
品川区	12,317	13,007	8,581	7,770	811	5,377	4,868	509
目黒区	9,804	10,250	7,525	7,237	288	4,050	3,943	107
大田区	29,746	36,085	31,881	31,410	471	26,659	26,372	287
世田谷区	25,909	28,831	24,666	23,923	743	19,581	19,115	466
渋谷区	9,023	9,626	7,336	6,936	400	6,411	6,069	342
中野区	19,532	19,657	16,571	16,410	161	12,284	12,173	111
杉並区	28,380	31,143	28,555	28,480	75	24,789	24,740	49
豊島区	15,182	16,607	13,892	13,612	280	8,953	8,770	183
北区	17,631	9,130	19,921	19,283	638	12,894	12,512	382
荒川区	7,791	3,954	7,981	7,956	25	5,461	5,445	16
板橋区	28,398	31,187	22,870	21,428	1,442	16,156	15,217	939
練馬区	40,201	45,654	35,661	34,859	802	22,482	22,153	329
足立区	31,088	36,679	28,927	28,703	224	17,230	17,149	81
葛飾区	34,284	39,092	29,606	29,353	253	21,285	21,226	59
江戸川区	38,402	51,200	52,693	51,855	838	36,460	36,086	374
市部計	234,865	250,218	222,659	212,570	10,089	155,370	148,962	6,408
八王子市	5,012	5,136	3,134	2,766	368	2,484	2,231	253
立川市	23,446	23,783	18,698	18,199	499	11,866	11,578	288
武蔵野市	3,512	4,652	3,970	3,855	115	3,170	3,084	86
三鷹市	10,963	10,963	10,850	10,618	232	7,232	7,153	79
青梅市	4,835	4,835	3,897	3,579	318	2,118	1,917	201
府中市	10,766	12,149	11,398	11,200	198	7,237	7,068	169
昭島市	10,552	10,999	12,670	12,402	268	7,392	7,310	82
調布市	24,778	27,500	26,553	25,526	1,027	18,219	17,668	551
町田市	7,346	8,519	6,452	5,955	497	5,113	4,668	445
小金井市	13,975	14,349	12,461	12,152	309	8,334	8,141	193
小平市	19,792	20,363	18,450	17,742	708	12,330	12,022	308
日野市	13,422	13,780	11,737	10,678	1,059	8,532	7,479	1,053
東村山市	14,716	14,716	10,823	10,506	317	8,482	8,265	217
国分寺市	9,998	12,592	12,398	12,103	295	7,719	7,582	137
国立市	8,957	10,021	8,945	8,841	104	7,720	7,658	62
福生市	5,863	6,144	4,470	4,113	357	1,334	1,239	95
狛江市	1,675	1,675	693	623	70	649	605	44
東大和市	5,354	5,354	6,871	6,748	123	6,738	6,615	123
清瀬市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	3,247	3,140	107
東久留米市	5,220	5,835	4,275	3,943	332	3,686	3,439	247
多摩市	9,340	11,510	9,671	7,936	1,735	5,828	4,800	1,028
稲城市	4,189	4,189	2,929	2,612	317	2,656	2,462	194
羽村市	6,089	6,089	6,469	6,274	195	4,810	4,646	164
あきる野市	5,453	5,453	6,287	5,993	294	5,014	4,764	250
西東京市	4,569	4,569	4,316	4,236	80	3,460	3,428	32
町村部計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,254	1,202	52
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,167	1,127	40
奥多摩町	149	149	125	113	12	87	75	12

## (イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	148	114	24		1		9		1	74	49	13	11
区部計	118	86	23		1		8			61	41	10	6
台東区	1	1									1		
墨田区	6						6						6
品川区	10	9	1							3	7		
目黒区	5	5								3	1	1	
大田区	7	7								3	4		
世田谷区	39	23	15		1					24	13		2
渋谷区	3	3								3			
中野区	1	1									1		
杉並区	6	3	3							4	2		
豊島区	5	4	1								3	2	
北区	3	1	2							3			
荒川区	2	2									2		
板橋区	9	9								1	6	2	
練馬区	11	9					2			7	1	3	
足立区	7	7								7			
葛飾区	3	2	1							3			
市部計	30	28	1				1	1		13	8	3	5
八王子市	3	3								1		2	
立川市	1	1									1		
武蔵野市	3	2	1					1		2			
町田市	5	4					1				4	1	
小平市	2	2									2		
狛江市	7	7								7			
東大和市	1	1								1			
東久留米市	5	5											5
多摩市	1	1								1			
稲城市	1	1								1			
西東京市	1	1									1		

## (ウ) 公益法人等

	設置数	構造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	163	88	64	6	4	1	10	84	24	15	30		
区部計	10	7	3				1		9				
港区	1		1						1				
品川区	1	1					1						
練馬区	8	6	2						8				
市部計	153	81	61	6	4	1	9	84	15	15	30		
八王子市	43	24	16		2	1	2	21	4	9	7		
武蔵野市	31	21	9		1		2	17	2		10		
青梅市	3		3					3					
府中市	19	11	7		1		2	11	6				
町田市	15	7	8					12	1	2			
日野市	12	10	2				2	7		2	1		
清瀬市	2		2					2					
多摩市	5	4	1				1		1	2	1		
稲城市	4	2	2					3	1				
西東京市	19	2	11	6				8			11		

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容		実収容 台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	75,986	77,437	63,488	60,571	2,917	43,572	41,897	1,675
区部計	58,164	56,982	47,000	45,245	1,755	31,258	30,345	913
台東区	486	486	350	350		296	296	
墨田区			671	664	7			
品川区	5,131	5,131	3,348	3,099	249	2,196	2,018	178
目黒区	1,865	2,874	1,543	1,543		1,230	1,230	
大田区	2,983	2,983	3,323	3,219	104	2,006	1,984	22
世田谷区	26,353	26,540	20,944	19,916	1,028	14,338	13,821	517
渋谷区	842	842	632	632		591	591	
中野区	85	85	61	21	40	61	21	40
杉並区	1,864	2,092	1,644	1,531	113	1,236	1,193	43
豊島区	1,391	2,060	2,227	2,227		1,398	1,398	
北区	2,993		2,366	2,366		1,720	1,720	
荒川区	252		215	208	7	215	208	7
板橋区	3,497	3,497	2,203	2,175	28	1,172	1,149	23
練馬区	4,550	4,550	2,208	2,114	94	1,578	1,527	51
足立区	4,302	4,272	3,884	3,814	70	2,423	2,399	24
葛飾区	1,570	1,570	1,381	1,366	15	798	790	8
市部計	17,822	20,455	16,488	15,326	1,162	12,314	11,552	762
八王子市	1,527	1,527	610	381	229	311	223	88
立川市	940	940	800	800		588	588	
武蔵野市	1,732	4,216	3,976	3,908	68	2,991	2,954	37
町田市	1,695	1,695	1,267	896	371	1,246	883	363
小平市	560	560	500	500		278	278	
狛江市	7,421	7,570	5,440	5,213	227	4,202	4,061	141
東大和市	1,660	1,660	1,317	1,317		673	673	
東久留米市			1,315	1,305	10	1,315	1,305	10
多摩市	842	842	303	70	233	127	26	101
稲城市	1,076	1,076	671	647	24	382	360	22
西東京市	369	369	289	289		201	201	

	面積 (㎡)		収容能力 台数 (台)	実収容		実収容 台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	94,489	132,641	105,879	95,675	10,204	72,730	67,078	5,652
区部計	8,031	8,373	6,855	6,530	325	4,495	4,303	192
港区	469	469	492	460	32	151	130	21
品川区	239	239	82	44	38	59	26	33
練馬区	7,323	7,665	6,281	6,026	255	4,285	4,147	138
市部計	86,458	124,268	99,024	89,145	9,879	68,235	62,775	5,460
八王子市	26,235	39,067	27,990	23,796	4,194	17,188	15,177	2,011
武蔵野市	15,027	24,915	20,796	20,214	582	15,744	15,419	325
青梅市	3,229	5,789	4,265	3,790	475	1,924	1,726	198
府中市	10,203	13,109	10,479	9,854	625	7,523	7,171	352
町田市	10,189	12,880	9,291	6,945	2,346	8,068	6,386	1,682
日野市	3,692	4,687	3,564	3,153	411	1,745	1,459	286
清瀬市	924	2,297	1,781	1,734	47	1,776	1,729	47
多摩市	3,124	3,536	2,646	2,205	441	1,458	1,231	227
稲城市	1,921	2,718	2,097	1,801	296	1,792	1,591	201
西東京市	11,914	15,270	16,115	15,653	462	11,017	10,886	131

### (工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	537	448	44	9	12	7	17	9	11	19	13	464	21
区部計	374	315	29	6	7	2	15	3	9	19	3	321	19
港区	9	9						3	3			3	
文京区	3	3										3	
墨田区	9						9						9
江東区	1	1							1				
品川区	8	8								2	1	5	
目黒区	4	4									1	3	
大田区	6	3			2		1					6	
世田谷区	31	26	2		2	1			1			30	
中野区	10	9	1										10
杉並区	18	16	1		1					7		11	
豊島区	5	4			1							5	
北区	3	3										3	
荒川区	11	11								2		9	
板橋区	11	10	1									11	
練馬区	32	25	2				5			3		29	
足立区	127	101	19	6		1			4	2	1	120	
葛飾区	84	81	2		1					1		83	
江戸川区	2	1	1							2			
市部計	163	133	15	3	5	5	2	6	2		10	143	2
八王子市	26	26						4			4	18	
武蔵野市	14	12	2									14	
三鷹市	5	5									2	3	
町田市	17	10	1		4		2		2			15	
小金井市	1	1										1	
小平市	27	27									2	25	
日野市	16	13	2			1						16	
東村山市	11	9	1	1							1	10	
国分寺市	1	1	1									1	
福生市	6	6										6	
狛江市	4	4						2				2	
東大和市	1	1									1		
清瀬市	10	9			1							10	
東久留米市	2	2											2
多摩市	2	2										2	
西東京市	20	6	8	2		4						20	

### (才) その他

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	15	10	3	2					4	1		10	
区部計	15	10	3	2					4	1		10	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1							1				
杉並区	1	1							1				
足立区	8	4	3	1						1		7	
葛飾区	1	1										1	
江戸川区	2	2							2				

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	97,353	100,110	93,576	90,386	3,169	61,303	59,561	1,742
区部計	66,548	66,883	61,424	59,946	1,478	38,502	37,879	623
港区	2,076	2,076	1,185	1,177	8	424	424	
文京区	751	751	628	628		295	295	
墨田区			4,901	4,896	5			
江東区	67		70	70		55	55	
品川区	2,136	2,136	1,355	1,165	190	1,011	894	117
目黒区	373	373	208	203	5	84	84	
大田区	1,746	1,746	1,061	1,032	29	903	881	22
世田谷区	5,638	5,638	5,903	5,755	148	3,523	3,507	16
中野区	1,299	1,299	1,311	1,309	2	1,201	1,199	2
杉並区	4,027	4,027	4,191	4,108	83	3,349	3,301	48
豊島区	760	760	448	434	14	339	334	5
北区	880		850	826	24	565	556	9
荒川区	1,831		1,272	1,266	6	1,272	1,266	6
板橋区	1,615	1,785	1,316	1,288	28	799	772	27
練馬区	5,179	5,579	4,748	4,644	104	3,761	3,709	52
足立区	27,613	30,071	22,584	22,060	524	15,613	15,393	220
葛飾区	7,700	7,785	7,394	7,100	294	4,174	4,080	94
江戸川区	2,857	2,857	1,999	1,985	14	1,134	1,129	5
市部計	30,805	33,227	32,152	30,440	1,691	22,801	21,682	1,119
八王子市	3,070	3,070	2,391	2,145	246	1,127	1,068	59
武蔵野市	2,616	2,616	2,640	2,505	135	1,804	1,722	82
三鷹市	1,121	1,121	948	941	7	650	648	2
町田市	6,678	6,678	5,573	4,972	601	5,083	4,565	518
小金井市	367	367	429	429		265	265	
小平市	3,809	3,809	2,943	2,901	21	2,338	2,317	21
日野市	2,462	3,098	2,546	2,352	194	1,642	1,539	103
東村山市			3,391	3,249	142	1,939	1,858	81
国分寺市	1,597	3,226	2,999	2,875	124	1,670	1,588	82
福生市	2,243	2,243	1,217	1,180	37	842	824	18
狛江市	723	723	531	526	5	413	411	2
東大和市	682	682	622	622		573	573	
清瀬市	1,030	1,030	1,081	1,054	27	652	628	24
東久留米市			303	303		303	303	
多摩市	677	684	654	584	70	393	343	50
西東京市	3,730	3,880	3,884	3,802	82	3,107	3,030	77

	面積 (㎡)		収容能力 台数 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	6,175	6,175	5,594	5,408	186	3,467	3,386	81
区部計	6,175	6,175	5,594	5,408	186	3,467	3,386	81
文京区	86	86	190	190		70	70	
世田谷区	166	166	29		29			
杉並区	103	103	130	110	20	97	91	6
足立区	4,348	4,348	3,815	3,708	107	2,556	2,486	70
葛飾区	120	120	130	130		114	114	
江戸川区	1,352	1,352	1,300	1,270	30	630	625	5

## (6) 自転車等駐車場の利用形態、駅からの距離等

### ア 区市町村別の現況(利用形態、駅からの距離等)

	設置数			利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	2,186	1,323	863	1,233	953	1,833	299	54	1,164	846	176	699	642	845
区部計	1,414	897	517	847	567	1,286	74	54	846	501	67	444	397	573
千代田区	20	20		15	5	20			19		1			20
中央区	21	21		19	2	2	19		21			4	2	15
港区	25	15	10	7	18	15	10		20	5		6		19
新宿区	44	44		33	11	44			41	1	2	6	38	
文京区	32	27	5	21	11	32			21	11		2	9	21
台東区	31	30	1	24	7	31			21	7	3	11	20	
墨田区	48	33	15	30	18	46	2		39	7	2	3		45
江東区	51	50	1	49	2	51			49	2		17	30	4
品川区	45	26	19	30	15	45			44	1		20	15	10
目黒区	36	27	9	22	14	36			23	12	1	10	19	7
大田区	83	70	13	52	31	67	16		50	29	4	29	6	48
世田谷区	121	50	71	4	117	119	2		73	44	4	38	23	60
渋谷区	54	51	3	12	42			54	30	16	8	3	51	
中野区	40	29	11	27	13	40			24	13	3	25	7	8
杉並区	71	46	25	41	30	69	2		26	43	2	38	9	24
豊島区	52	42	10	33	19	51	1		26	18	8	15	25	12
北区	43	37	6	31	12	43			19	21	3	17	13	13
荒川区	28	15	13	22	6	28			26	2		9		19
板橋区	84	64	20	62	22	74	10		41	36	7	43	20	21
練馬区	120	69	51	61	59	119	1		57	59	4	14	66	40
足立区	190	48	142	110	80	187	3		96	87	7	57	26	107
葛飾区	131	43	88	105	26	124	7		58	65	8	42	16	73
江戸川区	44	40	4	37	7	43	1		22	22		35	2	7
市部計	766	420	346	382	384	545	221		312	345	109	255	243	268
八王子市	91	19	72	42	49	72	19		52	35	4	27	19	45
立川市	35	34	1	18	17	19	16		20	10	5	11	15	9
武蔵野市	51	3	48	23	28	51			1	29	21	17	24	10
三鷹市	29	24	5	10	19	20	9		6	16	7	8	17	4
青梅市	13	10	3	3	10	3	10		8	2	3	3	7	3
府中市	40	21	19	20	20	23	17		16	15	9	15	24	1
昭島市	17	17		15	2	17			7	10		14	3	
調布市	44	44		23	21	23	21		16	23	5	10	11	23
町田市	49	12	37	32	17	40	9		30	18	1	32	8	9
小金井市	21	20	1	14	7	17	4		3	14	4	11		10
小平市	56	27	29	39	17	52	4		19	29	8	21	12	23
日野市	72	44	28	28	44	32	40		27	24	21	17	14	41
東村山市	34	23	11	24	10	30	4		11	19	4	9	13	12
国分寺市	17	16	1	14	3	16	1		4	13		11	5	1
国立市	17	17		10	7	15	2		8	7	2	2	11	4
福生市	13	7	6	7	6	13			8	5		2	4	7
狛江市	13	2	11	5	8	11	2		7	3	3	4	4	5
東大和市	21	19	2	1	20	2	19		15	6		1	1	19
清瀬市	17	5	12	13	4	17			14	2	1	11		6
東久留米市	15	8	7	6	9	15			6	8	1	1	7	7
武蔵村山市														
多摩市	20	12	8	10	10	10	10		4	12	4	8	9	3
稲城市	13	8	5	5	8	6	7		6	7		3	10	
羽村市	12	12			12		12			10	2		12	
あきる野市	12	12			12		12		10	2				12
西東京市	44	4	40	20	24	41	3		14	26	4	17	13	14
町村部計	6	6		4	2	2	4		6				2	4
瑞穂町	2	2			2	2			2				2	
日の出町														
檜原村														
奥多摩町	4	4		4			4		4					4

# イ 設置者別の現況(利用形態、駅からの距離)

## (ア) 区市町村

	設置数	利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
	計	定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	1,323	838	485	984	288	51	717	478	128	451	507	365
区部計	897	644	253	774	72	51	549	294	54	344	351	202
千代田区	20	15	5	20			19		1			20
中央区	21	19	2	2	19		21			4	2	15
港区	15	5	10	5	10		15			5		10
新宿区	44	33	11	44			41	1	2	6	38	
文京区	27	21	6	27			17	10		2	4	21
台東区	30	24	6	30			20	7	3	11	19	
墨田区	33	30	3	31	2		25	6	2	3		30
江東区	50	49	1	50			48	2		17	30	3
品川区	26	22	4	26			26			15	11	
目黒区	27	22	5	27			15	11	1	10	17	
大田区	70	48	22	54	16		40	27	3	26	6	38
世田谷区	50	1	49	48	2		30	17	3	24	21	5
渋谷区	51	11	40			51	27	16	8	3	48	
中野区	29	27	2	29			18	9	2	22	7	
杉並区	46	41	5	44	2		16	29	1	35	9	2
豊島区	42	31	11	41	1		22	14	6	14	23	5
北区	37	30	7	37			17	17	3	14	11	12
荒川区	15	15		15			14	1		3		12
板橋区	64	51	13	54	10		30	29	5	35	18	11
練馬区	69	43	26	68	1		27	38	4	6	61	2
足立区	48	37	11	47	1		26	20	2	31	13	4
葛飾区	43	32	11	36	7		15	20	8	25	11	7
江戸川区	40	37	3	39	1		20	20		33	2	5
市部計	420	190	230	208	212		162	184	74	107	154	159
八王子市	19		19		19		17	2				19
立川市	34	18	16	18	16		19	10	5	11	15	8
武蔵野市	3	3		3				3		3		
三鷹市	24	11	13	15	9		5	13	6	6	16	2
青梅市	10		10		10		5	2	3		7	3
府中市	21	5	16	5	16		8	5	8	4	16	1
昭島市	17	15	2	17			7	10		14	3	
調布市	44	23	21	23	21		16	23	5	10	11	23
町田市	12	9	3	10	2		9	2	1	10		2
小金井市	20	13	7	16	4		3	13	4	11		9
小平市	27	22	5	23	4		4	15	8	4	15	8
日野市	44	4	40	4	40		15	10	19	2	2	40
東村山市	23	22	1	19	4		7	13	3	8	11	4
国分寺市	16	13	3	15	1		4	12		10	5	1
国立市	17	10	7	15	2		8	7	2	2	11	4
福生市	7	7		7			4	3		2	4	1
狛江市	2		2		2				2			2
東大和市	19		19		19		13	6				19
清瀬市	5	5		5			2	2	1	5		
東久留米市	8	6	2	8			2	5	1	1	7	
多摩市	12	3	9	3	9			10	2	3	8	1
稲城市	8		8	1	7		4	4			8	
羽村市	12		12		12			10	2		12	
あきる野市	12		12		12		10	2				12
西東京市	4	1	3	1	3			2	2	1	3	
町村部計	6	4	2	2	4		6				2	4
瑞穂町	2		2	2			2				2	
奥多摩町	4	4			4		4					4



## (イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
		定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	148	39	109	143	2	3	100	44	4	42	23	83
区部計	118	25	93	115		3	80	35	3	30	15	73
台東区	1		1	1			1				1	
墨田区	6		6	6			5	1				6
品川区	10	7	3	10			10			5	3	2
目黒区	5		5	5			4	1			2	3
大田区	7	4	3	7			6	1		3		4
世田谷区	39	1	38	39			23	15	1	9	1	29
渋谷区	3	1	2			3	3				3	
中野区	1		1	1					1			1
杉並区	6		6	6			3	3		1		5
豊島区	5	2	3	5			3	2		1	2	2
北区	3	1	2	3			1	2		2	1	
荒川区	2		2	2			2					2
板橋区	9	3	6	9			6	2	1	2		7
練馬区	11		11	11			5	6		1		10
足立区	7	4	3	7			6	1		5		2
葛飾区	3	2	1	3			2	1		1	2	
市部計	30	14	16	28	2		20	9	1	12	8	10
八王子市	3	1	2	3			3			1		2
立川市	1		1	1			1					1
武蔵野市	3	1	2	3			1	1	1	2	1	
町田市	5	4	1	5			4	1		2	3	
小平市	2	1	1		2		1	1		1		1
狛江市	7	4	3	7			4	3		4	3	
東大和市	1	1		1			1			1		
東久留米市	5		5	5			3	2				5
多摩市	1	1		1			1			1		
稲城市	1	1		1				1			1	
西東京市	1		1	1			1					1

## (ウ) 公益法人等

	設置数	利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
		定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	163	138	25	162	1		57	88	18	95	65	3
区部計	10	9	1	10			3	7		6	3	1
港区	1	1		1				1		1		
品川区	1		1	1				1				1
練馬区	8	8		8			3	5		5	3	
市部計	153	129	24	152	1		54	81	18	89	62	2
八王子市	43	38	5	43			21	22		24	19	
武蔵野市	31	19	12	31				19	12	11	20	
青梅市	3	3		3			3			3		
府中市	19	15	4	18	1		8	10	1	11	8	
町田市	15	15		15			8	7		13	2	
日野市	12	10	2	12			4	6	2	6	6	
清瀬市	2	2		2			2			2		
多摩市	5	5		5			3	1	1	3	1	1
稲城市	4	4		4			2	2		3	1	
西東京市	19	18	1	19			3	14	2	13	5	1

## (エ) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
		定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	537	217	320	527	10		281	231	25	98	50	389
区部計	374	165	209	372	2		205	160	9	60	26	288
港区	9	1	8	9			5	4				9
文京区	3		3	3			2	1			3	
墨田区	9		9	9			9					9
江東区	1		1	1			1					1
品川区	8	1	7	8			8				1	7
目黒区	4		4	4			4					4
大田区	6		6	6			4	1	1			6
世田谷区	31	2	29	31			19	12		5	1	25
中野区	10		10	10			6	4		3		7
杉並区	18		18	18			7	10	1	1		17
豊島区	5		5	5			1	2	2			5
北区	3		3	3			1	2		1	1	1
荒川区	11	7	4	11			10	1		6		5
板橋区	11	8	3	11			5	5	1	6	2	3
練馬区	32	10	22	32			22	10		2	2	28
足立区	127	66	61	125	2		59	64	4	20	13	94
葛飾区	84	70	14	84			41	43		16	3	65
江戸川区	2		2	2			1	1				2
市部計	163	52	111	155	8		76	71	16	38	24	101
八王子市	26	3	23	26			11	11	4	2		24
武蔵野市	14		14	14				6	8	1	3	10
三鷹市	5	2	3	5			1	3	1	2	1	2
町田市	17	4	13	10	7		9	8		7	3	7
小金井市	1	1		1				1				1
小平市	27	16	11	27			14	13		7	2	18
日野市	16	14	2	16			8	8		9	6	1
東村山市	11	2	9	11			4	6	1	1	2	8
国分寺市	1	1		1				1		1		
福生市	6		6	6			4	2				6
狛江市	4	1	3	4			3		1		1	3
東大和市	1		1	1			1				1	
清瀬市	10	6	4	10			10			4		6
東久留米市	2		2	2			1	1				2
多摩市	2	1	1	1	1			1	1	1		1
西東京市	20	1	19	20			10	10		3	5	12

## (オ) その他

	設置数	利用形態		料金形態			駅からの距離			管理人		
		定期利用	一時利用	有料	無料	その他	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内 ・その他	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	15	4	11	15			9	5	1	4	2	9
区部計	15	4	11	15			9	5	1	4	2	9
文京区	2		2	2			2				2	
世田谷区	1		1	1			1					1
杉並区	1		1	1				1		1		
足立区	8	3	5	8			5	2	1	1		7
葛飾区	1	1		1				1				1
江戸川区	2		2	2			1	1		2		

## (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

区市町村	名称	設置主体	運営主体	設置年月日	最寄り駅	稼働能力(台)	料 金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
文京区	文京区レンタサイクル	1	6	平成16年7月	春日駅	70	500円/回	用意なし	なし
台東区	台東区レンタサイクル	1	1	平成9年11月	浅草駅	35	200円/日	自動加入	あり
	台東区レンタサイクル	1	1	平成18年5月	つくばエクスプレス 浅草駅	57	200円/日	自動加入	あり
	台東区レンタサイクル	1	1	平成12年12月	新御徒町駅	61	200円/日	自動加入	あり
	台東区レンタサイクル	1	1	平成17年3月	仲御徒町駅	69	200円/日	自動加入	あり
墨田区	シェアサイクルコギコギ	4	5	平成23年4月	とうきょうスカイツリー 押上・両国・錦糸町	100	登録料735円 525円/月 最初の30分無料	自動加入	あり
	エスシティ	5	5	平成22年2月	両国・錦糸町・押上	10	登録料1,000円 1時間まで110円 5時間超1日まで530円	任意加入	あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜上水南レンタサイクルポート	1	3	平成6年3月	桜上水駅	400	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	1	3	平成8年5月	三軒茶屋駅	109	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	三軒茶屋中央レンタサイクルポート	1	3	平成10年4月	三軒茶屋駅	250	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	成城北第二レンタサイクルポート	1	3	平成14年1月	成城学園前駅	195	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 経堂駅前レンタサイクルポート	1	3	平成19年3月	経堂駅	220	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜新町レンタサイクルポート	1	3	平成21年3月	桜新町駅	250	200円/回 2,000円/月	自動加入	なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 等々力レンタサイクルポート	1	3	平成23年4月	等々力駅	30	200円/回	自動加入	なし
	サイクルシェア	4	4	平成24年3月	二子玉川駅	40	300円/回 3,500円/月	自動加入	あり
渋谷区	恵比寿駅レンタサイクル	5	5	平成17年8月	恵比寿駅	20	200円/日	自動加入	なし
	初台駅レンタサイクル	5	5	平成22年4月	初台駅	10	200円/日	自動加入	なし
杉並区	ECOリン	4	4	平成23年3月	阿佐ヶ谷駅	50	300円/日 2,500円/月	任意加入	なし
練馬区	練馬タウンサイクル	1	2	平成4年4月	練馬駅	400	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
	東武練馬タウンサイクル	1	2	平成4年4月	東武練馬駅	200	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
	石神井公園タウンサイクル	1	2	平成6年7月	石神井公園駅	400	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし

(注) レンタサイクル：貸し出すことを目的として設置する自転車。(シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。) 対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

・設置主体は以下のとおり

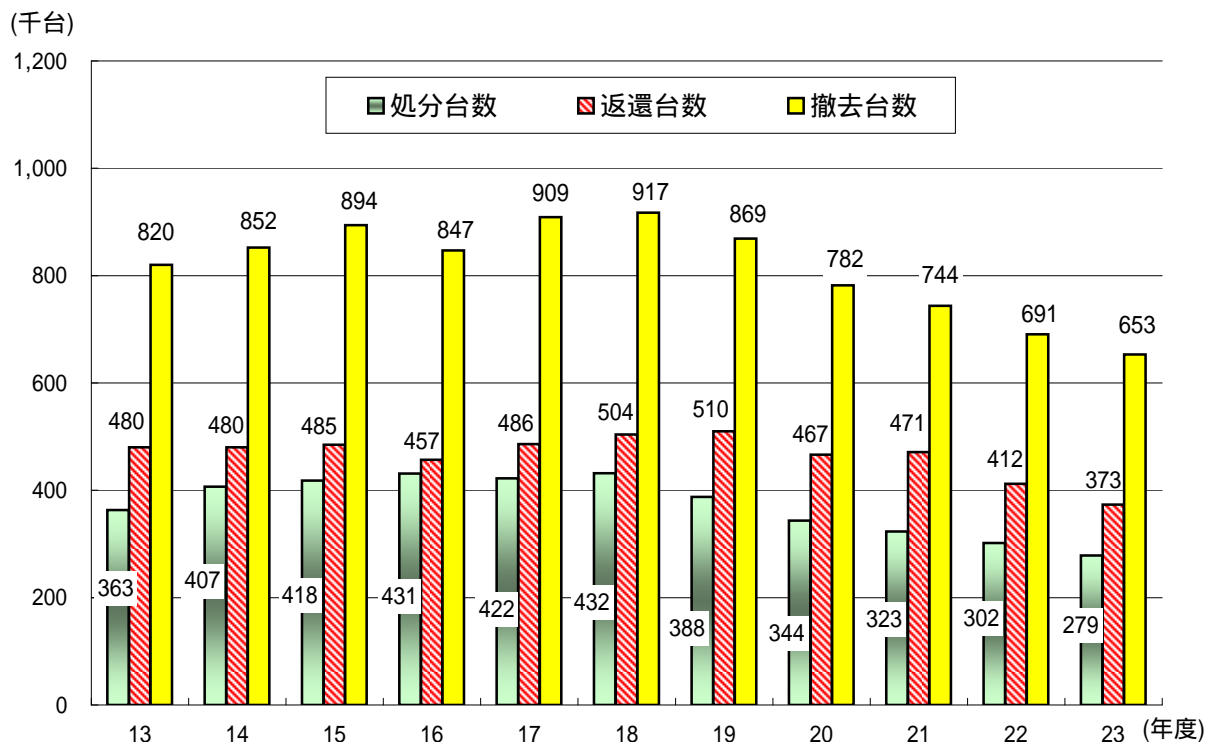
1：地方公共団体 2：区市町村出資の公社・第三セクター 3：その他の公益法人  
4：鉄道事業者及び関連会社 5：その他の民間事業者 6：その他

区市町村	名称	設置主体	運営主体	設置年月日	最寄り駅	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
練馬区	大泉学園北口タウンサイクル	1	2	平成4年8月	大泉学園駅	600	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
	上石神井タウンサイクル	1	2	平成5年8月	上石神井駅	400	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
	練馬春日町タウンサイクル	1	2	平成8年8月	練馬春日町駅	200	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	1	2	平成14年11月	大泉学園駅	500	200円/日 2,000円/月	自動加入	なし
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	1	1	平成21年9月	葛西駅	180	200円/日 2,000円/月	用意なし	なし
		1	1	平成21年9月	西葛西駅	180			
		1	1	平成21年8月	葛西臨海公園駅	120			
		1	1	平成23年7月	船堀駅	80			
		1	1	平成23年7月	一之江駅	30			
立川市	立川市レンタサイクル	1	1	平成22年9月	高松駅	20	0円	用意なし	あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	3	3	平成12年4月	吉祥寺駅	45	200円/日 2,500円/月	自動加入	あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	5	5	平成20年10月	三鷹駅	42	300円/日 3,000円/月	任意加入	なし
調布市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	3	3	平成16年6月	調布駅	6	300円/日	自動加入	なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	3	3	平成16年6月	飛田給駅	6	300円/日	自動加入	なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	3	3	平成16年6月	仙川駅	3	300円/日	自動加入	なし
東村山市	秋津駅第1駐輪場サイクル シェアリング(社会実験)	3	3	平成23年4月	秋津駅	18	一般 2,000円/月 学生 1,500円/月	用意なし	なし
福生市	こぐまる(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	1	1	平成24年2月	拝島駅	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで1,000円、12時間まで2,000円、24時間まで3,500円 (最初の30分は無料、その後15分毎に50円)	自動加入	なし
		1	1	平成24年2月	牛浜駅			自動加入	なし
		1	1	平成24年2月	福生駅			自動加入	なし
多摩市	永山駅	3	3	平成9年10月	永山駅	20	200円/日	用意なし	なし
あきる野市	グリーンチャージ	5	5	平成22年5月	武蔵五日市駅	29	200~600円/時間 600~1,200円/半日(4時間)	自動加入	あり
西東京市	(財)自転車駐車場整備センター	3	3	平成22年3月	西武柳沢駅	10	200円/日	自動加入	なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	5	5	平成24年4月	箱根ヶ崎駅	3	200円/日	用意なし	なし
奥多摩町	トレックリング	5	5	平成23年4月	奥多摩駅	20	1,500円/回	任意加入	あり

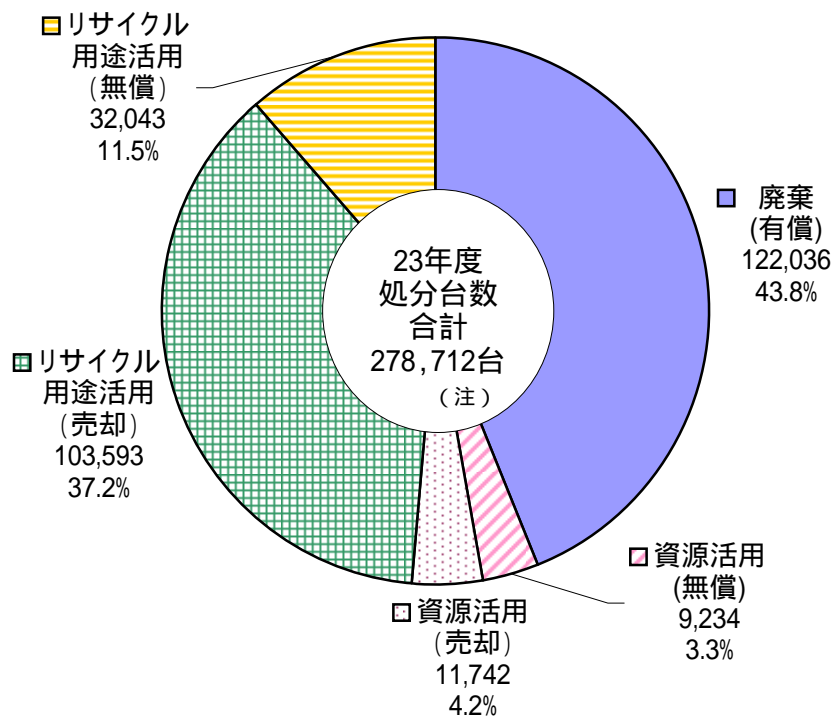
### 3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

#### (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



#### (2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成23年度)



(注)「その他」64台を含む

### (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成23年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	652,867	646,726	6,141	373,272	368,502	4,770	278,712	277,003	1,709	57.2%
区部計	524,878	521,016	3,862	297,696	294,854	2,842	229,719	228,525	1,194	56.7%
千代田区	4,627	4,576	51	1,690	1,662	28	2,944	2,927	17	36.5%
中央区	4,247	4,247		538	538		3,960	3,960		12.7%
港区	7,119	7,042	77	2,447	2,427	20	4,672	4,615	57	34.4%
新宿区	25,069	24,718	351	11,087	10,867	220	14,660	14,610	50	44.2%
文京区	10,066	10,066		7,216	7,216		2,769	2,769		71.7%
台東区	18,812	18,793	19	6,229	6,229		11,008	10,982	26	33.1%
墨田区	13,073	13,073		6,344	6,344		5,809	5,809		48.5%
江東区	18,991	18,772	219	9,178	9,034	144	9,830	9,726	104	48.3%
品川区	21,119	20,867	252	12,634	12,528	106	8,879	8,721	158	59.8%
目黒区	19,054	18,722	332	13,078	12,798	280	6,038	5,969	69	68.6%
大田区	46,212	45,670	542	28,508	28,028	480	17,890	17,829	61	61.7%
世田谷区	51,693	50,833	860	34,698	33,976	722	15,892	15,767	125	67.1%
渋谷区	19,419	19,105	314	11,968	11,726	242	6,853	6,622	231	61.6%
中野区	18,616	18,616		8,533	8,533		10,212	10,212		45.8%
杉並区	42,073	42,002	71	27,730	27,725	5	14,340	14,274	66	65.9%
豊島区	43,638	43,625	13	26,018	26,011	7	17,620	17,614	6	59.6%
北区	23,931	23,931		14,683	14,683		10,408	10,408		61.4%
荒川区	11,343	11,275	68	4,214	4,188	26	6,863	6,863		37.2%
板橋区	22,010	21,709	301	11,607	11,337	270	14,926	14,821	105	52.7%
練馬区	26,078	25,693	385	12,486	12,196	290	12,626	12,507	119	47.9%
足立区	16,712	16,705	7	9,087	9,085	2	7,615	7,615		54.4%
葛飾区	25,825	25,825		16,761	16,761		9,271	9,271		64.9%
江戸川区	35,151	35,151		20,962	20,962		14,634	14,634		59.6%
市部計	127,771	125,499	2,272	75,559	73,632	1,927	48,918	48,403	515	59.1%
八王子市	9,784	9,014	770	4,919	4,260	659	3,935	3,698	237	50.3%
立川市	10,194	10,071	123	6,331	6,222	109	2,926	2,912	14	62.1%
武蔵野市	18,175	18,138	37	12,808	12,779	29	5,471	5,466	5	70.5%
三鷹市	5,373	5,317	56	3,051	3,010	41	2,114	2,100	14	56.8%
青梅市	466	457	9	107	103	4	294	291	3	23.0%
府中市	9,982	9,982		5,690	5,690		4,095	4,095		57.0%
昭島市	2,401	2,375	26	1,203	1,184	19	1,271	1,264	7	50.1%
調布市	13,398	13,265	133	8,809	8,702	107	4,659	4,625	34	65.7%
町田市	5,431	5,299	132	2,897	2,778	119	3,676	3,619	57	53.3%
小金井市	8,416	8,345	71	5,771	5,704	67	2,784	2,771	13	68.6%
小平市	6,138	6,031	107	3,182	3,099	83	2,925	2,909	16	51.8%
日野市	2,968	2,821	147	1,737	1,601	136	1,231	1,220	11	58.5%
東村山市	2,358	2,339	19	800	789	11	1,473	1,466	7	33.9%
国分寺市	5,430	5,415	15	3,127	3,121	6	718	718		57.6%
国立市	4,642	4,642		2,883	2,883		1,759	1,759		62.1%
福生市	872	857	15	539	526	13	371	368	3	61.8%
狛江市	2,462	2,408	54	1,672	1,622	50	772	761	11	67.9%
東大和市	823	819	4	550	546	4	258	258		66.8%
清瀬市	1,517	1,476	41	710	672	38	804	804		46.8%
東久留米市	1,452	1,440	12	887	877	10	570	563	7	61.1%
武蔵村山市	310	310		5	5		290	290		1.6%
多摩市	4,347	3,988	359	2,369	2,053	316	1,772	1,739	33	54.5%
稲城市	1,179	1,172	7	588	583	5	530	525	5	49.9%
羽村市	1,655	1,636	19	608	603	5	1,077	1,053	24	36.7%
あきる野市	574	566	8	182	179	3	392	387	5	31.7%
西東京市	7,424	7,316	108	4,134	4,041	93	2,751	2,742	9	55.7%
町村部計	218	211	7	17	16	1	75	75		7.8%
瑞穂町	218	211	7	17	16	1	75	75		7.8%
日出町										
奥多摩町										

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。









(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	国内向けリサイクル用 自転車の譲渡、売却先 〈A+B+C+D+E〉	〈A〉 自転車商組合、 自転車販売業者	〈B〉 その他の 民間事業者	〈C〉 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	〈D〉 一般住民	〈E〉 その他
総数	47,540	12,362	11,651	20,131	485	2,911
区部計	39,550	9,383	10,436	16,948	453	2,330
千代田区	84	84				
中央区	633	455		27		151
港区	311			311		
新宿区	835			235		600
文京区	109					109
台東区	605			605		
墨田区	109	109				
江東区	1,981			1,588	393	
品川区	1,244	358		579		307
目黒区						
大田区	1,101	767		254		80
世田谷区	348			70		278
渋谷区	160				60	100
中野区	5,316	4,619		697		
杉並区	10,792		9,936	856		
豊島区	1,037	375	500			162
北区	270			270		
荒川区	600			600		
板橋区	9,133			9,133		
練馬区	2					2
足立区	2,346	2,000		346		
葛飾区	956	616				340
江戸川区	1,578			1,377		201
市部計	7,990	2,979	1,215	3,183	32	581
八王子市						
立川市	937			937		
武蔵野市	90				20	70
三鷹市	60	48				12
青梅市						
府中市	410	410				
昭島市	1,226	245	981			
調布市	409			409		
町田市	752	522	230			
小金井市	624			624		
小平市	829	444		300		85
日野市	264			264		
東村山市	302			302		
国分寺市						
国立市	373					373
福生市	85	61	4	8	12	
狛江市	36	36				
東大和市	46	46				
清瀬市	338			338		
東久留米市	204	204				
武蔵村山市						
多摩市	455	455				
稲城市						
羽村市	203	203				
あきる野市	60	18		1		41
西東京市	287	287				
町村部計						
瑞穂町						
日の出町						
檜原村						
奥多摩町						

## (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m <sup>2</sup> )
総数	158	167,235	222,808
区部計	116	117,031	160,404
千代田区	4	1,996	1,778
中央区	1	800	1,030
港区	4	1,810	2,777
新宿区	4	3,877	11,827
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	4,953	3,390
江東区	2	6,280	6,800
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	6	5,305	7,018
大田区	8	7,556	9,512
世田谷区	10	9,200	18,983
渋谷区	5	3,244	4,546
中野区	4	3,250	4,029
杉並区	6	8,725	9,543
豊島区	6	5,580	7,688
北区	6	4,720	6,149
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	9	4,850	8,151
練馬区	4	8,180	11,230
足立区	4	7,060	7,982
葛飾区	5	6,299	8,896
江戸川区	10	8,560	10,434
市部計	40	49,929	61,382
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,840	10,082
武蔵野市	3	5,500	7,470
三鷹市	1	2,049	1,947
青梅市	1	600	826
府中市	4	3,260	3,260
昭島市	1	700	993
調布市	3	2,520	3,699
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	2	3,000	2,962
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	1,380	1,500
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,000	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	580	1,400
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	2	275	1,022
西東京市	2	275	1,022
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

## **第2 区市町村の担当組織・取組**

### **1 担当組織**

### **2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等**

### **3 放置自転車対策費**

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

### **4 区市町村における条例制定等**

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

### **5 放置禁止区域等の指定状況**

### **6 条例による自転車等の駐車場附置義務**

### **7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)**

### **8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況**



## 第2 区市町村の担当組織・取組

### 1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境安全部 安全生活課 路上障害物対策係	03-3264-2111(代) 内2764 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5443 03-3546-5443(直)
港区	街づくり支援部 土木施設管理課 交通安全担当	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2262(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4671～4677 03-5273-3896(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3008～3010 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3441 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5035 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3637-9111(代) 内6495 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり事業部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430～5431 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車対策係	03-3715-1111(代) 内3132 03-5722-9444(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 地域交通対策担当 (上記ほか各まちなみ維持課に自転車対策担当有り)	03-5744-1111(代) 内3153 03-5744-1315(直)
世田谷区	交通政策担当部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2639 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野 自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5722 03-3228-8063(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3556 03-5307-0663(直)
豊島区	土木部 交通対策課 自転車対策グループ、自転車計画グループ、 駐車場整備グループ、放置自転車対策事務所	03-3981-1111(代) 内2971～2972 03-3981-4847(直)
北区	まちづくり部 交通担当課 駐輪対策担当	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 土木管理課 交通安全・自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係	03-3993-1111(代) 内8318 03-5984-1993
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2281 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 自転車対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 駐車駐輪課 駐輪対策係	03-3652-1151(代)内2671 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八王子市	道路事業部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478～3480 042-620-7257(直)
立川市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2285 042-528-4360(直)
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2734 0422-60-1860(直)
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青梅市	防災安全部 生活安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	環境安全部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3614 042-335-4069(直)
昭島市	都市整備部 管理課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課	042-722-3111(代) 内3931～3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小平市	都市建設部 交通対策課 自転車対策係	042-341-1211(代) 内2622 042-346-9549(直)
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3321
東村山市	都市環境部 交通課 公共交通係	042-393-5111(代) 内2764
国分寺市	都市建設部 道路管理課 交通安全係	042-325-0111(代) 内379
国立市	都市振興部 建設課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福生市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2327 042-551-1691(直)
狛江市	建設環境部 道路公園課 管理係	03-3430-1111(代) 内2511
東大和市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内375
東久留米市	都市建設部 施設管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2741 042-470-7764(直)
武蔵村山市	都市整備部 道路公園課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内265
多摩市	都市環境部 道路交通課 交通担当	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲城市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 交通・防犯係	042-555-1111(代) 内215～216
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2343
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454～2455 042-438-4057(直)
瑞穂町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日の出町	生活安全安心課 地域安全安心係	042-597-0511(代) 内331
檜原村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内212
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内17 0428-83-2349(直)

## 2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

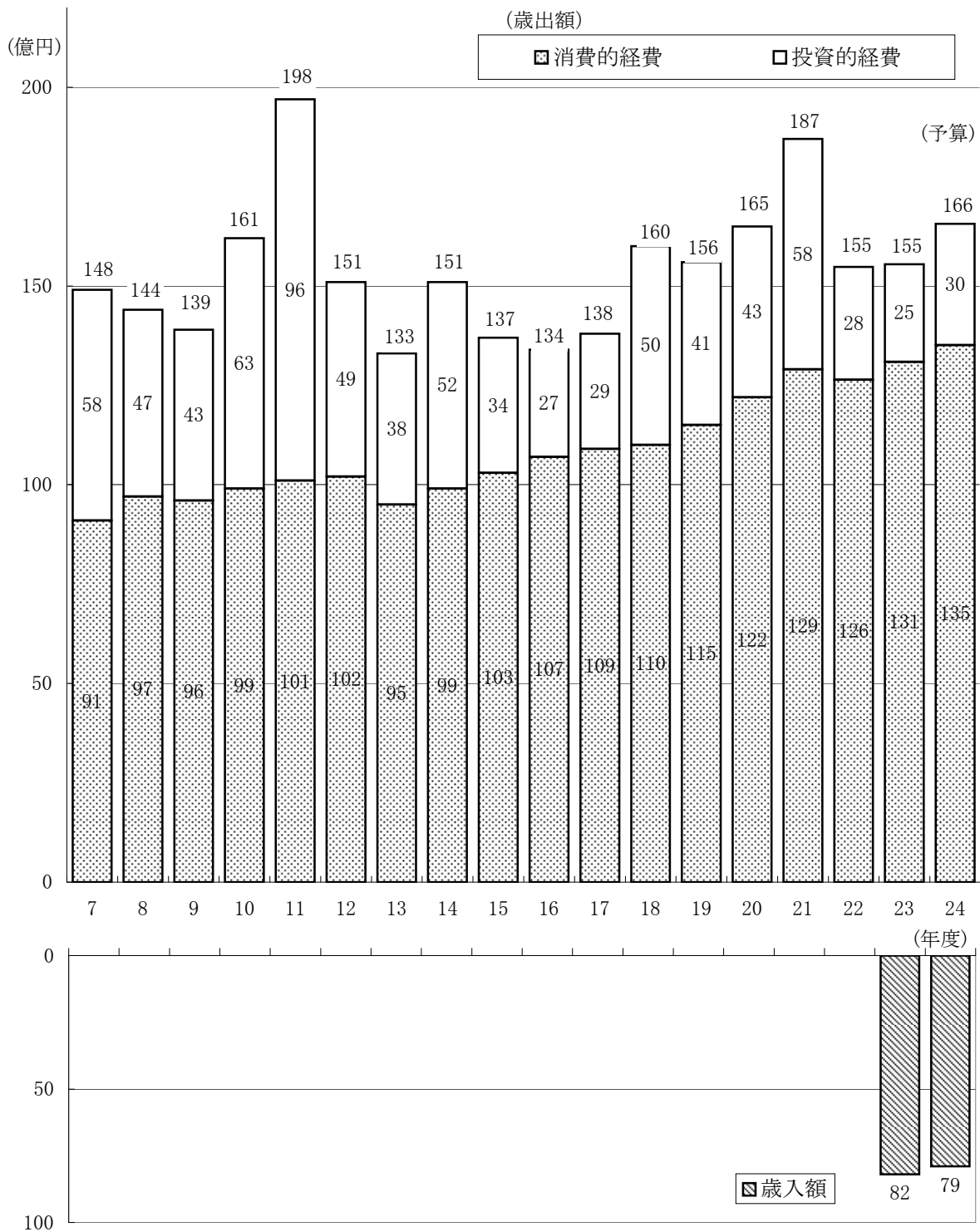
区市町村	名称	協議会等														総合計画等						
		発足年 (策定月)	23年度開催回数	構成員						協議対象事項				根拠				総合計画の策定	根拠			
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車方に基づく条例	知事あて通達によるもの		その他	自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの
新宿区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H18.10	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
台東区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0		○	○	○					○		○	○							
	錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	○	○	○	○							○	○			○				
	押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○			○				
	東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○			○				
	墨田区自転車利用総合方針策定検討委員会	H24.7	0	○	○	○	○	○		○		○	○	○				○				
江東区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	1	○	○	○	○					○	○	○			○					
	亀戸駅周辺放置自転車対策連絡協議会	H13.3	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					
	豊洲駅周辺放置自転車対策連絡協議会	H15.8	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	○		○	○	○		○	○	○	○				○					
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	○		○	○	○		○	○	○	○				○					
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○		○	○	○		○	○	○	○				○					
大田区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	2	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			
中野区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	0	○		○	○	○	○	○	○			○			○					
杉並区	自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	3	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○			
豊島区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	2		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			
板橋区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	1				○					○		○			○					



区市町村	名 称	協議会等															総合計画等						
		発 足 (策定) 年 月	2 3 年 度 開 催 回 数	構 成 員					協 議 対 象 事 項					根 拠					総合計画の策定	根拠			
				区 市 町 村	国 ・ 都 道 管 理 者	警 察 署	鉄 道 事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	そ の 他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	そ の 他	自 転 車 方 に 基 づ く 条 例	知 事 あ て 通 達 に よ る も の	そ の 他		自 転 車 法 に 基 づ く も の	知 事 あ て 通 達 に よ る も の	任 意 に よ る も の	
練馬区	練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	1		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○					
八王子市	八王子市自転車駐車問題対策協議会	S57.6	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					
立川市	立川市自転車等駐車対策協議会	H24.10 予定	0		○	○	○	○		○	○						○			○	○		
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
三鷹市	三鷹市自転車等駐車対策協議会	H6.11	0	○		○	○	○		○					○	○		○					○
府中市	府中市自転車対策審議会	H23.1	0			○	○			○	○						○						
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○		○			○	○	○			○					
国分寺市	交通安全対策協議会	S41	2	○		○	○	○		○													
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○						○
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

### 3 放置自転車対策費

#### (1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・23年度までは決算額、24年度は当初予算額  
 ・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

## (2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

(単位：千円)

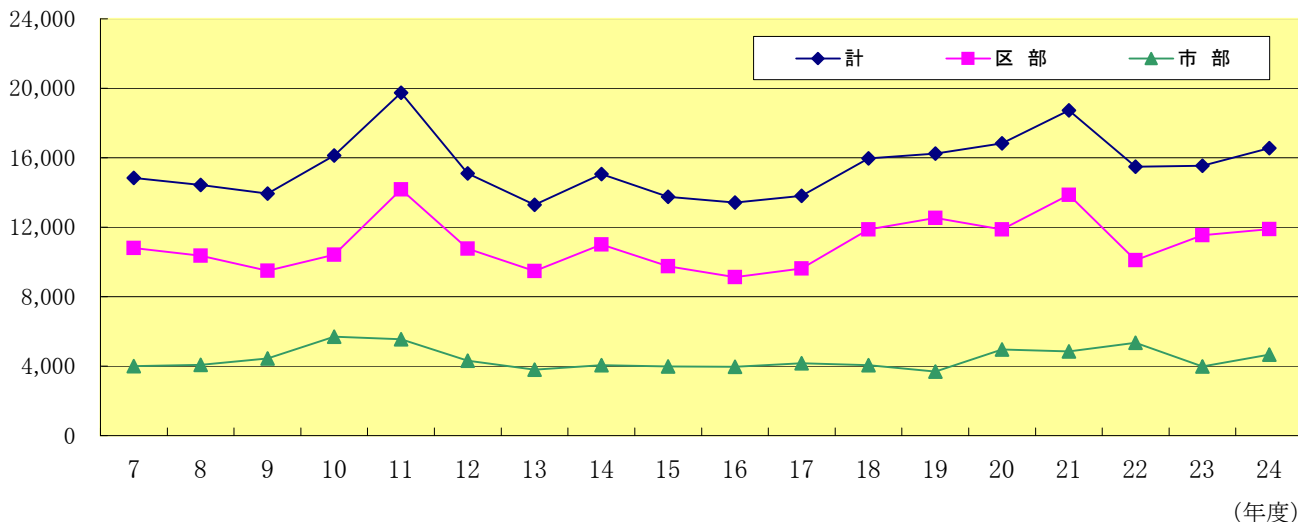
種 別	地域	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
自転車対策費	計	13,940,034	16,122,096	19,746,659	15,095,826	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765
	区 部	9,488,445	10,413,386	14,183,745	10,768,785	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508
	市 部	4,437,807	5,697,110	5,551,686	4,314,821	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122
	町村部	13,782	11,600	11,228	12,220	15,626	12,075	13,551	318,135
自転車等駐車場整備費	計	4,306,477	6,269,316	9,613,582	4,929,337	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568
	区 部	3,513,964	4,217,158	8,013,213	4,214,365	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777
	市 部	790,784	2,052,158	1,600,369	714,972	563,233	749,087	660,837	623,871
	町村部	1,729	0	0	0	2,593	0	1,827	304,920
自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	9,633,557	9,852,780	10,133,077	10,166,489	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197
	区 部	5,974,481	6,196,228	6,170,532	6,554,420	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731
	市 部	3,647,023	3,644,952	3,951,317	3,599,849	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251
	町村部	12,053	11,600	11,228	12,220	13,033	12,075	11,724	13,215

種 別	地域	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対策費 計	計	13,798,597	15,953,940	16,236,407	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	16,560,813
	区 部	9,616,969	11,878,701	12,534,821	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	11,888,746
	市 部	4,165,933	4,058,518	3,684,772	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,656,136
	町村部	15,695	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	21,188	15,931
自転車等駐車場整備費	計	2,900,577	4,959,717	4,065,454	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	3,048,549
	区 部	2,181,304	4,158,968	3,881,922	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	2,017,768
	市 部	719,273	800,749	183,532	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	1,030,781
	町村部	0	0	0	0	0	0	2,000	0
自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	10,898,020	10,994,223	12,170,953	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	13,512,264
	区 部	7,435,665	7,719,733	8,652,899	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	9,870,978
	市 部	3,446,660	3,257,769	3,501,240	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,625,355
	町村部	15,695	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	19,188	15,931

(注) 平成23年度までは決算額、24年度は予算額

### 【自転車対策費の年度別推移】

(百万円)



### (3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成 24 年度 予算				平成 23 年度 決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	16,560,813	3,048,549	13,512,264	7,939,609	15,543,267	2,456,946	13,086,321	8,203,961
区部計	11,888,746	2,017,768	9,870,978	6,026,815	11,538,499	2,110,805	9,427,694	5,998,104
千代田区	71,400		71,400	26,059	47,408		47,408	26,177
中央区	127,593	14,948	112,645	236	116,307	13,439	102,868	236
港区	536,644	189,131	347,513	6,660	240,783	20,698	220,085	4,706
新宿区	488,345	94,633	393,712	147,965	431,067	59,288	371,779	125,560
文京区	109,821		109,821	42,694	102,291		102,291	43,735
台東区	315,194		315,194	154,959	293,577	3,560	290,017	151,320
墨田区	293,923		293,923	126,687	967,011	756,572	210,439	102,987
江東区	290,881	57,425	233,456	31,050	325,882	101,791	224,091	33,980
品川区	358,511	36,260	322,251	279,707	411,883	76,965	334,918	295,758
目黒区	128,168		128,168	69,087	145,603	15,540	130,063	64,023
大田区	992,923	10,260	982,663	664,144	1,130,800	121,201	1,009,599	674,417
世田谷区	222,360	8,815	213,545	340,756	230,131	10,579	219,552	298,137
渋谷区	107,693		107,693		106,309		106,309	
中野区	413,363		413,363	311,948	450,031	29,750	420,281	313,046
杉並区	821,031	32,550	788,481	723,802	796,185	24,827	771,358	711,119
豊島区	1,078,069	440,130	637,939	461,510	746,448	131,225	615,223	470,720
北区	468,133	100,000	368,133	188,000	410,370	27,742	382,628	191,896
荒川区	123,857	861	122,996	46,105	120,270	284	119,986	52,740
板橋区	871,979	54,000	817,979	477,950	854,867	82,028	772,839	466,468
練馬区	1,457,149	434,349	1,022,800	240,355	1,261,717	240,533	1,021,184	271,014
足立区	945,274	306,451	638,823	520,754	848,616	315,741	532,875	498,164
葛飾区	289,068	53,191	235,877	130,170	302,905	64,059	238,846	152,672
江戸川区	1,377,367	184,764	1,192,603	1,036,217	1,198,038	14,983	1,183,055	1,049,229
市部計	4,656,136	1,030,781	3,625,355	1,912,746	3,983,580	344,141	3,639,439	2,205,844
八王子市	145,775	2,000	143,976	19,907	135,957	6,458	129,499	20,465
立川市	409,030	5,129	403,901		392,573		392,573	251,322
武蔵野市	532,847	55,200	477,647	123,317	520,631		520,631	202,252
三鷹市	264,962	68,632	196,330	12,109	217,093	18,815	198,278	9,173
青梅市	154,433	143,775	10,658		18,445	3,086	15,359	139
府中市	205,234	16,820	188,414	83,140	175,181		175,181	81,271
昭島市	562,211	415,770	146,441	153,401	157,709	9,259	148,450	146,758
調布市	232,329	2,500	229,829	244,320	236,904	5,690	231,214	226,565
町田市	127,637	94,983	32,654	13,357	57,307	28,159	29,148	10,070
小金井市	489,247	213,900	275,347	238,005	291,718	8,038	283,680	229,696
小平市	314,302	12,072	302,230	232,500	446,005	172,618	273,387	203,275
日野市	56,006		56,006	3,036	75,417	17,325	58,092	3,610
東村山市	163,431		163,431	246,834	164,659		164,659	242,651
国分寺市	331,471		331,471	371,716	367,426	34,460	332,966	350,851
国立市	117,501		117,501	112,397	123,297	9,710	113,587	102,159
福生市	24,695		24,695		27,419	1,244	26,175	
狛江市	25,160		25,160	3,800	61,948	29,279	32,669	5,412
東大和市	35,664		35,664	482	22,889		22,889	522
清瀬市	29,616		29,616	26,232	44,344		44,344	27,990
東久留米市	98,871		98,871	10,630	94,156		94,156	77,078
武蔵村山市	8,909		8,909		7,992		7,992	
多摩市	68,678		68,678	5,189	76,175		76,175	3,683
稲城市	14,211		14,211	627	13,506		13,506	593
羽村市	18,457		18,457	1,781	18,152		18,152	1,091
あきる野市	30,094		30,094	866	23,045		23,045	857
西東京市	195,164		195,164	9,100	213,632		213,632	8,361
町村部計	15,931		15,931	48	21,188	2,000	19,188	13
瑞穂町	13,021		13,021	48	16,318		16,318	13
日の出町	2,883		2,883		2,856		2,856	
檜原村								
奥多摩町	27		27		2,014	2,000	14	

#### (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成24年度予算					平成23年度決算				
	計	放置自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入	計	放置自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入
総計	7,939,609	1,191,801	123,067	6,476,188	148,553	8,203,961	1,089,709	130,883	6,808,250	175,119
区部計	6,026,815	1,016,399	109,060	4,784,645	116,711	5,998,104	925,310	108,834	4,815,399	148,561
千代田区	26,059	4,040		22,019		26,177	3,340		22,837	
中央区	236		236			236		236		
中港区	6,660	6,660				4,706	4,706			
新宿区	147,965	47,740	525	99,559	141	125,560	32,301	200	91,781	1,278
文京区	42,694	12,300		30,394		43,735	14,082		29,653	
台東区	154,959	29,500	7,300	118,159		151,320	29,234	6,168	115,918	
墨田区	126,687	12,000		114,687		102,987	11,786		91,201	
江東区	31,050	31,050				33,980	27,143			6,837
品川区	279,707	39,000	1,800	238,907		295,758	37,342	9,596	248,820	
目黒区	69,087	47,070	7,615	13,185	1,217	64,023	39,115	6,313	12,395	6,200
大田区	664,144	89,897	14,400	559,847		674,417	83,627	16,557	569,233	5,000
世田谷区	340,756	131,200	13,056	193,500	3,000	298,137	102,222		192,915	3,000
渋谷区	311,948	40,922	8,877	262,149		313,046	39,980	6,572	266,494	
中野区	723,802	80,967	6,347	636,488		711,119	79,239	12,231	619,649	
豊島区	461,510	126,802	1,125	244,238	89,345	470,720	126,404	968	254,981	88,367
北区	188,000	60,000	6,000	104,000	18,000	191,896	57,396	6,919	104,283	23,298
荒川区	46,105	14,157	3,435	28,513		52,740	19,140	2,433	26,770	4,397
板橋区	477,950	49,544	10,529	417,757	120	466,468	45,124	11,177	405,050	5,117
練馬区	240,355	51,700	11,985	176,670		271,014	47,790	17,608	205,616	
足立区	520,754	32,979	1,720	484,089	1,966	498,164	24,388	1,258	470,680	1,838
葛飾区	130,170	53,961	6,000	69,670	539	152,672	48,546	1,271	102,316	539
江戸川区	1,036,217	54,910	8,110	970,814	2,383	1,049,229	52,405	9,327	984,807	2,690
市部計	1,912,746	175,372	13,989	1,691,543	31,842	2,205,844	164,391	22,044	1,992,851	26,558
八王子市	19,907	14,772	3,801		1,334	20,465	14,941	4,087		1,437
川崎市						251,322	11,806		239,445	71
武蔵野市	123,317	43,320	630	68,996	10,371	202,252	37,903	6,712	135,705	21,932
三鷹市	12,109	10,884	1,225			9,173	7,206	1,967		
青梅市						139	111	28		
府中市	83,140	12,375	991	69,774		81,271	11,270	1,065	68,936	
昭島市	153,401	2,000	390	151,000	11	146,758	2,122	343	144,282	11
調布市	244,320	30,000	4,320	210,000		226,565	20,973	5,062	200,530	
町田市	13,357	7,008	980	5,369		10,070	6,622	530	2,918	
小金井市	238,005	9,728	125	228,152		229,696	8,486	129	221,081	
小平市	232,500	6,960	240	225,300		203,275	6,152	256	196,867	
日野市	3,036	3,036				3,610	3,610			
東村山市	246,834	520		246,314		242,651	665		241,986	
国分寺市	371,716	4,812	700	347,016	19,188	350,851	5,634	1,137	341,861	2,219
国立市	112,397	7,344		105,022	31	102,159	5,546		96,582	31
福生市										
狛江市	3,800	3,400	400			5,412	4,960	452		
東大和市	482	482				522	522			
清瀬市	26,232	1,612		24,620		27,990	1,386		26,604	
東久留米市	10,630	600		9,980	50	77,078	837	187	76,054	
武蔵村山市										
多摩市	5,189	5,189				3,683	3,683			
稲城市	627	627				593	593			
羽村市	1,781	1,603	178			1,091	1,002	89		
あきる野市	866		9		857	857				857
西東京市	9,100	9,100				8,361	8,361			
町村部計	48	30	18			13	8	5		
瑞穂町	48	30	18			13	8	5		
日の出町										
檜原村										
奥多摩町										

## (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成24年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	3,048,549	2,933,782	29,453	78,083	7,231
区部計	2,017,768	1,933,576	29,033	48,000	7,159
千代田区					
中央区	14,948	14,948			
港区	189,131	189,131			
新宿区	94,633	71,985	21,850		798
文京区					
台東区					
墨田区					
江東区	57,425	57,425			
品川区	36,260	36,260			
目黒区					
大田区	10,260	10,260			
世田谷区	8,815	6,815		2,000	
渋谷区					
中野区					
杉並区	32,550	22,000	5,050	5,500	
豊島区	440,130	440,130			
北区	100,000	100,000			
荒川区	861				861
板橋区	54,000	48,000		500	5,500
練馬区	434,349	434,349			
足立区	306,451	284,318	2,133	20,000	
葛飾区	53,191	33,191		20,000	
江戸川区	184,764	184,764			
市部計	1,030,781	1,000,206	420	30,083	72
八王子市	2,000	2,000			
立川市	5,129	5,129			
武蔵野市	55,200	55,100		100	
三鷹市	68,632	68,212	420		
青梅市	143,775	143,775			
府中市	16,820	16,820			
昭島市	415,770	415,770			
調布市	2,500	2,500			
町田市	94,983	70,000		24,983	
小金井市	213,900	213,900			
小平市	12,072	7,000		5,000	72
日野市					
東村山市					
国分寺市					
国立市					
福生市					
狛江市					
大和市					
清瀬市					
東久留米市					
武蔵村山市					
多摩市					
稲城市					
羽村市					
あきる野市					
西東京市					
町村部計					
瑞穂町					
日の出町					
檜原村					
奥多摩町					

(単位:千円)

区市町村	消費的経費					
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等保管所の維持管理費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費
総計	13,512,264	8,094,677	2,653,507	1,543,065	53,775	726,280
区部計	9,870,978	5,651,259	2,087,936	1,238,336	53,744	726,280
千代田区	71,400	29,400	24,634	15,458	1,883	
中央区	112,645	51,735	5,470	43,455	2,745	9,240
港区	347,513	74,276	258,915	6,562	152	7,398
新宿区	393,712	153,709	178,989	57,681	2,048	1,262
文京区	109,821	56,531	27,393	6,206	3,596	16,095
台東区	315,194	190,786	85,491	34,693	1,499	2,705
墨田区	293,923	171,052	99,226	15,078	2,100	6,467
江東区	233,456	46,447	109,352	61,417	2,155	
品川区	322,251	240,713	660	74,459	191	6,228
目黒区	128,168	28,649	48,726	31,635	358	15,265
大田区	982,663	535,717	155,590	127,308	5,251	143,740
世田谷区	213,545	86,362	25,073	66,986	1,890	33,234
渋谷区	107,693	29,525	60,877		357	291
中野区	413,363	262,672	98,955	49,354	1,628	284
杉並区	788,481	611,739	144,323	14,451	671	10,772
豊島区	637,939	396,253	135,869	81,187	13,750	10,000
北区	368,133	175,000	65,331	75,861	1,575	
荒川区	122,996	33,024	10,323	24,719	1,369	53,561
板橋区	817,979	529,611	92,653	70,304	2,988	118,139
練馬区	1,022,800	627,200	118,664	130,911		146,025
足立区	638,823	350,354	176,641	103,252	6,843	433
葛飾区	235,877	48,454	134,797	51,721	695	210
江戸川区	1,192,603	922,050	29,984	95,638		144,931
市部計	3,625,355	2,429,312	563,777	304,729	14,974	231,303
八王子市	143,976	56,157	55,151	14,720		1,232
立川市	403,901	272,252	4,767	24,977	1,158	93,328
武蔵野市	477,647	239,446	208,935	22,912	3,801	2,553
三鷹市	196,330	113,354	1,408	72,021		
青梅市	10,658	9,244	367	963	84	
府中市	188,414	73,618	87,934	19,583	4,150	408
昭島市	146,441	134,175	7,063	4,343	105	550
調布市	229,829	229,829				
町田市	32,654	12,802	6,825	10,649	1,533	845
小金井市	275,347	211,427	16,861	30,303		8,290
小平市	302,230	260,429	30,736	8,158	362	105
日野市	56,006	7,900	43,537	4,068	33	225
東村山市	163,431	158,048	1,608	2,892	300	583
国分寺市	331,471	314,408	5,640	4,780	500	6,121
国立市	117,501	88,147	628+27,695の一部(※1)	813+27,695の一部(※1)		218+27,695の一部(※1)
福生市	24,695	222	8,749	3,648	2	9
狛江市	25,160	1,855	3,462	4,915		14,928
東大和市	35,664	21,300	1,207	835	227	
清瀬市	29,616	14,253	893	14,270	200	
東久留米市	98,871	69,498	18,092	6,553		441
武蔵村山市	8,909	7,530			66	
多摩市	68,678	24,364	30,357	12,306		307
稲城市	14,211	12,081	408	1,026	647	10
羽村市	18,457	6,148	18,200の一部(※2)+162の一部(※3)	18,200の一部(※2)	18,200の一部(※2)+162の一部(※3)	
あきる野市	30,094	29,439	84		571	
西東京市	195,164	61,386	13,767	24,614	1,140	91,919
町村部計	15,931	14,106	1,794		31	
瑞穂町	13,021	13,000	21			
日の出町	2,883	1,079	1,773		31	
檜原村						
奥多摩町	27	27				

(※1)②・③・⑤を一括して委託契約している

(※2)①・②・③を一括して委託契約している

(※3)①・③を一括して委託契約している

## イ 平成23年度決算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	2,456,946	2,243,107	128,903	76,327	8,609
区部計	2,110,805	1,960,825	96,802	47,428	5,750
千代田区					
中央区	13,439	13,439			
中港区	20,698	15,316	5,250		132
新宿区	59,288	58,259			1,029
文京区					
台東区	3,560	3,560			
墨田区	756,572	756,572			
江東区	101,791	18,292	83,499		
品川区	76,965	76,965			
目黒区	15,540	15,540			
大田区	121,201	116,237		4,964	
世田谷区	10,579	8,400		2,179	
渋谷区	29,750	29,750			
中野区	24,827	16,002	8,053	772	
杉並区					
豊島区	131,225	131,225			
北川区	27,742	27,742			
荒川区	284				284
板橋区	82,028	77,421		302	4,305
練馬区	240,533	240,533			
足立区	315,741	285,522		30,219	
葛飾区	64,059	55,067		8,992	
江戸川区	14,983	14,983			
市部計	344,141	280,282	32,101	28,899	2,859
八王子市	6,458	4,883			1,575
立川市					
武蔵野市					
三鷹市	18,815	18,815			
青梅市	3,086	264	2,822		
府中市	9,259	9,259			
昭島市	5,690	5,690			
調布市	28,159			28,159	
町田市					
小金井市	8,038	8,038			
小平市	172,618	171,838		740	40
日野市	17,325	17,325			
東村山市					
国分寺市	34,460	34,460			
国立市	9,710	9,710			
福生市	1,244				1,244
狛江市	29,279		29,279		
東大和市					
清瀬市					
久留米市					
武蔵村山市					
多摩市					
稲城市					
羽村市					
あきる野市					
西東京市					
町村部計	2,000	2,000			
瑞穂町					
日の出町					
檜原村					
奥多摩町	2,000	2,000			



(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等保管所の維持管理費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	13,086,321	7,922,705	2,373,510	1,594,909	40,226	682,177	85,003	132,637
区部計	9,427,694	5,443,374	1,827,963	1,274,921	40,195	682,177	85,003	74,061
千代田区	47,408	22,828	15,727	8,312	521			20
中央区	102,868	52,891	4,118	43,330	2,529			
港区	220,085	65,163	145,988	5,622	152	3,160		
新宿区	371,779	168,377	156,318	45,618	957	509		
文京区	102,291	52,305	26,013	5,313	3,476	15,184		
台東区	290,017	175,425	81,116	29,936	891	2,639		10
墨田区	210,439	108,045	77,920	16,909	2,348			5,217
江東区	224,091	41,939	94,058	75,998	1,087			11,009
品川区	334,918	244,158	520	78,833	82	11,325		
目黒区	130,063	28,901	52,340	30,429		15,056		3,337
大田区	1,009,599	586,719	149,710	105,382	2,776	137,464		27,548
世田谷区	219,552	87,617	24,838	65,787	4,661	36,649		
渋谷区	106,309	28,237	60,850		315	606	3,456	12,845
中野区	420,281	262,920	105,167	50,600	1,594			
杉並区	771,358	590,631	133,406	31,249	282	5,470	772	9,548
豊島区	615,223	380,741	128,340	84,476	11,439	9,765		462
北区	382,628	174,198		129,680	1,204		77,546	
荒川区	119,986	29,134	9,247	23,375	1,351	53,650	3,229	
板橋区	772,839	511,273	81,351	79,539	1,447	95,548		3,681
練馬区	1,021,184	590,029	136,936	146,532		147,687		
足立区	532,875	292,427	181,720	56,228	2,500			
葛飾区	238,846	48,158	136,418	53,211	583	92		384
江戸川区	1,183,055	901,258	25,862	108,562		147,373		
市部計	3,639,439	2,461,944	543,777	319,988	11,586	227,597	15,970	58,576
八王子市	129,499	50,753	50,335	13,448		1,224		13,739
立川市	392,573	270,691	3,265	23,725	449	79,285		15,158
武蔵野市	520,631	286,670	203,398	20,338	3,467	3,617		3,141
三鷹市	198,278	123,087	994	70,658			717	2,822
青梅市	15,359	13,948	338	960	78	35		
府中市	175,181	67,310	81,832	19,332	4,022			2,685
昭島市	148,450	136,231	6,967	4,367	47	565		273
調布市	231,214	231,214						
町田市	29,148	10,915	5,670	10,969	1,010	584		
小金井市	283,680	216,820	16,661	30,023		8,214		11,962
小平市	273,387	231,978	31,234	8,202	103	168	1,703	
日野市	58,092	8,594	43,921	5,036	21	250		270
東村山市	164,659	158,783	2,423	2,868	232	353		
国分寺市	332,966	310,924	8,563	4,485		8,937		57
国立市	113,587	84,252	628+27,695の一部(※1)	794+27,695の一部(※1)		218+27,695の一部(※1)		
福生市	26,175	259	8,653	3,666	1		13,550	46
狛江市	32,669	2,462	4,405	5,255		20,547		
東大和市	22,889	21,144	834	759	152			
清瀬市	44,344	28,166	805	15,228	145			
東久留米市	94,156	67,082	16,120	6,229	135	254		4,336
武蔵村山市	7,992	6,841			116			1,035
多摩市	76,175	29,803	27,654	17,859				859
稲城市	13,506	11,307	569	1,026	536	16		52
羽村市	18,152	17,889の一部(※2)+262の一部(※3)	17,889の一部(※2)	17,889の一部(※2)+162の一部(※3)	1			
あきる野市	23,045	22,527	57		404	57		
西東京市	213,632	64,089	13,257	39,436	667	94,042		2,141
町村部計	19,188	17,387	1,770		31			
瑞穂町	16,318	16,294	24					
日の出町	2,856	1,079	1,746		31			
檜原村								
奥多摩町	14	14						

(※1)②・③・⑤を一括して委託契約している

(※2)①・②・③を一括して委託契約している

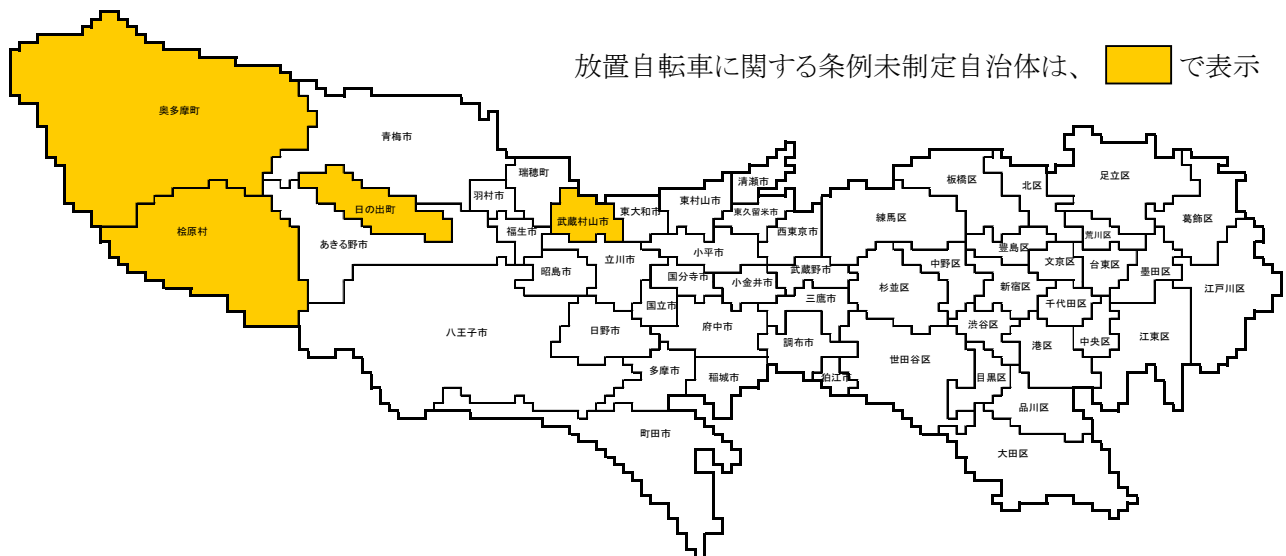
(※3)①・③を一括して委託契約している

## 4 区市町村における条例制定等

### (1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年	品川区	国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	足立区 板橋区 北区	町田市 小金井市 日野市 調布市 府中市	
59年	世田谷区 墨田区 杉並区 台東区	立川市	瑞穂町
60年	江東区 練馬区 荒川区	小平市 稲城市 多摩市 国分寺市	
61年	中野区		
62年	江戸川区 豊島区	三鷹市	
63年	大田区 中央区	東久留米市	
平成元年	目黒区	東村山市	
2年	新宿区 渋谷区	清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市	
6年		福生市	
7年	文京区	東大和市	
8年		狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年		西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。



## (2) 条例の主な制定内容

名称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																													
			自転車	原付	自二																																		
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	11・3・26	11・4・1	○	○	—	放置禁止区域	■登録料(有料) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 区外・自転車は学割あり			自転車	原付	区民	年間	3,000円	3,500円	その他	年間	6,000円	7,000円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円																			
		自転車	原付																																				
区民	年間	3,000円	3,500円																																				
その他	年間	6,000円	7,000円																																				
中央区 東京都中央区自転車等の放置禁止に関する条例	63・12・1	元・4・1	○	—	—	放置禁止区域	■登録制(無料) 駅からの直線距離が300m以上の者	■手続 撤去→保管(30日間)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円																															
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	11・9・27	12・4・1	○	○	—	放置禁止区域	■承認制(有料) 定期利用使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	1か月	1,800円	2,700円	学生	1か月	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円															
		自転車	原付																																				
一般	1か月	1,800円	2,700円																																				
学生	1か月	1,300円	2,200円																																				
1日利用		150円	200円																																				
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車駐輪場の整備に関する条例			○	○	○	放置禁止区域	■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間利用</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 原付の1時間利用には、自二を含む 整理区画(1年間の整理手数料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用			200円	自転車	原付	5,000円	8,000円	■手続 警告→撤去→保管(45日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪車 8,000円	
		自転車	原付																																				
一般	1か月	2,500円	5,000円																																				
	3か月	7,000円	14,000円																																				
学生	1か月	2,000円	4,000円																																				
	3か月	5,500円	11,000円																																				
1日利用		150円	400円																																				
1時間利用			200円																																				
自転車	原付																																						
5,000円	8,000円																																						
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	7・3・22	7・7・1	○	○	—	放置禁止区域	■有料制(2時間まで無料) (2時間後以降10時間ごとに自転車100円) ■登録制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	区民	年間	2,000円	その他	年間	3,000円	■手続 撤去→告示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																						
		自転車																																					
区民	年間	2,000円																																					
その他	年間	3,000円																																					
文京区 文京区自転車駐輪場条例	7・7・11	7・10・1	○	○	—	—	—	—																															
台東区 東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	59・12・15	60・2・1	○	—	—	指導整理区域	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> ■承認制 駅からの直線距離が700m以上の者			自転車	区民	1か月	1,500円	その他	1か月	2,500円	■手続 移送→告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円																						
		自転車																																					
区民	1か月	1,500円																																					
その他	1か月	2,500円																																					

名称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																				
			自転車	原付	自二																									
墨田区 墨田区自転車 の利用秩序及 び自転車駐車 場の整備に関 する条例	59 ・ 11 ・ 30	60 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 金 〔10万円〕 〔3万円〕	<b>■登録制(有料)</b> 年間 2,000円 駅からの直線距離が700m以上の者	<b>■手続</b> 撤去→告示又は通知 →30日→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 <b>■撤去料</b> ○自転車 2,000円																					
江東区 江東区自転車 の放置防止及 び自転車駐車 場の整備に関 する条例	60 ・ 10 ・ 11	60 ・ 11 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 金 〔10万円〕 〔3万円〕	<b>■有料制(条例上の上限)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車は時間利用は、24時間以内300円		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	<b>■手続</b> 移送→告示又は通知 →保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 <b>■撤去料</b> ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円												
	自転車	原付																												
1か月	2,000円	4,000円																												
1日	150円	300円																												
品川区 品川区自転車 等の放置防止 及び自転車駐 車場の整備に 関する条例	13 ・ 4 ・ 1	13 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令	<b>■有料制(条例上の上限)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	150円	<b>■手続</b> 警告→撤去→告示→ 保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 <b>■撤去料</b> ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円												
	自転車	原付																												
1か月	2,500円	3,500円																												
1日	150円	150円																												
目黒区 目黒区自転車 等放置防止条 例	元 ・ 12 ・ 1	2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	<b>■登録制(減免措置あり)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円	<b>■手続</b> 撤去→通知又は告示 →相当期間経過後処分 <b>■撤去料</b> ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円	○														
	自転車	原付																												
年間	3,000円	3,000円																												
目黒区 目黒区立自転 車等駐車場条 例	10 ・ 3 ・ 31	10 ・ 4 ・ 1	○	○	○			<b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000～ 2,600円</td> <td>3,000～ 3,900円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> 学割制あり：半額、その他減免あり		自転車	原付	自動二輪	1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円	1日	100円	150円	300円										
	自転車	原付	自動二輪																											
1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円																											
1日	100円	150円	300円																											
大田区 大田区自転車 等の放置防止 及び自転車等 駐車場整備に 関する条例	63 ・ 3 ・ 18	63 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公 表	<b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <b>■登録制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円	1日	100～ 200円	200円	300円		自転車	原付	自動二輪	年間	3,000円	4,000円	8,000円	<b>■手続</b> 撤去→保管(30日)→ 処分 <b>■撤去手数料</b> ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪 10,000円 (ただし、自転車等駐 車場の不適正使用の 場合に適用)	○
	自転車	原付	自動二輪																											
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円																											
1日	100～ 200円	200円	300円																											
	自転車	原付	自動二輪																											
年間	3,000円	4,000円	8,000円																											
世田谷区 世田谷区自転 車条例	59 ・ 3 ・ 13	59 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	<b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,300～ 2,000円</td> <td>2,500～ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円	<b>■手続</b> 撤去→保管→法令に 基づき処理 <b>■撤去手数料</b> ○自転車 3,000円 ○原付車 4,000円	○														
	自転車	原付																												
1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円																												
世田谷区 世田谷区立レ ンタルサイク ルポート条例	5 ・ 11 ・ 12	5 ・ 1 ・ 10	○	—	—			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 1か月</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生 1か月</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> ※1日利用は1回当たりの料金		自転車	一般 1か月	3,000円	学生 1か月	2,700円	1日利用	200円														
	自転車																													
一般 1か月	3,000円																													
学生 1か月	2,700円																													
1日利用	200円																													

名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																									
			自転車	原付	自二																														
渋谷区 渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	2・9・25	3・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区 民</td> <td>1 日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,300円</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>1 日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,200円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,900円</td> <td>11,800円</td> </tr> </table>		自転車	原付	区 民	1 日	100円	200円	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,300円	10,600円	その他	1 日	100円	200円	1か月	2,200円	4,400円	3か月	5,900円	11,800円	<p>■手続 撤去(公示)→保管(1ヶ月)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円</p>				
	自転車	原付																																	
区 民	1 日	100円	200円																																
	1か月	2,000円	4,000円																																
	3か月	5,300円	10,600円																																
その他	1 日	100円	200円																																
	1か月	2,200円	4,400円																																
	3か月	5,900円	11,800円																																
中野区 中野区自転車駐車場条例	61・3・31	61・4・1	○	○	—	放置規制区域 義務付立入検査措置命令公表罰金(10万円)(3万円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100円</td> <td>200～300円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,100～2,200円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>3,000～6,000円</td> <td>10,600円</td> </tr> </table> <p>※ 杉山公園地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円</p> <p>■登録制  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> </p> <p>■整理区画  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>5,000円、9,600円</td> </tr> </table> </p>		自転車	原付	1 日	100円	200～300円	1か月	1,100～2,200円	4,000円	3か月	3,000～6,000円	10,600円		自転車	年間	5,000円		自転車	年間	5,000円、9,600円	<p>■手続 撤去→公示→保管(1ヶ月)→売却→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 5,000円</p>	○						
	自転車	原付																																	
1 日	100円	200～300円																																	
1か月	1,100～2,200円	4,000円																																	
3か月	3,000～6,000円	10,600円																																	
	自転車																																		
年間	5,000円																																		
	自転車																																		
年間	5,000円、9,600円																																		
中野区 中野区自転車等放置防止条例	63・3・3	63・10・1	○	○	—	放置規制区域	<p>■登録制(有料) 年間4,000円</p> <p>■有料制  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>900～2,300円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,600～6,600円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,300～11,000円</td> <td>18,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生等</td> <td>1か月</td> <td>700～2,100円</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,000～6,000円</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,100～9,800円</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </table> </p> <p>※1回使用(機会ゲート、個別電磁ロック式ラック)は、24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料</p>		自転車	原付	一般	1か月	900～2,300円	3,800円	3か月	2,600～6,600円	10,800円	6か月	4,300～11,000円	18,200円	学生等	1か月	700～2,100円	3,400円	3か月	2,000～6,000円	9,600円	6か月	3,100～9,800円	15,800円	1日利用	100円	200円	<p>■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円</p>	○
	自転車	原付																																	
一般	1か月	900～2,300円	3,800円																																
	3か月	2,600～6,600円	10,800円																																
	6か月	4,300～11,000円	18,200円																																
学生等	1か月	700～2,100円	3,400円																																
	3か月	2,000～6,000円	9,600円																																
	6か月	3,100～9,800円	15,800円																																
1日利用	100円	200円																																	
杉並区 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	59・9・29	60・4・1	○	—	—	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令公表罰金(10万円)(3万円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </table> <p>※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円</p>		自転車	原付	1 日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	<p>■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円</p>																		
	自転車	原付																																	
1 日	100～150円	200円																																	
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																																	
豊島区 東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例	62・10・14	63・4・1	○	○	—	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令公表	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </table> <p>※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円</p>		自転車	原付	1 日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	<p>■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円</p>																		
	自転車	原付																																	
1 日	100～150円	200円																																	
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																																	
豊島区 東京都豊島区立自転車等駐車場条例			○	○	—	放置禁止区域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </table> <p>※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円</p>		自転車	原付	1 日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	<p>■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円</p>																		
	自転車	原付																																	
1 日	100～150円	200円																																	
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																																	

名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																			
			自転車	原付	自二																																								
北区 東京都北区自転車 の放置防止に関する条 例	58 ・ 12 ・ 12	59 ・ 4 ・ 1	○	-	-	整理 区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"> <tr> <td>区 民</td> <td>年間</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>8,000円</td> </tr> </table> ■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>区 民</td> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>2,200円</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td></td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>	区 民	年間	4,000円	その他		8,000円		自転車	原付	区 民	1か月	1,500円	2,300円	その他		2,200円	3,400円	1日利用		100円	150円	■手続 移送→通知又は告示 →1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○														
									区 民	年間	4,000円																																		
その他		8,000円																																											
	自転車	原付																																											
区 民	1か月	1,500円	2,300円																																										
その他		2,200円	3,400円																																										
1日利用		100円	150円																																										
東京都北区自転車 等駐車場 条例	61 ・ 3 ・ 12	61 ・ 3 ・ 12	○	○	-	-	-																																						
荒川区 荒川区自転車 等の放置防止 及び自転車駐 車場の整備に 関する条例	60 ・ 12 ・ 10	61 ・ 4 ・ 1	○	○	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <td>区 民</td> <td>年間</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>6,600円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 民</td> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学生</td> <td></td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学生</td> <td></td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td>2時間以内</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2時間超～ 8時間以内</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </table>	区 民	年間	3,300円	その他		6,600円		自転車		区 民	一般	1か月	2,000円		学生		1,400円	その他	一般	1か月	2,800円		学生		1,400円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～ 8時間以内		100円	8時間超		200円	■手続 撤去→告示→2ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○バイク 7,500円	○
									区 民	年間	3,300円																																		
その他		6,600円																																											
	自転車																																												
区 民	一般	1か月	2,000円																																										
	学生		1,400円																																										
その他	一般	1か月	2,800円																																										
	学生		1,400円																																										
1日利用	2時間以内		無料																																										
	2時間超～ 8時間以内		100円																																										
	8時間超		200円																																										
荒川区自転車 等駐車場条例	7 ・ 12 ・ 8	8 ・ 4 ・ 1																																											
板橋区 自転車等の駐 車場の整備及 び放置の防止 に関する条例	58 ・ 12 ・ 1	59 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区 民</td> <td>6か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>6か月</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>5,300円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,600円</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,400円</td> <td>20,800円</td> </tr> </table>	区 民	6か月	2,000円	12か月	4,000円	その他	6か月	2,650円	12か月	5,300円		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,600円	11,200円	6か月	10,400円	20,800円	■手続 移送→告示→1ヶ月→ 廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○バイク 6,000円	○										
										区 民	6か月	2,000円																																	
12か月	4,000円																																												
その他	6か月	2,650円																																											
	12か月	5,300円																																											
	自転車	原付																																											
1日	100円	200円																																											
1か月	2,000円	4,000円																																											
3か月	5,600円	11,200円																																											
6か月	10,400円	20,800円																																											
練馬区自転車 の適正利用に 関する条例	60 ・ 12 ・ 12	61 ・ 7 ・ 1																																											
練馬区 練馬区立ねり まタウンサイ クル条例	3 ・ 12 ・ 12	4 ・ 4 ・ 6	○	-	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 表	■登録制 登録事務手数料 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1登録 の料金</td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> ■有料制 学割あり <table border="1"> <tr> <td colspan="5">自転車・一般</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>1か月</td> <td>3か月</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td>5,700円</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	1登録 の料金	自転車	原付	3,000円	4,000円	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円	■手続 撤去→告示→1ヶ月→ 法令の定めるところに より処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																
										1登録 の料金	自転車	原付																																	
3,000円	4,000円																																												
自転車・一般																																													
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																									
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																									
練馬区立ねり まタウンサイ クル条例																																													

名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																					
			自転車	原付	自二																																										
練馬区 練馬区立自転車駐車場条例	4・3・19	4・7・16	○	○	—	—	—	<b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,100～ 2,200円</td> <td>1,000～ 1,700円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>3,100～ 6,200円</td> <td>2,800～ 4,800円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>5,200～ 10,200円</td> <td>4,800～ 8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生</td> <td>1か月</td> <td>600～ 1,700円</td> <td>600～ 1,300円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,700～ 4,800円</td> <td>1,700～ 3,700円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,800～ 8,100円</td> <td>2,800～ 6,200円</td> </tr> <tr> <td>1回利用</td> <td>自転車</td> <td>100円</td> <td>原付</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">併用 定期 一般</td> <td>1か月</td> <td>2,100～ 2,500円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,900～ 7,100円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,000～ 12,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車		屋根付	屋根無	一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	5,200～ 10,200円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用	自転車	100円	原付	200円	併用 定期 一般	1か月	2,100～ 2,500円	3か月	5,900～ 7,100円	6か月	10,000～ 12,000円	
		自転車																																													
		屋根付	屋根無																																												
一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																												
	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																												
	6か月	5,200～ 10,200円	4,800～ 8,100円																																												
学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円																																												
	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																												
	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																												
1回利用	自転車	100円	原付	200円																																											
併用 定期 一般	1か月	2,100～ 2,500円																																													
	3か月	5,900～ 7,100円																																													
	6か月	10,000～ 12,000円																																													
足立区 足立区自転車駐車場及び自転車駐車場の整備に関する条例	58・3・19	58・4・1	○	○	—	放置禁止区域	<b>義務付立入検査措置命令罰金</b> [10万円] [3万円]	<b>■承認制</b> 駅からの直線距離が800m以上の者 <b>■有料制</b> 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>120円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車の1日利用は、一部で50円、100円もあり		自転車	原付	1日	120円	200円	1か月	2,100円	3,500円	<b>■手続</b> 移送→告示→2ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 <b>■撤去料</b> ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																												
	自転車	原付																																													
1日	120円	200円																																													
1か月	2,100円	3,500円																																													
葛飾区 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例  葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	57・3・11	57・5・10	○	—	—	整理区域	<b>義務付立入検査措置命令罰金</b> [10万円] 公表	<b>■承認制</b> 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し <b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>900～ 2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	900～ 2,400円	3,000円	<b>■手続</b> 撤去→通知又は告示→保管(2ヶ月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分 又、程度のよいものは再利用 告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる <b>■撤去料</b> ○自転車 3,000円	○																															
	自転車	原付																																													
1か月	900～ 2,400円	3,000円																																													
江戸川区 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例  江戸川区自転車駐車場条例	62・3・25	62・9・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<b>■登録制(有料)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <b>■有料制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	年間	2,000円	3,000円			自転車	原付	自動二輪	一般	1か月	1,800円	3,600円		学生	1,500円	1,800円		1日利用		100円	200円	300円	<b>■手続</b> 撤去→告示→保管(15日)→処分 <b>■撤去料</b> 自転車 2,500円 原付 3,500円													
	自転車	原付																																													
年間	2,000円	3,000円																																													
		自転車	原付	自動二輪																																											
一般	1か月	1,800円	3,600円																																												
	学生	1,500円	1,800円																																												
1日利用		100円	200円	300円																																											

名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																															
			自転車	原付	自二																																				
八王子市 八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	3・4・12	3・10・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 警告→通告→撤去→保管(60日)→処分</li> <li>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円</li> </ul>																																
立川市 立川市自転車等放置防止条例 立川市自転車駐車場条例	59・3・31 17・6・1	59・11・10 17・6・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有料制</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>500～2,500円</td> <td>2,500～3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>500～2,000円</td> <td>2,000～3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <li>※ 自転車の1日利用は、 ・一部で最初の2時間無料、以後4時間毎に100円 ・一部で最初の2時間無料、以後16時間毎に100円</li> </ul>			自転車	原付	一般	1か月	500～2,500円	2,500～3,000円	学生	1か月	500～2,000円	2,000～3,000円	1日利用		100円	200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 移送→保管→通知又は告示→2ヶ月→廃棄物処理法その他の法律に基づく措置</li> <li>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円</li> </ul>																
		自転車	原付																																						
一般	1か月	500～2,500円	2,500～3,000円																																						
学生	1か月	500～2,000円	2,000～3,000円																																						
1日利用		100円	200円																																						
武蔵野市 武蔵野市有料自転車駐車場条例 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	57・4・1 6・12・20	57・4・1 7・6・15	○	○	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有料制</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td></td> <td>700～1,900円</td> <td>2000～2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <li>■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者)</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般</td> <td>6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>6か月</td> <td>2,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>6か月</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> </ul>			自転車	原付	1か月		700～1,900円	2000～2,500円			自転車		原付	市民	一般	6か月	3,000円	4,500円	学生	6か月	2,000円	6,000円	その他	一般	6か月	4,000円	3,000円	学生	6か月	3,000円	4,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分</li> <li>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円</li> </ul>	○
		自転車	原付																																						
1か月		700～1,900円	2000～2,500円																																						
		自転車		原付																																					
市民	一般	6か月	3,000円	4,500円																																					
	学生	6か月	2,000円	6,000円																																					
その他	一般	6か月	4,000円	3,000円																																					
	学生	6か月	3,000円	4,500円																																					
三鷹市 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	62・10・2	63・1・25	○	○	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登録制(有料)</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> </ul>			自転車	原付	市民	年間	3,000円	4,000円	その他	年間	4,000円	6,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 撤去→通知又は告示→保管(60日)→処分</li> <li>■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円</li> </ul>	○																			
		自転車	原付																																						
市民	年間	3,000円	4,000円																																						
その他	年間	4,000円	6,000円																																						
青梅市 青梅市自転車等の放置防止に関する条例	4・3・31	4・10・1	○	○	-	放置禁止区域	努力義務	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 移動→通知(告示)→60日→廃棄物処理法により処分</li> <li>■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円</li> </ul>																																
府中市 府中市自転車等の放置防止に関する条例 府中市立自転車駐車場条例	58・6・30 3・3・22	58・10・1 3・3・22	○	-	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有料制 割引制度あり</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月(定期)</td> <td></td> <td>800～2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td></td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> </ul>			自転車	原付	自動二輪	1か月(定期)		800～2,000円	2,500円	3,000円	一時使用		100円	150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 撤去→告示→60日→処分</li> <li>■撤去料 2,000円</li> <li>■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円</li> </ul>																	
		自転車	原付	自動二輪																																					
1か月(定期)		800～2,000円	2,500円	3,000円																																					
一時使用		100円	150円	200円																																					
昭島市 昭島市自転車等の放置防止等に関する条例 昭島市自転車等駐車場条例	4・3・31 10・10・1	4・10・1 11・7・1	○	○	-		義務付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■承認制(有料) 学生割引あり</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td></td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td></td> <td>1,000～2,000円</td> <td>1,500～2,500円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td></td> <td>1,600～5,000円</td> <td>3,500～6,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td></td> <td>3,200～10,000円</td> <td>7,000～13,000円</td> </tr> </tbody> </table> </ul>			自転車	原付	1日		100円	200円	1か月		1,000～2,000円	1,500～2,500円	3か月		1,600～5,000円	3,500～6,500円	6か月		3,200～10,000円	7,000～13,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続 警告→撤去→保管→告示→60日→処分</li> <li>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円</li> </ul>												
		自転車	原付																																						
1日		100円	200円																																						
1か月		1,000～2,000円	1,500～2,500円																																						
3か月		1,600～5,000円	3,500～6,500円																																						
6か月		3,200～10,000円	7,000～13,000円																																						



名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
			自転車	原付	自二																					
調布市 調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例 調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	9・12・18	10・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>700～2,200円</td> <td>2,500～3,200円</td> <td>4,000～4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,900～6,300円</td> <td>7,000～9,100円</td> <td>11,300～11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,400～12,000円</td> <td>13,200～17,400円</td> <td>21,300～22,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円	3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円	6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円	■手続 移送→告示→30日→条例により処理  ■移送料 ○自転車 2,500円 ○バイク 5,000円	○	
		自転車	原付	自動二輪																						
1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円																							
3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円																							
6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円																							
11・12・22	12・4・1																									
町田市 町田市自転車等の放置防止に関する条例 町田市自転車駐車場条例	58・4・1	58・4・1	○	○	—	放置禁止区域	■有料制、許可制  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,500円	2,500円	■手続 移送→表示→2ヶ月→告示→自転車法により処分  ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円	○											
		自転車	原付																							
1か月	1,500円	2,500円																								
58・9・30	58・12・1			努力義務																						
小金井市 小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例 小金井市有料自転車駐車場条例	58・10・8	58・12・15	○	○	—	放置禁止区域	■有料制、承認制 学生割引あり  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>800～2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	800～2,000円	3,000円	■手続 撤去→2ヶ月→告示→処分  ■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付車 3,000円	○											
		自転車	原付																							
1か月	800～2,000円	3,000円																								
58・10・8	59・12・1			努力義務																						
小平市 小平市自転車等の放置防止に関する条例	58・10・8	58・12・15	○	○	—	放置禁止区域	■有料制、承認制  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～2,500円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 自転車(1か月)は学割あり 自転車(一時利用)は小平南のみ150円		自転車	原付	1か月	500～2,500円	2,200円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分  ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円	○								
	自転車	原付																								
1か月	500～2,500円	2,200円																								
一時利用	100円	150円																								
				努力義務																						
日野市 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	4・6・30	4・9・1	○	○	—	放置禁止区域	■有料制(2か所)、その他は無料  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～3,000円</td> <td>3000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	500～3,000円	3000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→公示→保管(2ヶ月)→条例により処理  ■撤去手数料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円									
	自転車	原付																								
1か月	500～3,000円	3000円																								
1日	100円	150円																								
				義務付立入検査																						
東村山市 東村山市有料自転車等駐輪場条例 東村山市自転車等の放置防止に関する条例	20・12・26	21・6・1	○	○	—	放置禁止区域	■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全19か所)  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月 1,600～2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月 1,200～1,500円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ■年間登録制駐輪場  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	一般	1か月 1,600～2,000円	3,000円	学生	1か月 1,200～1,500円	1日利用	100円	150円		自転車	一般	9,600円	学生	7,200円	■手続 撤去→告示→保管(60日)→処分  ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円	
		自転車	原付																							
一般	1か月 1,600～2,000円	3,000円																								
学生	1か月 1,200～1,500円																									
1日利用	100円	150円																								
	自転車																									
一般	9,600円																									
学生	7,200円																									
2・12・13	2・12・13			努力義務																						

名 称	公 布 日	施 行 日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																											
			自転車	原付	自二																																																
国分寺市 国分寺市自転車等の放置防止に関する条例 国分寺市有料自転車等駐車場条例	60・3・30 17・3・30	61・7・1 17・4・15	○	○	—	放置規制区域	<b>■承認制(有料)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200円～2,000円</td> <td>2,000円～3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>120～150円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車の1か月は学割あり		自転車	原付	1か月	1,200円～2,000円	2,000円～3,000円	1日	100円	120～150円	<b>■手続</b> 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分  <b>■撤去料</b> ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○																																			
	自転車	原付																																																			
1か月	1,200円～2,000円	2,000円～3,000円																																																			
1日	100円	120～150円																																																			
国立市 国立市自転車安全利用促進条例	59・9・29	60・4・1	○	—	—	整理区域	<b>■承認制</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民 1か月</td> <td>650円</td> <td>750円</td> <td>2,500～3,000円</td> </tr> <tr> <td>市民 1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>250～300円</td> </tr> </tbody> </table> ※市民外が自転車、原付を利用する場合は、5割増		自転車	原付	自動二輪	市民 1か月	650円	750円	2,500～3,000円	市民 1日	100円	150円	250～300円	<b>■手続</b> 撤去→告示(14日)→保管(2ヶ月)→廃棄物処理法により処分  <b>■撤去料</b> ○自転車 2,000円																																	
	自転車	原付	自動二輪																																																		
市民 1か月	650円	750円	2,500～3,000円																																																		
市民 1日	100円	150円	250～300円																																																		
福生市 福生市自転車等の放置防止等に関する条例 福生市自転車等駐車場条例	6・9・30 9・12・24	7・4・1 9・12・24	○	○	—	放置禁止区域	<b>■承認制(有料)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,600～2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,600～2,000円	3,000円	1日	100円	150円	<b>■手続</b> 警告→撤去→告示→保管(3ヶ月)→所有権取得→処分  <b>■撤去保管料</b> ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																																				
	自転車	原付																																																			
1か月	1,600～2,000円	3,000円																																																			
1日	100円	150円																																																			
狛江市 狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	9・10・1	9・10・1	○	○	—	放置禁止区域	-	<b>■手続</b> 警告→撤去→保管→告示→通知→処分  <b>■撤去保管料</b> ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																																													
東大和市 東大和市自転車等放置防止等に関する条例	7・3・28	7・10・1	○	○	—	放置禁止区域	<b>■無料</b> 800m(自粛範囲)	<b>■手続</b> 撤去→公示→返還→保管(6ヶ月)→処分 <b>■移送料・手数料</b> ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																																													
清瀬市 清瀬市自転車等の放置防止に関する条例 清瀬市有料自転車等駐車場条例	2・10・1 7・7・1	3・1・10 7・9・22	○	○	—	放置禁止区域	<b>■無料</b> 800m(自粛範囲) <b>■有料制</b> 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800～2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,600～5,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>1,600～1,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,200～4,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> その他の駐輪場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>6か月</td> <td>7,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>14,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>6か月</td> <td>5,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>10,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金			自転車		一般	1か月	1,800～2,000円		3か月	4,600～5,400円		学生	1か月	1,600～1,800円		3か月	4,200～4,800円		1日利用		100円				自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円	<b>■手続</b> 警告→撤去→保管(60日)→処分・リサイクル  <b>■移送料</b> ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車																																																			
一般	1か月	1,800～2,000円																																																			
	3か月	4,600～5,400円																																																			
学生	1か月	1,600～1,800円																																																			
	3か月	4,200～4,800円																																																			
1日利用		100円																																																			
		自転車	原付																																																		
一般	6か月	7,200円	12,000円																																																		
	年間	14,000円	24,000円																																																		
学生	6か月	5,000円	12,000円																																																		
	年間	10,000円	24,000円																																																		
一時利用		100円	150円																																																		

名 称	公布日	施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																														
			自転車	原付	自二																																			
東久留米市 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	63・3・31	63・4・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>24,000円</td> <td>20,400円</td> <td>30,000円</td> <td>25,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>14,400円</td> <td>12,240円</td> <td>18,000円</td> <td>15,120円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制(1日利用) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車		原付		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円	学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円		自転車	バイク	一般	100円	200円	学生	50円	100円	■手続 撤去→告示→保管 (2ヶ月)→処分・リサイクル  ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円			
	自転車		原付																																					
	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無																																				
一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円																																				
学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円																																				
	自転車	バイク																																						
一般	100円	200円																																						
学生	50円	100円																																						
多摩市 多摩市自転車等の放置防止に関する条例	59・12・27	60・4・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>3,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>5,100円</td> <td>9,300円</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>2,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	バイク	一般	1か月	1,800円	3,200円	4,200円		3か月	5,100円	9,300円	12,300円	学生	1か月	800円				3か月	2,100円				1日利用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分  ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
		自転車	原付	バイク																																				
		一般	1か月	1,800円	3,200円	4,200円																																		
	3か月	5,100円	9,300円	12,300円																																				
学生	1か月	800円																																						
	3か月	2,100円																																						
	1日利用	100円	150円	200円																																				
稲城市 稲城市自転車等の放置防止に関する条例	60・4・1	60・4・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	-	○																															
羽村市 羽村市自転車等の放置防止に関する条例	3・3・26	3・3・10	○	○	-	放置禁止区域	義務付	-	○																															
あきる野市 あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	9・12・24	9・12・24	○	○	-	-	-	-	■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分																															
西東京市 西東京市自転車等の放置防止に関する条例	13・1・21	13・1・21	○	○	-	放置禁止区域	義務付	-	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																															
瑞穂町 瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	59・12・14	60・4・1	○	○	-	-	義務付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 民</td> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	町 民	1か月	1,500円	1,800円	その他		2,000円	2,400円	■手続 撤去→告示(14日)→保管  ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円																			
		自転車	原付																																					
		町 民	1か月	1,500円	1,800円																																			
その他		2,000円	2,400円																																					

## 5 放置禁止区域等の指定状況

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		515	
区部		393	
千代田区	放置禁止	9	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町
中央区	放置禁止	7	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀
港区	放置禁止	8	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道
新宿区	放置禁止	29	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂
文京区	放置禁止	14	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨
台東区	放置禁止	11	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)
墨田区	放置禁止	13	錦糸町、両国、押上、京成曳舟、鐘ヶ淵、業平橋、東向島、東武曳舟、本所吾妻橋、八広、菊川、森下、東あずま
江東区	放置禁止	19	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神
品川区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒
大田区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糞谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸
世田谷区	放置禁止	34	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳鳥山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田
渋谷区	放置禁止	14	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)
中野区	放置規制	14	中野、鷲宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、東中野、中野坂上、落合、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止	17	池袋、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚
北区	整理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋
練馬区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 ( 駅 名 )
足 立 区	放置禁止	22	綾瀬、千住大橋、京成関屋・東武牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整 理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、高砂、綾瀬、立石、柴又、新柴又
江 戸 川 区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		121	
八 王 子 市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止	7	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松
武 蔵 野 市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三 鷹 市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	放置禁止	2	青梅、河辺
府 中 市	放置禁止	11	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府駅
昭 島 市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止	6	高幡不動、百草園、豊田、日野、平山城址公園、南平
東 村 山 市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口
国 分 寺 市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整 理	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止	4	福生、牛浜、熊川、拝島
狛 江 市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止	5	東大和、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止	2	秋津、清瀬
東 久 留 米 市	放置禁止	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、柳沢
町 村 部		1	
瑞 穂 町	放置禁止	1	箱根ヶ崎

## 6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊戯場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

### 【区 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	スーパーマーケット 400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
			百貨店 1,200㎡を超えるもの	60㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	スーパーマーケット 400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
			百貨店 1,200㎡を超えるもの	60㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
港 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨 田 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
品 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎に1台
大 田 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
中 野 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定した自転車駐車場の規模の1/2
豊 島 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
北 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	900㎡を超えるもの 45㎡毎に1台	900㎡を超えるもの 45㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
足 立 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域

## 【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のも	遊技場:延床面積15㎡毎に1台 観覧場:延床面積20㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のも	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のも	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のも	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のも	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のも	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの		500㎡を超えるもの	



	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。 店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの				

## 7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		23年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成2年度	<b>【補助対象】</b> 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けて設置し、又は経営している者 <b>【補助条件】</b> ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A				
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭和63年度 平成7年6月に改正	<b>【補助対象】</b> ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね50台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) <b>【補助条件】</b> ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付 敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】	A	10	2,918	1	255
世田谷区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	<b>【補助対象】</b> ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの <b>【補助条件】</b> ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 <b>【補助額】</b> ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 <b>【その他】</b> ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く10箇所の収容可能台数。	A	19	1,456	1	148
中野区	中野区民営自転車駐車場設置補助	平成元年度	<b>【補助対象】</b> ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数：平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの <b>【補助条件】</b> ・運営期間：平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232		
						8,300		2,179

	事業名 (根拠規定)	発足 年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		23年度	
					対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
杉 並 区	杉並区民営自転車 駐車場育成補助	昭 和 61年度	<p>【補助対象・条件】 補助金の交付の対象となる者は、民営自転車駐車場の設置者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること (4) 主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること</p> <p>※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務)</p> <p>【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。</p>	A	5	774		
北 区	北区民営自転車駐 車場助成	昭 和 61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営自転車駐車場の設置者</li> <li>・継続して5年以上運営すること。</li> <li>・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。</li> <li>・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。</li> <li>・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できるものであること。</li> <li>・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する</li> </ul>	A				
荒 川 区	民営自転車補助	昭 和 61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。</li> <li>・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。</li> <li>・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。</li> <li>・継続して3年以上運営すること。</li> </ul> <p>【補助額】</p> <p>○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置き駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置き駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円</p>	A	10	1,136  8,856	339  3,228	

	事業名 (根拠規定)	発足 年度	補助対象・補助率(額)・その他	種 別	実 績				
					発足からの累計		23年度		
					対 象 箇 所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対 象 箇 所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	
板 橋 区	民営自転車駐車場 助成	昭 和 60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から 概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車 場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A	12	2,155	1	152	303
足 立 区	民営自転車駐車場 設置補助	昭 和 58年度	【補助対象】 ・駐車場が不足している駅周辺に駐輪場の開設・拡張を 希望するもの 【補助条件】 「足立区民営自転車等駐車場補助金要綱」及び「足立 区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備 に関する条例施行規則第22条」	A	88	18,963	11	1,704	26,693
葛 飾 区	葛飾区民営自転車等 駐車場整備補助(要 綱)	平 成 23年度	【補助対象】 ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保 し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公 共用自転車駐車場であること 【補助条件】 ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあるこ と ②5年以上継続して運営されること x ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経 過していること	A ・ C			4	524	8,992
武 蔵 野 市	民営自転車等駐車場 設置費補助金	平 成 22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置 継続 【その他】 ・市長が別に定める	A	1	642	0	0	30,000
三 鷹 市	三鷹市民営等自転 車等駐車場育成補 助金	昭 和 63年度	【補助対象】 ・補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は 改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、 市長が適当と認めるものとする。 (1)一般市民の利用に供されるものであること (2)鉄道駅から概ね300m以内にあること (3)駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、 自転車等の収容能力が40台以上のものである こと (4)設置する施設が継続して5年以上運営されるもの であること 【補助条件】 (1)駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税 に相当する額 (2)駐車場の新設、増設又は改築のために要する経 費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度 とする。 (3)駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げ るもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及 び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日まで の日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除 く。 ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐 車場については、1日当たり自転車等整理員1人3 時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とす る。 イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場につい ては、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別 に定める賃金に相当する額を限度とする。	A	5	1,395	0	0	5,478

	事業名 (根拠規定)	発足 年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		23年度	
					対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
調布市	民営自転車駐車場 設置費補助	昭和 59年度	<b>【補助対象】</b> ・平置式(簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付) ・立体式(ラック付) <b>【補助条件】</b> ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 <b>【その他】</b> ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。	A	1	169  1,338	0  0	
町田市	民営自転車等駐車場 助成事業	平成 3年度	<b>【補助対象】</b> ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 <b>【補助条件】</b> ・収容台数がおおむね50以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 <b>【その他】</b> ・設置費は設置台数により1200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。	A	9	1,579  73,320	523  28,159	
小金井市	小金井市民営自転車 駐車場補助金交付要 綱	昭和 63年度	<b>【補助対象】</b> ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの <b>【補助条件】</b> ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	1	200	0 0	
小平市	小平市民営自転車 等駐車場補助	平成 20年度	<b>【補助対象】</b> ・建設費補助金：自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金：建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 <b>【補助条件】</b> (1) 主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2) 立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3) 継続して5年以上運営すること。 (4) 車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A	6	949  17,186	108  740	
国分寺市	民営自転車等駐車 場の育成 (国分寺市自転車 等の放置防止に 関する条例)	昭和 59年度	<b>【補助対象】</b> ・通勤又は通学者の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 <b>【補助条件】</b> ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C	0	0	0 0	
稲城市	民間自転車等駐車場の 育成等	昭和 59年度	<b>【補助対象】</b> ・駐車場の設置 <b>【補助条件】</b> ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	0	0 0	
羽村市	民営有料自転車駐車 場補助金	平成 3年度	<b>【補助対象】</b> ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 <b>【補助条件】</b> ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	0	0 0	

## 8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
台東区	台東区自転車総合施策検討	平成22年7月～12月	主に台東区内駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用の現状</li> <li>・区民の駐輪実態、駐輪に対する意向</li> <li>・自転車利用における課題と対応の方向性</li> <li>・地域ごとの課題と対応の方向性</li> </ul>
墨田区	放置自転車対策の総合的な方針の策定	平成23年度(平成24年度)	放置実態等の調査	自転車駐車場の整備計画等
中央区	中央区自転車利用のあり方検討	平成22年度		<ol style="list-style-type: none"> <li>①自転車利用の現状と課題</li> <li>②自転車利用環境整備の基本方針</li> </ol>
大田区	大田区9駅自転車等駐車実態調査	平成23年5月	京浜急行線（大森海岸駅・大森町駅・梅屋敷駅・六郷土手駅・穴守稲荷駅・天空橋駅）、東京モノレール（流通センター駅・昭和島駅・整備場駅）周辺の自転車等駐車場（公営・民営）、駅周辺路上	<p>場所別（施設別）に自転車・原付・自動二輪が何台駐車しているかを計測。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所の分類 区営自転車等駐車場、民営自転車等駐車場、施設等自転車等駐車場</li> <li>・車種の分類 自転車、原動機付自転車、自動二輪（125cc以下、125cc超）</li> </ul>
	路上放置駐輪者への利用実態調査と放置台数調査	平成23年11月	蒲田駅東口・西口駅前周辺のエリア	<ol style="list-style-type: none"> <li>①10時～20時に対象エリアに放置した方に調査員から聞き取り調査。内容は、駐輪目的、駐輪時間、駐輪頻度、どこから来たか、駐輪後の移動手段、自転車駐車場を利用しない理由等。</li> <li>②自転車・原付・自動二輪の放置台数を平日7時～26時、休日7時～18時に測定。</li> </ol>
世田谷区	自転車等の利用に関する総合計画策定に関する調査	平成22年度	区民 ・自転車等駐車場利用者 ・レンタサイクル利用者 ・駅周辺利用者、学生等	<ol style="list-style-type: none"> <li>①自転車利用実態調査</li> <li>②レンタサイクル利用実態調査</li> <li>③大学生の自転車利用に関する調査</li> <li>④大井町線沿線レンタサイクルポート設置に関する調査等</li> </ol>
	コミュニティサイクルネットワークの展開に関する調査	平成22年度		
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回(4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	<ol style="list-style-type: none"> <li>①駐車場等置場内乗入台数(自転車)</li> <li>②駐車場等置場外乗入台数(自転車・バイク)</li> </ol>
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	<ol style="list-style-type: none"> <li>①放置台数</li> <li>②公営駐輪場収容台数</li> <li>③民間駐輪場収容台数</li> </ol>
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年 5月・10月	自転車駐車場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査(駅周辺の各地点毎に調査)

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
八王子市	自転車等台数調査	平成23年 6・10月 平成24年 2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車 (各年10月のみ対象)	①駅周辺の自転車等駐車場の利用 状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状 況
立川市	自転車駐車総合 対策基礎調査	平成22年 12月 ～ 平成23年 5月	既存資料、自転車放置者 公共空間及び商業・サー ビス施設の自転車駐車場 自転車駐車場として有効 活用等が期待できる候補地	①自転車駐車需要 ②自転車駐車空間供給状況 ③自転車駐車空間供給可能性
	自転車駐車総合政策 実施戦略策定支援業 務	平成23年7月12 日～平成24年3 月16日	自転車駐車場	自転車駐車場の需要と供給のバランス に視点を置いた、自転車駐車場利用の 適正化
武蔵野市	武蔵野市三駅周辺自 転車等駐車場整備計 画	平成21年度	駐輪場利用者及び自転車 放置者	アンケート及びヒアリング調査
三鷹市	自転車等駐輪台数調 査	5月・10月	自転車、原動機付自転 車、自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
府中市	駅周辺自転車駐車場 台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐車又は 放置している自転車及び 自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車 台数
狛江市	駅周辺自転車等 乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市管理の 駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場 の駐輪台数
多摩市	多摩市2011年度 放置自転車調査	平成23年 10月	市内4駅周辺における 駐輪場利用台数及び放置 台数の調査	自転車・原付(500ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・ 台数調査

## 第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 特別区都市計画交付金
- 3 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 4 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)
- 5 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 6 市町村土木費補助事業(都補助金)
- 7 社会資本整備総合交付金
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業





### 第3 財政制度

#### 1 自転車等に関する財政制度

##### (1) 財 源

○は区または市町村に適用  
◎は区市町村・民営に適用

###### 使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 (普通交付金) ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金

###### 使途が特定されている財源

- 国庫支出金  
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に  
充当
- 国庫補助金
  - ①都市計画事業 ————— 都市計画自転車駐車場が対象
  - ②特定交通安全施設等整備事業 (都市計画事業を除く) — 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
  - ③大規模自転車道整備事業 ————— 自転車等が対象
  - ④社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等) ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計  
画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
  - ⑤社会資本整備総合交付金 (都市・地域交通戦略推進事業) ————— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な  
どに位置付けられている自転車駐車場が対象
- 都支出金
  - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
  - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対  
して支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に  
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場  
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に  
対して融資

###### 他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による  
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに  
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営  
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(交付金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	都市計画事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場	用地費の1/3以内 設備費の1/2以内	昭和53年度開始 予算科目 道路整備特別会計・ 街路事業費・ 臨時交付金
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度開始
	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金) 等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場 (市町村が取得する場合に限り、 購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本整備総合事業費・ 社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金 (都市・地域交通戦略推進 事業(旧都市交通システム 整備事業))	内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略、先導的都市環境形成計画のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略を策定し、かつ、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定められた地区または環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
都	市町村の都市計画事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場 (国庫補助金対象箇所)	{ (事業費) - (国費) - (起債その他の収入) } × 1/2以内	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48から59年度まで 補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担  ※負担限度額： ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額  ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
			(財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	①区市町村等からの要請 ②500台程度以上の放置自転車があること

## 2 特別区都市計画交付金(東京都総務局行政部区政課財政係所管)

### (1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。  
(昭和56年度発足)

### (2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100
	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094	
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
計				5,967,246

## <参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整係所管)

### 1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

### 2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

### 3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

### 4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		21年度	22年度	23年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理 (当該年度分)	2,207,925 (121.9)	2,204,617 (99.9)	2,236,417 (101.4)
	放置自転車対策 (当該年度分)	1,578,413 (101.0)	1,573,728 (99.7)	1,571,090 (99.8)
投資的経費	自転車駐車場の整備 (前年度実績)	1,430,635 (101.9)	1,864,853 (130.4)	681,708 (36.6)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

### 3 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政係・市町村課交付税係所管)

#### (1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～20条

政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令

省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

#### (2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市（区）町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条により納付された反則金等である。

#### (3) 発足年度

昭和43年度

#### (4) 交付額

##### ①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

##### ②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

##### ③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \text{都の} \\ & \text{基準額} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} + \left( \text{都の基準額} \times \frac{5}{12} \right) \times \\ & \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \right. \\ & \left. \frac{\text{当該区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \times \end{aligned}$$

当該区市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道に係る改良済道路の延長又は当該町村が同条第三項の規定により管理する都道に係る改良済道路の延長

都内の区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長

##### 【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

##### 【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

**【改良済道路の延長】**

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

**【道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道】**

国道の新設又は改築で工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都がその工事を施行することが適当であると認められるもの、および国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条に規定する災害復旧事業その他管理のうち政令で指定する区間以外の部分で都の区域内に存する部分のうち、都に協議し、その同意を得て、当該区市の区域内に存する国道並びに都道の管理を行っている部分をいう。

**【道路法第十七条第三項の規定により管理する都道】**

都に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道の管理を行っている部分をいう。

**④最低交付限度基準額**

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

**(5) 交付時期**

毎年度9月、3月に交付する。

**(6) 交付状況(過去10か年の決算額)**

(単位:百万円)

		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
東京都		4,557	4,863	4,647	4,584	4,787	4,684	4,141	4,103	3,854	3,724
区市町村	特別区	1,540	1,642	1,566	1,538	1,599	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235
	市町村	737	789	757	754	794	778	691	686	646	625
	小計	2,278	2,430	2,322	2,291	2,393	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861
合計		6,835	7,294	6,970	6,876	7,180	7,025	6,210	6,154	5,780	

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。



## 4 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、  
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

### (1) 根 拠

法律 都市計画法第11条 (昭和53年度発足)

### (2) 採択基準

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。  
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む。以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数(又は、5年後の推定放置台数)が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100㎡以上、200台以上のもの。(道路改築と一体的に整備する場合に限る。)
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。  
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」(昭和54年5月1日付街路課事務連絡)によれば、自転車駐車場は道路の附属物(道路法第2条、道路法施行令第34条の3)として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

### (3) 補助率

用地 1/3 (通勤、通学目的に利用する自転車駐車場に限る。)

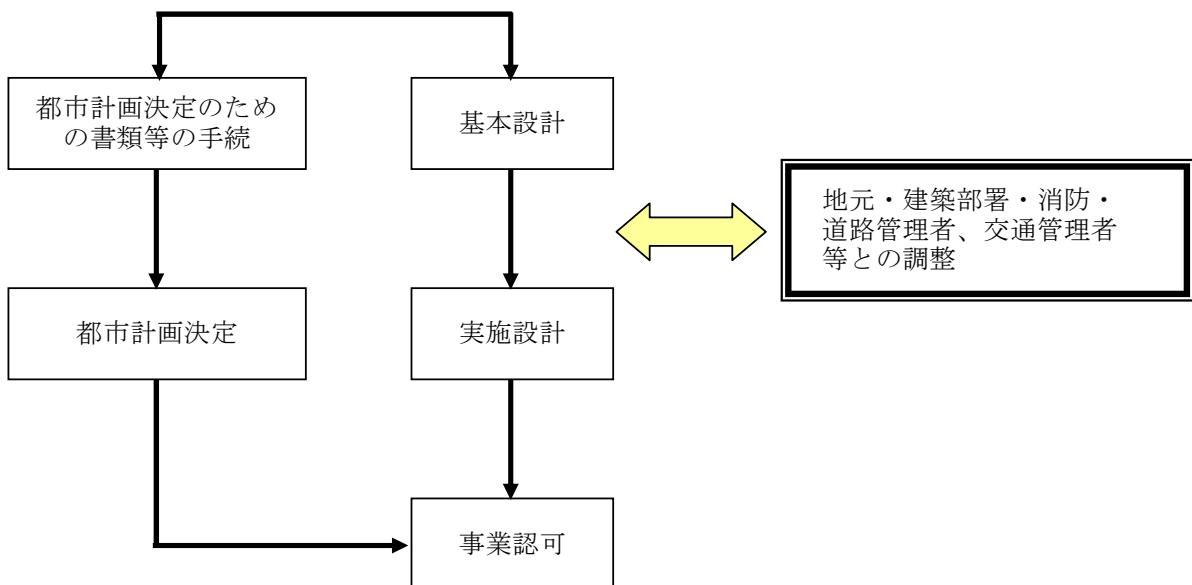
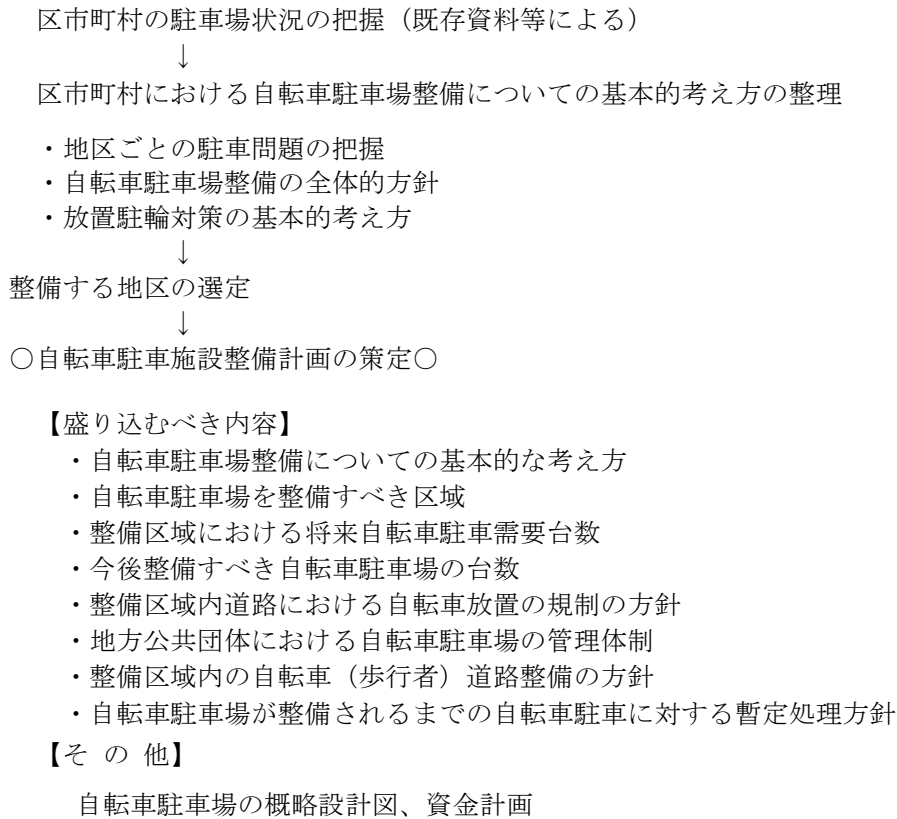
施設 1/2

ただし、交通連携推進事業(交通結節点改善事業)に該当するものは、用地・施設とも1/2

### (4) 参 考 : 建設省都市局通達等

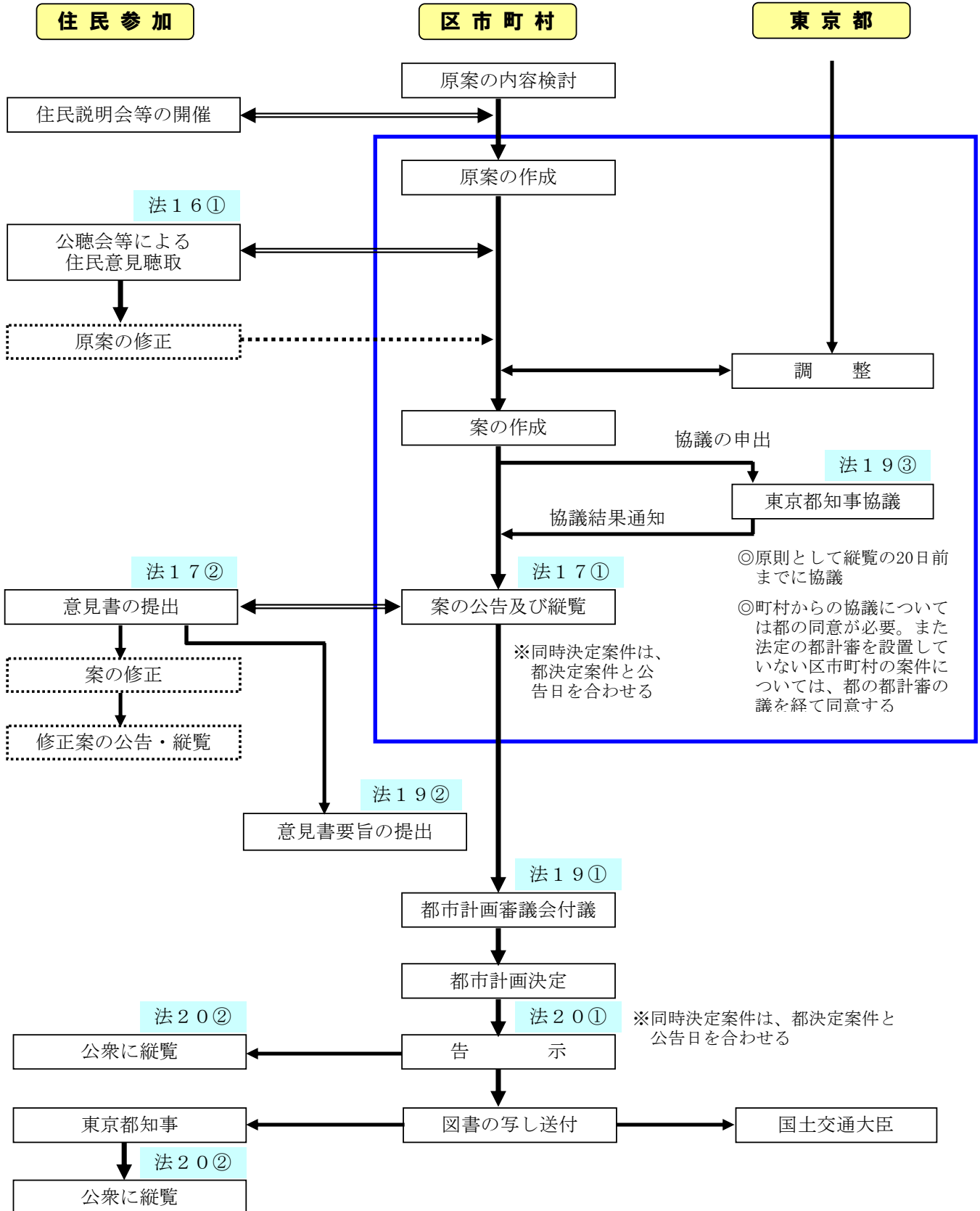
- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
  - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
  - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

## 自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)



# 都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

## [都市計画手続]



## (5) 実績

## 都市計画自転車駐車場一覧

平成24年1月31日現在

名称		位置	計画決定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
番号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54. 1. 16	1, 840	上 1	1, 000	区	53~56	33( 3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第 1	北1	S54. 3. 22	900	上 3	1, 700	市	54	156( 9)	○	J R
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2, 560	上 2	1, 200	市	54~55	22( 2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第 1	高島平3	S55. 1. 23	1, 200	上 1	900	区	56	30( 2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第 2	高島平3	S55. 1. 23	850	上 1	600	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上 1	450	区			未	池袋千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上 1	210	区	57	51( 24)	○	J R
江戸川 1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1, 300	上 2	2, 300	区	58	82( 4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1, 010	上 1	500	区	63~1	12( 2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上 1	510	区	59~60	55( 11)	○	池袋有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59. 11. 27	490	上 1	400	区	59~60	5( 1)	○	池袋有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上 1	790	区	60	43( 5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上 1	650	区	60	50( 8)	○	J R
北 2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上 2	460	区	60	48( 10)	○	J R
北 3	王子・中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上 2	1, 090	区	61	124( 11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上 2 下 1	440	区	61~2	88( 20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2, 820	下 1	1, 900	区	62	596( 31)	○	J R
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2, 500	下 1	1, 800	区	3~11	1, 772( 98)	○	池袋丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1, 400	下 1	1, 000	区	3~6	1, 390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1, 500	下 1	1, 550	区	4~5	937( 60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1, 200	下 1	700	区	5~9	282( 40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下 1	300	区	5~9	166( 55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5. 3. 1	2, 800	下 1	3, 000	区	5~6	1, 600( 53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下 1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6. 3. 4	2, 500	下 1	2, 500	市	6~7	1, 230( 49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6. 3. 17	3, 400	下 1	3, 000	区	6~8	1, 492( 50)	○	J R・ 池袋半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上 1 下 1	680	区	7~12	1, 851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1, 500	下 1	1, 000	市	7~10	928( 93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1, 800	下 1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 池袋南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上 6	520	区	7~8	200( 38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7. 8. 15	1, 000	下 1	850	区	7~9	730( 85)	○	J R・ 池袋南北線
台東 3	新浅草第 1	浅草1, 西浅草2	H7. 11. 8	1, 200	下 1	460	区	15~17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第 2	浅草2, 西浅草3	H7. 11. 8	960	下 1	300	区	15~17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7. 11. 24	1, 100	下 1	570	区	8~11	510( 89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7. 11. 24	1, 200	下 1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 200	下 1	750	区	8~11	580( 77)	○	都営大江戸線・ 池袋有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 100	下 1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
中央 4	築地駅	築地5	H8.1.5	1,400	下1	500	区	8～11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8.7.4	1,700	下1	1,030	区	8～10	933(91)	○	都営大江戸線・ J R
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8.7.4	1,700	下1	1,130	区	8～10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8.7.22	1,900	下1	1,000	区	8～12	1,600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9.1.10	1,800	下1	2,000	区	9～16	1,040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9.1.14	2,400	下1	2,000	区	9～11	3,600(80)	○	丸の内線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9.1.14	2,600	下1	2,500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9.10.31	2,000	下1	1,000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10.1.21	450	上機	1,220	区	12～13	1,129(93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10.1.21	800	下1	590	区	10～11	550(93)	○	J R
調布 1	飛田給駅北	飛田給1	H10.2.26	2,700	下1	1,300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11.3.8	300	上2	310	未	25～26	34(11)	未	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11.3.8	400	上2	480	未	25～26	48(10)	未	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11.3.8	500	上2	710	未	25～26	68(10)	未	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11.3.8	400	上2	540	未	25～26	51(10)	未	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11.3.8	1,000	上2	1,390	未	31～32	134(10)	未	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11.3.8	600	上2	840	未	25～26	80(10)	未	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11.8.4	2,600	下1	1,600	区	11～15	2,098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11.10.27	1,700	下1	620	区	12～14	1,116(180)	○	丸の内線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12.3.1	2,400	下2	4,000	区	13～17	3,400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12.7.25	800	下1	600	区	13～14	700(120)	○	丸の内線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12.9.11	1,300	上3	2,500	区	13～15	1,445(57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12.11.20	1,000	下1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12.12.20	1,000	上3下1	1,500	区	13	424(28)	○	丸の内線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13.3.1	3,000	下1	2,500	区	14～16	1,200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13.3.5	800	下1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13.12.10	1,900	下2	1,300	区	14～19	1,207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口	久米川1	H15.6.16	1,900	下1	1,500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅	中葛西5、 東葛西6	H15.7.4	5,700	下1	9,400	区	16～20	7,260(77)	○	丸の内線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16.4.7	1,100	上2	1,500	区	16～21	1,492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口	野口1	H16.10.20	2,200	下1	1,500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋南口	上板橋1, 2	H16.11.15	2,600	下1	1,500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17.3.30	500	上機	1,500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19.3.7	2,600	下1	3,000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22.3.31	2,900	下2	1,900	区	22～27	2,239(118)	事	丸の内線
合 計	72箇所					92,590					

※ 供用台数 80,990台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工

## 5 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

### (1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業(昭和51年度開始)

### (2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多く放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場(都市計画自転車駐車場を除く。)を設置することができる。

補助率 1/2(用地費・工事費とも)

### (3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上3階 地下2階	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階 地下3階	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階 地下1階	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下4階	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階 地下1階	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階 地下1階	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下3階	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10階	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12階	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14階	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13階	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

## 6 市町村土木費補助事業(都補助金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

### (1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一  ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間  二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの  三. 施設は状況に応じて次に掲げるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助（交通安全施設等整備事業）採択基準より（平成11年度補助率見直し）

### (2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

### (3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (㎡)	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市（一ッ橋学園駅前、鷹の台駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）、田無市（田無駅前）、府中市（東府中駅前、府中駅前）
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市（鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前）、府中市（分倍河原駅前）、三鷹市（三鷹台駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前）
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市（立川駅前）、府中市（武蔵野台駅前）、小平市（小平駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市（西秋留駅前）、日野市（豊田駅前）、立川市（立川駅前）、府中市（中河原駅前3ヶ所）、調布市（西調布駅前）、小平市（小川駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市（河辺駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所）、府中市（武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前）、小平市（一ッ橋学園駅前）、国分寺市（西国分寺駅前）
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村（羽伏浦）
計	28	37	11,529	8,125	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

## 7 社会資本整備総合交付金

(①—国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助係補助担当所管)

### (1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条  
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

### (2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

### (3) 実 績

年 度	補 助 事 業 者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
			14,812.62		12,853	5,459,979	5,168,266



**(2) 国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設設計画係所管)**

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

**(1) 根 拠**

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」その他の法令に基づき実施する事業（平成22年度開始）

**(2) 採択基準**

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5/10（用地費・工事費とも）

**(3) 実 績**

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付73 自転車372	83,611.5	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453,450 用地費 57,898,000	24,000
合計			1,860			174,181	174,000

## 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

### 記

- 1 設置要望申請の資格  
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法  
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
  - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
  - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
  - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
  - (4) 工事工程表
  - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
  - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
  - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
  - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
  - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
  - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
  - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
  - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
  - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
  - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
  - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
  - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡  
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理  
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間  
平成25年度設置要望の受付は行っていません。
- 8 その他  
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先  
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3 日本自転車会館3号館11階  
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業部 事業課  
TEL 03-3586-3278  
FAX 03-3586-9782

## 自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成25年2月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11,173	

## 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、公益法人改革により、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人となりました。この間、地方公共団体等の要望にこたえ、平成23年度末までに1,162か所の自転車駐車場を建設するとともに、自転車駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

### 1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要望を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行っている。駐車場の用地は要望者から提供してもらう（借地も可）。なお、建設事業は補助金等の種別及び有無により次の三つに大別される。

#### (1) 補助事業

(公財)JK Aの補助金の交付を受けて、主に三大都市圏（首都・近畿・中部）内の鉄道駅周辺において、主として通勤通学用の自転車の放置が概ね500台程度以上ある箇所に自転車駐車場を建設する事業

#### (2) 助成事業

(財)日本宝くじ協会の助成金の交付を受けて、主としてミニバイク（50cc以下）用の駐車場を建設する事業。箇所等については、当面、(1)に準ずる。

#### (3) 単独事業

整備が緊急を要する場合、(1)、(2)の事業を補完する場合等において、上記(1)の補助金、(2)の助成金の交付を受けないで、自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場を建設する事業。

前記事業を実施する場合にあっては、国の交付金等が利用できる場合がある。また、(株)日本政策投資銀行から低利の資金の貸付を受けて実施することもある。

#### (申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、(1)の補助事業及び(2)の宝くじ事業については前年度の8月末までに、所定の要望書をセンターに提出すること（毎年5月、センターから案内文書を送付）。(3)の単独事業については特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに申し出ること。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助金等の枠などの関係で要望どおり実施できない場合もある。

#### (負担金について)

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

### 2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

#### (1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場で補助事業により建設したものはすべてセンターの直営に助成事業と単独事業により建設したものは原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

#### (2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者等に有償貸与する。貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なるが、概ね10年である。

なお、貸与の金額は、所定の係数によって算出されるが、補助金等が導入されているので、一般のリース料金に比べかなり低廉な金額となっている。

#### (3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

### 3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

### 4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

#### (1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在約633か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。現在、その数は3市1特別区、12か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところであるが、現在、9市1特別区139か所において指定管理者の指定を受けている。利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

#### (2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

### 5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っています。

### 6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細については下記に問い合わせること。

公益財団法人自転車駐車場整備センター  
 本部 東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号  
 TEL 03-3667-4621

## 自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成25年3月31日現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成21年度	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	平面式	1100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1500
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	日野市	豊田駅北3	〃	490
	〃	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	〃	綾瀬ふげんじ	〃	180
	〃	綾瀬西	平面式	978
	八王子市	堀之内駅(増設)	〃	199

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	平面式	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口3	平面式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	三鷹駅北口中町第2(仮設)	〃	327
	〃	三鷹駅北口中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅北口中町第2バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第1	〃	1,514
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	江東区	亀戸北口第2(増設)	平面式	14
	平成24年度	江東区	東大島駅前(増設)	平面式
武蔵野市		三鷹駅中央大通り	平面式	1,086
〃		武蔵境駅西高架下(改良)	〃	684
西東京市		保谷駅南口第1	〃	135
合 計	7区 15市 307箇所(増設を含め)			194,464



## 第4 参 考

### 1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

### 2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

### 3 関係法令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する法規制一覧
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例





## 第4 参 考

### 1 自転車等の保有・登録・生産状況

#### (1) 自転車保有状況

##### ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考
昭和11年	7,722	内務省調査	昭和46年	30,497	通産省生産動態統計等による推算
昭和12年	7,878		昭和47年	33,542	
昭和13年	8,305		昭和48年	39,087	
昭和14年	8,311		昭和49年	42,151	
昭和15年	8,195		昭和50年	43,930	
昭和16年	8,361		昭和51年	45,555	
昭和17年	8,618		昭和52年	46,855	
昭和18年	8,613		昭和53年	48,007	
昭和19年	8,556		昭和54年	49,541	
昭和20年	5,686		昭和55年	51,230	
昭和21年	6,276	昭和26年及び28年自治庁、課税台数資料による推算	昭和56年	52,325	通産省生産動態統計等による推算
昭和22年	6,939		昭和57年	53,630	
昭和23年	8,013		昭和58年	55,155	
昭和24年	9,192		昭和59年	56,305	
昭和25年	10,859		昭和60年	57,291	
昭和26年	11,693		昭和61年	58,178	
昭和27年	12,406		昭和62年	60,664	
昭和28年	13,270		昭和63年	63,465	
昭和29年	13,667		平成元年	66,385	
昭和30年	13,928		平成2年	69,002	
昭和31年	15,647	通産省生産動態統計等による推算	平成3年	71,124	人的推算
昭和32年	16,005		平成4年	73,200	
昭和33年	16,815		平成5年	74,962	
昭和34年	18,158		平成6年	76,637	
昭和35年	19,559		平成7年	74,935	
昭和36年	20,785		平成8年	77,022	
昭和37年	21,952		平成9年	78,954	
昭和38年	22,931		平成10年	80,867	
昭和39年	23,765		平成11年	82,780	
昭和40年	24,377		平成12年	84,815	
昭和41年	25,430		平成13年	85,170	
昭和42年	26,375		平成14年	85,549	
昭和43年	27,330		平成15年	85,933	
昭和44年	28,241		平成16年	86,324	
昭和45年	29,291		平成17年	86,647	

注：(財)自転車産業振興協会資料による。

自転車保有台数は、自転車税が廃止される昭和32年度までは、課税台数を基礎にしている。昭和33年以降平成6年までは生産動態統計等にもとづく物的推計値であったが、平成7年より世帯主年代別（単身世帯、世帯外を含む）の保有率で推計した人的推計値に変更。平成7年国勢調査結果等を用いて保有台数を見直し修正を行った。（厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所参考）

## イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成20年 (人口)	人口/ 台数
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	5,572	2.0
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	1,431	2.4
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	1,367	2.5
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	2,335	3.0
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	1,131	2.5
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	1,194	2.2
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	2,076	2.6
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	2,982	2.4
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	2,007	2.2
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	2,012	2.3
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	7,067	1.3
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	6,091	1.6
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	12,462	1.4
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	8,798	1.7
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	2,413	2.2
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	1,106	2.4
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	1,167	2.4
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	815	2.1
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	871	2.3
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	2,177	2.6
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	2,095	2.4
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	3,775	2.2
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	7,186	1.8
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	1,856	1.8
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	1,378	1.7
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	2,559	1.5
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	8,670	1.3
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	5,582	1.6
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	1,420	1.8
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	1,046	1.8
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	602	2.0
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	733	2.4
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,948	1.9
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	2,864	2.0
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	1,480	2.2
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	806	1.8
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	1,019	1.7
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	1,472	1.9
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	784	1.9
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	5,031	2.7
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	865	2.3
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	1,469	4.6
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	1,845	2.5
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	1,215	2.3
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	1,161	2.8
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	1,739	4.0
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	1,391	6.0
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	127,066	107

(注) ① 自転車の国内市場動向調査。〈(一社)自転車協会〉より抜粋。

② 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)

③ 保有台数は、参考数値である。

## ウ 世界の保有台数

(単位：千円)

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2005	8,665	1.5
中国	2006	40,976	3.2
韓国	1996	650	6.9
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2008	1,800	0.9
ドイツ	2011	7,000	1.2
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

注：(財) 自転車産業振興協会資料による。

## (2) 原動機付自転車保有状況

### ア 保有台数の推移(全国、都)

		14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	9,136,832	8,739,686	8,915,037	8,566,613	8,345,225	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,334,792	1,341,088	1,329,410	1,353,732	1,378,714	
	計	10,471,624	10,244,447	10,244,447	9,920,345	9,723,939	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	647,964	625,525	625,525	606,945	596,638	
	原付二種	90cc以下	76,708	78,766	71,190	71,190	69,021
		125cc以下	85,268	85,274	99,980	99,980	108,427
	計	812,004	787,501	787,501	778,115	774,086	

		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,134,692	8,739,686	7,694,009	7,448,862	7,448,862	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,397,085	1,341,088	1,479,588	1,511,440	1,511,440	
	計	9,531,777	10,244,447	9,173,597	8,960,302	8,960,302	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	582,395	625,525	531,516	509,688	486,232	
	原付二種	90cc以下	76,708	62,783	60,651	57,578	53,515
		125cc以下	85,268	115,339	126,660	133,097	140,002
	計	760,517	787,501	718,827	700,363	679,749	

注：警視庁交通年鑑平成23年版による。  
 全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

## イ 都道府県別保有台数

平成22年4月1日現在

都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)
<b>総 数</b>		<b>1,511,440</b>	<b>7,448,862</b>				
北海道		18,716	91,910				
東北	青森	7,540	58,298	近畿	滋賀	12,246	94,074
	岩手	10,663	69,805		京都	61,864	279,244
	宮城	16,218	112,461		大阪	134,738	685,781
	秋田	5,219	37,535		兵庫	86,773	417,771
	山形	8,028	51,784		奈良	18,326	153,760
福島	14,963	91,087	和歌山	32,987	157,079		
東京(警視庁)		189,191	495,702	中国	鳥取	3,952	21,284
関東	茨城	20,910	148,865		島根	5,887	38,787
	栃木	15,529	100,424		岡山	28,896	134,532
	群馬	17,970	89,386	広島	48,932	260,231	
	埼玉	74,291	339,214	山口	15,011	82,001	
	千葉	52,025	305,996	四国	徳島	12,420	63,535
	神奈川	156,328	551,277		香川	20,989	83,530
	新潟	17,844	125,268		愛媛	35,039	167,682
	山梨	8,818	82,853	高知	17,169	83,022	
長野	20,876	127,047	九州	福岡	45,919	274,682	
静岡	56,174	278,638		佐賀	8,088	43,385	
中部	富山	5,276		30,456	長崎	28,908	109,539
	石川	5,303		40,297	熊本	18,538	144,616
	福井	3,039		26,793	大分	12,000	85,841
	岐阜	11,366		72,442	宮崎	8,814	71,474
	愛知	49,525	297,424	鹿児島	18,396	151,308	
三重	16,764	128,231	沖縄	32,972	92,511		

## ウ 区市町村別保有台数

平成23年4月1日現在

区市町村		原付二種		原付自転車	区市町村		原付二種		原付自転車
		125cc以下	90cc以下	50cc以下			125cc以下	90cc以下	50cc以下
<b>総 数</b>		<b>140,002</b>	<b>53,515</b>	<b>486,232</b>					
計		97,424	35,702	291,940					
区部	千代田	485	368	3,538	市部	町田	5,208	1,548	29,226
	中央	1,094	466	4,457		小金井	838	327	3,250
	港	2,320	1,020	7,456		小平	1,585	610	6,176
	新宿	3,133	1,212	10,082		日野	1,795	799	8,884
	文京	1,787	891	6,261		東村山	1,339	530	5,327
	台東	1,761	859	5,522		国分寺	747	325	3,092
	墨田	2,932	1,090	8,401		国立	507	242	1,971
	江東	5,168	1,571	13,759		福生	487	272	2,409
	品川	4,550	1,407	12,733		狛江	1,025	328	3,061
	目黒	2,568	902	7,664		東大和	899	384	3,704
	大田	9,035	2,866	22,594		清瀬	772	236	3,520
	世田谷	8,974	3,059	27,237		東久留米	1,402	526	5,752
	渋谷	2,177	1,065	6,737		武蔵村山	908	476	4,151
	中野	3,173	1,211	9,022		多摩	1,662	519	8,395
	杉並	4,510	1,821	13,308		稲城	1,061	253	4,115
	豊島	2,143	1,162	6,560		羽村	454	310	2,228
	北	3,384	1,231	9,725		あきる野	806	692	4,278
	荒川	1,926	887	6,024		西東京	1,821	684	6,571
	板橋	6,980	2,235	18,959		計	629	451	3,413
	練馬	7,744	2,676	23,397		瑞穂町	379	249	1,856
足立	9,373	3,060	29,355	日の出町	166	138	983		
葛飾	4,745	1,856	14,621	奥多摩町	58	43	415		
江戸川	7,462	2,787	24,528	檜原村	26	21	159		
計	40,965	17,125	187,448	計	984	237	3,431		
市部	八王子市	6,580	3,212	36,632	島部	大島町	97	73	696
	立川	1,505	804	6,169		利島村	1	1	27
	武蔵野市	825	410	3,218		新島村	27	43	394
	三鷹	1,752	661	6,044		神津島村	65	35	726
	青梅	1,374	895	7,273		三宅村	24	18	189
	府中	2,478	809	9,714		御蔵島村	4	2	63
	昭島	1,003	525	4,681		八丈町	57	46	608
	調布	2,132	748	7,607		青ヶ島村	16	3	19
				小笠原村	693	16	709		

### (3) 自転車防犯登録台数

平成23年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数					
	平成23年	平成22年	増減	増減率(%)		平成23年	平成22年	増減	増減率(%)		
総数	18,431,812	18,068,138	363,674	2.0	滝野川	63,287	63,674	-387	-0.6		
第一方面	麴町	7,479	7,518	-39	-0.5	王子	94,935	87,262	7,673	8.8	
	丸の内	61,570	56,268	5,302	9.4	赤羽	272,900	271,051	1,849	0.7	
	神田	33,695	36,104	-2,409	-6.7	板橋	247,232	243,186	4,046	1.7	
	万世橋	73,330	66,241	7,089	10.7	志村	212,840	211,629	1,211	0.6	
	中央	25,605	26,838	-1,233	-4.6	高島平	244,668	233,042	11,626	5.0	
	久松	12,540	11,750	790	6.7	練馬	281,083	278,176	2,907	1.0	
	築地	39,240	37,707	1,533	4.1	光が丘	253,059	251,730	1,329	0.5	
	月島	40,227	38,661	1,566	4.1	石神井	411,013	401,929	9,084	2.3	
	愛宕	12,730	12,940	-210	-1.6	十方面計	2,081,017	2,041,679	39,338	1.9	
	三田	18,625	18,960	-335	-1.8	第六方面	上野	294,784	304,162	-9,378	-3.1
	高輪	21,154	21,867	-713	-3.3		下谷	30,510	30,353	157	0.5
	麻布	36,497	32,796	3,701	11.3		浅草	70,176	69,783	393	0.6
	赤坂	40,178	39,617	561	1.4		蔵前	12,901	13,230	-329	-2.5
	東京湾岸	45,025	40,822	4,203	10.3		尾久	54,663	51,830	2,833	5.5
一方面計	467,895	448,089	19,806	4.4	南千住		189,364	179,103	10,261	5.7	
第二方面	品川	95,239	89,318	5,921	6.6		荒川	106,343	103,991	2,352	2.3
	大井	144,580	144,762	-182	-0.1		千井	169,413	172,579	-3,166	-1.8
	大崎	34,537	35,704	-1,167	-3.3		西新井	437,351	426,792	10,559	2.5
	荏原	114,042	108,560	5,482	5.0		竹の塚	216,931	192,953	23,978	12.4
	大森	257,231	252,406	4,825	1.9	綾瀬	260,201	259,078	1,123	0.4	
	田園調布	161,331	165,271	-3,940	-2.4	六方面計	1,842,637	1,803,854	38,783	2.2	
	蒲田	429,240	420,891	8,349	2.0	第七方面	深川	416,467	414,033	2,434	0.6
	池上	204,786	197,231	7,555	3.8		城東	394,020	379,157	14,863	3.9
	東京空港	4	4	±0	±0		本所	105,095	107,258	-2,163	-2.0
	二方面計	1,440,990	1,414,147	26,843	1.9		向島	234,668	229,371	5,297	2.3
第三方面	世田谷	231,223	232,533	-1,310	-0.6		亀有	379,847	374,845	5,002	1.3
	北沢	181,156	183,419	-2,263	-1.2		葛飾	324,644	318,114	6,530	2.1
	玉川	197,338	196,241	1,097	0.6		小松井	252,596	240,274	12,322	5.1
	成城	362,165	351,996	10,169	2.9	葛西	571,181	552,366	18,815	3.4	
	目黒	109,699	101,272	8,427	8.3	小岩	229,372	231,410	-2,038	-0.9	
	碑文谷	239,582	240,633	-1,051	-0.4	七方面計	2,907,890	2,846,828	61,062	2.1	
	渋谷	145,840	144,724	1,116	0.8	第八方面	昭島	188,381	180,200	8,181	4.5
	原宿	88,825	82,036	6,789	8.3		立川	470,683	464,081	6,602	1.4
	代々木	84,722	79,294	5,428	6.8		東大和	279,063	282,918	-3,855	-1.4
	三方面計	1,640,550	1,612,148	28,402	1.8		府中	445,904	428,519	17,385	4.1
第四方面	牛込	18,036	16,234	1,802	11.1		小金井	327,199	326,868	331	0.1
	新宿	266,066	254,967	11,099	4.4		田無	482,565	471,513	11,052	2.3
	戸塚	198,649	202,870	-4,221	-2.1		小平	209,320	203,326	5,994	2.9
	四谷	96,079	95,012	1,067	1.1		東村山	262,581	255,299	7,282	2.9
	中野	161,600	158,286	3,314	2.1	武蔵野	355,220	344,497	10,723	3.1	
	野方	171,623	168,712	2,911	1.7	三鷹	281,572	279,541	2,031	0.7	
	杉並	252,422	255,446	-3,024	-1.2	調布	358,858	349,322	9,536	2.7	
	高井戸	315,039	301,878	13,161	4.4	八方面計	3,661,346	3,586,084	75,262	2.1	
	荻窪	217,411	218,683	-1,272	-0.6	第九方面	青梅	186,782	176,775	10,007	5.7
	四方面計	1,696,925	1,672,088	24,837	1.5		五日市	18,574	15,534	3,040	19.6
第五方面	富坂	27,749	25,987	1,762	6.8		福生	271,410	266,092	5,318	2.0
	大塚	16,600	17,212	-612	-3.6		八王子	462,392	471,942	-9,550	-2.0
	本富士	144,703	143,774	929	0.6		高尾	155,294	151,783	3,511	2.3
	駒込	12,372	11,434	938	8.2		南大沢	55,187	32,592	22,595	69.3
	巢鴨	126,939	124,317	2,622	2.1		町田	427,577	420,048	7,529	1.8
	池袋	276,435	277,626	-1,191	-0.4		日野	177,599	179,038	-1,439	-0.8
	目白	102,909	102,911	-2	0.0		多摩中央	229,804	225,935	3,869	1.7
	五方面計	707,707	703,261	4,446	0.6	九方面計	1,984,619	1,939,739	44,880	2.3	
	島部	大島	3	3	±0	±0	新島	0	0	±0	±0
		三宅島	0	0	±0	±0	八丈島	177	158	19	12.0
小笠原		56	60	-4	-6.7	島部計	236	221	15	6.8	
島部計		236	221	15	6.8						

注：警視庁交通年鑑平成23年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

#### (4) 自転車生産実績 (全国)

(単位：千台)

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和55年	695		1,969	2,400		85	1,832	103	7,084
昭和56年	650		1,542	2,546		55	1,656	152	6,601
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142			4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,454
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,928
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	719	248	39	78	5	46			1,135
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,094
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,058
平成23年	553	403		145					1,102

注：(財) 自転車産業振興協会資料による  
千台未満の端数については四捨五入している。



## 2 自転車関係団体

### (1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 野澤 隆寛
◇所在地	
◇本部	〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3 電話(03)(5572)6401 ファクシミリ(03)(5572)6407
◇技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3
◇設立	昭和33年9月15日(昭和39年4月1日旧(財)自転車技術研究所を現名称に変更)
◇目的	自転車の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

#### ◇事業

- ①自転車産業に関する総合的な調査研究
  - ②自転車産業振興に関する総合的な企画立案
  - ③自転車産業の体質改善に関する指導助成
  - ④生産技術に関する研究等品質改善のための事業
  - ⑤内外情報の収集及び提供並びに海外市場開拓等貿易振興のための事業
  - ⑥国内流通及び消費の増進並びに改善のための事業
  - ⑦その他目的達成に必要な事業
- ((財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

### (2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 渡辺 恵次
◇所在地	
◇本部	〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-15 電話(03)(3585)5455 ファクシミリ(03)(3582)3337, (03)(3505)2280
◇設立	昭和23年2月19日 社団法人日本自転車会館と社団法人日本自転車協会は、平成13年4月1日付けで統合を認可され、名称を社団法人自転車協会と改めた。
◇目的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車を持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指すことを目的とする。

#### ◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩会館の管理及び運営
- ⑪前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

#### ◇会員

- ①正会員 111名(平成24年3月31日現在)
  - ②賛助会員 241名
- ((財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

### (3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 石黒 克己
◇所在地	
◇本部	〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3 電話 直通(03)(3585)7578 ファクシミリ(03)(3586)9782 自転車文化センター 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園2-1(科学技術館) 電話 (03)(3217)1231 ファクシミリ(03)(5224)4558
◇設立	昭和46年3月26日
◇目的	自転車の利用の改善合理化を図ることにより、自転車産業の発展に貢献するとともに、国民生活の向上に寄与する。

- ◇事業
- ① 国民生活における自転車の利用方法等に関する調査研究
  - ② 自転車の利用方法の改善合理化に関する方策の策定及びその推進
  - ③ 競技用自転車の品質性能の改善に関する効率的な研究の促進
  - ④ 競技用自転車部品の円滑な供給体制の確立に関する方策の推進
  - ⑤ 前2号以外の自転車競技関係機器の開発研究及びその成果の普及
  - ⑥ 第2号の事業等の実施に必要な施設の設置及び運営
  - ⑦ 自転車の普及に関する広報
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業  
((財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

#### (4) 財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	会長 谷 垣 禎 一
◇所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3 電話(03)(3583)5628 ファクシミリ(03)(3583)5987
◇設立	昭和39年5月22日
◇目的	サイクリングの健全なる発達とその普及に努めるとともに、サイクリング及びサイクリング用自転車に関する調査研究を行い、その理論及び技術の進歩を図り、もって我が国体育文化の向上と関連機械工業の振興に寄与する。

- ◇事業
- ①サイクリングの普及奨励
  - ②サイクリング指導者の養成
  - ③サイクリングラリー及びサイクルスポーツ大会の開催
  - ④サイクリングによる青少年の健全育成
  - ⑤サイクリング及びサイクリング用自転車に関する調査研究
  - ⑥サイクリングに関する刊行物及び機関誌の刊行
  - ⑦関係諸機関との連絡協調
  - ⑧その他前条の目的を達成するために必要な事業

- ◇会員
- 賛助会員 17,000名 (平成24年7月25日現在)  
((財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

#### (5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11 日本橋ピアザビル7階
本 部	電話(03)(3667)4621 ファクシミリ(03)(3667)4623
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4-2-7 丸森パークビル63階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立	昭和54年4月16日
◇目的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

- ◇事業
- ①自転車等駐車場の設置及び運営
  - ②自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
  - ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
  - ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
  - ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
  - ⑥前各号に関する業務の受託
  - ⑦その他センターの目的を達成するために必要な事業

## (6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地	〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階 電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355
◇設立	昭和35年3月19日
◇目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

### ◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

## (7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446-7 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立	昭和30年8月24日
◇目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

### ◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

## (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地	〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内 電話(03)(3993)1111内線8315 ファクシミリ(03)(3993)6557
◇設立	平成4年2月13日
◇目的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にするとともに計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

- ◇会員 (1)正会員 135団体(平成24年6月現在)  
(2)賛助会員 6団体  
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

## (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地	〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11 豊島区土木部交通対策課内 電話(03)(3981)4847 ファクシミリ(03)(3981)4844
◇設立	平成元年10月
◇目的	放置自転車対策の結果、発生する引取り手のない良質車の有効活用策として、これらの良質車をさらに点検整備し、再生自転車として、アジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、主に看護師、保健師等の交通手段として利用することにより、当該国、地域での福祉の向上・増進を希求し、国際協力に寄与することを目的とする。

◇活動実績 再生自転車69,135台を91ヶ国へ譲与(平成23年度末現在)

◇加盟団体 12市区および公益財団法人ジョイセフ

### 3 関係法令

#### (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭和55年11月25日  
法律 第87号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

- 第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
  - 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

- 第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
  - 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
  - 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
  - 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実を努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の前から利用している自転車については、なお従前の例による。

- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

## (2) 自転車・自動車の駐車場に関する法規制一覧

### ア 建築基準法関係

項 目	自転車駐車場	自動車駐車場
大規模建築物 (法21条)	①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物は、その主要構造部を耐火建築物としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、その主要構造部を耐火建築としなければならない	
防火壁 (法26条)	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、1,000㎡以内ごとに耐火上有効な構造の防火壁で区画する	
耐火性能 (法27条) (条例29条)	規制なし	①3階以上をその用途に供するものは、耐火建築物とする ②その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以上のものは、耐火建築物又は準耐火建築物とする ③自動車駐車場の床面積の合計が300㎡(平屋建ての場合は600㎡)を超えるものは、耐火建築物とする。ただし、次の全ての要件に該当する場合は、準耐火建築物とすることができる ・階数が2(2層3段)以下であること ・他の建築物に接続されていないこと ・各階の外周部分に、天井、はりその他これらに類するものからその下方50センチメートル以上の直接外気に常時開放された開口部が設けられ、かつ、当該開口部の各階における面積の合計が、当該階の床面積の5%以上であること ・建築物の短辺の長さが5.5メートル以下であること ④床面積の合計が50㎡を超える自動車駐車場を避難階以外の階に設け、または床面積の合計が50㎡を超える自動車駐車場の直上に2以上の居室を有する階を設けるときは、耐火建築物とする。ただし、次の要件に該当する場合は、この限りでない ・自動車駐車場の床面積が150㎡未満であること ・自動車駐車場が避難階のみに設けられていること ・主要構造部が耐火構造であり、かつ、自動車駐車場とその他の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画していること
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)	平屋は延べ面積3,000㎡、2階建は1,000㎡、3階以上は500㎡を超える場合、内装制限を受ける	全部適用
接道義務 (法43条) (条例4条) (条例10条の3)	①接道長さ2m以上 ②延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは6m以上、2,000㎡を超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上	①同左 ②延べ面積500㎡以下のものは4m以上、500㎡を超え1,000㎡以下のものは6m以上、1,000㎡を超え、2,000㎡以下のものは8m以上、2,000㎡を超えるものは10m以上
屋 根 (法22条)	法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により火災が燃え広がらないこと及び屋根が燃えぬけないものとする。 ※法22条地域(8.4.1 都告示361)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域	
外 壁 (法23条)	法22条地域において、木造建築物等は外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁などの準防火性能を有する壁としなければならない。 ※延焼のおそれのある部分(法2条) 隣地境界線、道路中心線、建築物相互間の中心線(同一敷地内に2棟以上ある場合)から3m(1階部分)、5m(2階以上の部分)以内にある建築物の部分	
木造の特殊建築物(法24条)	規制なし	法22条地域においては木造建築物等で延べ面積50㎡を超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする

項 目		自転車駐車場	自動車駐車場
用 途 地 域	第1種低層 住居専用地域 及び 第2種低層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独建築は不可	・住宅等に附属するものは、床面積の合計が600㎡まで可 ただし、2階以上の部分は除く ・単独建築は不可
	第1種中高層 住居専用地域	同 上	・住宅等に附属するものは、2階以下で床面積の合計が3,000㎡以下 ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が300㎡以下
	第2種中高層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下	同 上
	第1種 住居地域	・3,000㎡以下	・住宅等に附属するものは、2階以下で同一敷地内にある建築物（自動車車庫は除く）の床面積の合計以下 ・単独のものは、2階以下で、床面積の合計が300㎡以下
	第2種 住居地域	規制なし	同 上
防火地域 (法61条)	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える場合は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒先を防火構造としたものはこの限りでない		
準防火地域 (法62条)	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超えるものは耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下のものは耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3のものは、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする		
容積率制限における床面積の控除（令2条）	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される		

〈注〉

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の場合駐車場法施行令及び届出（駐車料金を徴収する場合）の適用を受ける。



## イ 主な消防法関係

項目	自転車駐車場	自動車駐車場
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)
消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)
スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
消 防 用 設 備 等	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし
自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	※1 ①駐車の用に供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上(ウ)屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く一条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等 用 途 地 域	非常ベル、 自動式サイ レン又は 放送設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及 び放送設備 24条	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下4階以下の階で駐車のために供する部分の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積1,000㎡以上(条例)※1④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント 設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助 設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

- 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項
- 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。
- 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

### (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

〔平成25年3月29日〕  
〔条例第14号〕

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

##### (基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

##### (都の責務)

第4条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

##### (自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

##### (自転車使用事業者等の責務)

第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造若しくは組立て又は整備を業とする者、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第13条において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

##### (都民及び事業者の責務)

第7条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第2章 自転車安全利用推進計画

##### (自転車安全利用推進計画)

第8条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

#### 第3章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

##### (都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第9条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用指針)

第10条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項
- 二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第12条 自転車使用事業者は、従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第13条 自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者(第23条第2項及び第37条において「自転車組立業者」という。)、自転車の整備を業とする者(第22条、第23条第2項及び第37条において「自転車整備業者」という。)及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者 に対して、自転車の販売等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第14条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。第30条において「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(児童の技能及び知識の習得)

第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童(18歳未満の者をいう。次条において同じ。)に対し、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第16条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### 第4章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第17条 自転車利用者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第18条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第20条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第22条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第22条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前3号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第22条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第23条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

## 第5章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第24条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第25条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第26条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

## 第6章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第28条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

## 第7章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第29条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第30条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐所に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐所に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

## 第8章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第31条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第34条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第33条第1項(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から3年を経過しない者

二 第34条(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第39条第1項の公表をされた日から2年を経過しない者

三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第1項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(登録に係る事項の変更等)

- 第32条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

- 第33条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。
- 一 第31条第2項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第38条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
- 3 前2項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

- 第34条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業の登録等)

- 第35条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付事業の登録等)

- 第36条 自転車貸付事業を営む者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から第34条までの規定は、前項の登録について準用する。

## 第9章雑則

(報告及び調査)

- 第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第31条第1項、第35条第1項若しくは前条第1項の登録を受けた者、第34条（第35条第2項又は前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第38条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。
- 一 第23条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 二 第31条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 三 第32条第1項（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
- 四 第34条（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 五 第35条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 六 第36条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

- 第39条 知事は、前条第1号又は第4号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

- 第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月発行

登録番号 (24) 3

駅前放置自転車の現況と対策 平成24年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部  
総合対策部交通安全課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5388)3124

印刷所 昭和商事株式会社  
東京都豊島区巢鴨三丁目24番11号  
電話 03(3910)5912